

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Aあ1	区第1号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市大野鳴川地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央) 大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根) 1から155度780メートルの所 1から155度530メートルの所 2から大竹市可部島北西端を見通す線上300メートルの 2から大竹市可部島北西端を見通す線上550メートルの	団体漁業権	大竹市(ただし、阿多田を除く。)
区Aあ2	区第2号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市大野鳴川地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央) 大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根) 1から155度1,130メートルの所 1から155度880メートルの所 2から大竹市可部島北西端を見通す線上650メートルの 2から大竹市可部島北西端を見通す線上900メートルの	団体漁業権	大竹市(ただし、阿多田を除く。)
区Aあ3	区第3号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 長浦ノ鼻(平根鼻) 宮島町須屋浦大石北の鼻 1から大竹市玖波町行者山の高を見通す線上200メートルの所 1から大竹市玖波町行者山の高を見通す線上500メートルの所 1から廿日市市大野小ヤクショウ鼻を見通す線上630メートルの所 2から大野ヤクショウ鼻東側付け根(国道2号線トンネル東口)を見通す線上280メートルの所	団体漁業権	大竹市(ただし、阿多田を除く。)
区Aあ4	区第4号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市可部島地先	区域 基点1 ア イ ウ エ オ カ キ ク 次のアエ、エオ、オク、クアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウカ、カキ、キイを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 可部島西端 1から326度30分80メートルの所 1から326度30分560メートルの所 1から326度30分740メートルの所 1から326度30分1,230メートルの所 1から339度30分1,380メートルの所 1から346度30分910メートルの所 1から351度30分740メートルの所 1から24度370メートルの所	団体漁業権	大竹市(ただし、阿多田を除く。)
区Aあ5	区第5号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市可部島地先	区域 基点1 ア イ 次のアイ、イオ、オカ、カアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、ウエ、エキ、キク、クウを結んだ4直線とによって囲まれた区域を除く。 可部島西端 1から216度45分200メートルの所 1から216度45分600メートルの所	団体漁業権	大竹市玖波1～8丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						ウ エ オ カ キ ク 1から260度30分660メートルの所 1から277度800メートルの所 1から292度30分1,190メートルの所 1から312度30分1,170メートルの所 1から306度700メートルの所 1から298度470メートルの所		
区Aあ6	区第6号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ 次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウアを結んだ直線とによって囲まれた区域 宮島町須屋浦大石北の鼻 1から南西へ1番目の鼻北端 1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所 1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2からアを見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	大竹市玖波1～8丁目
区Aあ7	区第7号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 長浦ノ鼻(平根鼻)から北へ1番目の鼻南側付け根 長浦ノ鼻(平根鼻)北側付け根 1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所 1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から亀居城跡の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	大竹市玖波1～8丁目
区Aあ8	区第8号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町江ノ尻浦地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 江ノ尻浦北の鼻 宮島町あての木の鼻から北東へ2番目の鼻 1から大竹市可部島西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 1から大竹市可部島西端を見通す線上50メートルの所 2から大竹市玖波町行者山の高(313.5メートル)を見通す線上55メートルの所 2から大竹市玖波町行者山の高(313.5メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	大竹市(ただし、阿多田を除く。), 廿日市市林が原
区Aあ9	区第9号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	大竹市玖波地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大竹市玖波2丁目4号防波堤南東端 大竹市玖波2丁目4号防波堤南東端から防波堤沿い北東へ270メートル(1番目の曲り角)の所 1から大竹市可部島南端を見通す線上100メートルの所 1から大竹市可部島南端を見通す線上40メートルの所 2から大竹市可部島北端を見通す線上40メートルの所 2から大竹市可部島北端を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	大竹市(ただし、阿多田を除く。)
区Aい1	区第10号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島, 猪子島地先	区域 基点1 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大竹市阿多田猪子島西側防波堤北側付け根から東へ6.5メートルの所(旧かき殻堆積デッキ西側付け根)	団体漁業権	大竹市阿多田

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						基点2 ア イ ウ エ	大竹市阿多田猪子島西側防波堤の先端から1番目の曲り角 1から廿日市市宮島町青海苔浦東の鼻先端を見通す(351度30分)線上1,170メートルの所 2から宮島町岩船山山頂(467メートル)を見通す(337度)線上630メートルの所 1から宮島町巖島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す(17度)線上460メートルの所 1から宮島町巖島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す(17度)線上1,060メートルの所		
区Aい2	区第11号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島, 猪子島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大竹市阿多田阿多田漁港本浦西物揚場沖防波堤突端から防波堤沿い北へ21メートルの所 大竹市阿多田猪子島埋立地西側護岸の東側付け根(巻揚施設機械室入口正面の護岸点) 阿多田島と猪子島を結ぶ防波堤中央部東側曲り角から防波堤沿い北東へ40メートルの所 猪子島西側防波堤北側付け根から東へ6.5メートルの所(旧かき殻堆積デッキ西側付け根) 1から廿日市市宮島町岩船山山頂(467メートル)を見通す(340度)線上2,020メートルの所 2から宮島町革篋鼻を見通す(314度30分)線上1,560メートルの所 3から岩船山山頂(467メートル)を見通す(338度)線上1,060メートルの所 4から宮島町青海苔浦東の鼻先端を見通す(351度30分)線上1,400メートルの所	団体漁業権	大竹市阿多田
区Aい3	区第12号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島うどまり地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 阿多田島うどまりの鼻南側付け根の浜北端 阿多田島うどまりの鼻南側付け根の浜南端 1から150度5メートルの所 2から145度5メートルの所 2から145度30メートルの所 1から150度30メートルの所	団体漁業権	大竹市阿多田
区Aい4	区第13号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島内深浦地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の2ア, アイ, イ1, 1・2を結んだ4直線によって囲まれた区域 内深浦南奥護岸西端から海岸沿い北へ40メートルの所 1から34度の線と海岸線との交点 2から内深浦南奥護岸東端を見通す線上20メートルの 1から内深浦南奥護岸東端を見通す線上20メートルの	団体漁業権	大竹市阿多田
区Aい5	区第14号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島内深浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 内深浦南奥護岸東端から護岸沿い北西へ110メートルの所 内深浦南奥護岸東端から護岸沿い北西へ100メートルの所 内深浦南奥護岸東端から護岸沿い北西へ30メートルの 1から護岸に直角に25メートルの所	団体漁業権	大竹市阿多田

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						イ ウ エ オ カ			
区Aい6	区第15号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島内深浦地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	2から護岸に直角に25メートルの所 2から護岸に直角に40メートルの所 3から阿多田島とまりの鼻西端を見通す線上40メートルの所 3から阿多田島とまりの鼻西端を見通す線上5メートル 1から護岸に直角に5メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 阿多田島とまりの鼻南側付け根に接する石積護岸北端(スベリの南側)から海岸沿い南西へ160メートルの所 1から海岸沿い南西へ45メートルの所 1から阿多田島長浦鼻北端を見通す線上30メートルの 1から阿多田島長浦鼻北端を見通す線上5メートルの所 2から阿多田島出口の鼻を見通す線上5メートルの所 2から阿多田島出口の鼻を見通す線上30メートルの所	団体漁業権	大竹市阿多田
区Aい7	区第16号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島内深浦地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 阿多田島とまりの鼻南側付け根に接する石積護岸北端(スベリの南側) 1から海岸沿い南西へ70メートルの所 1から270度30メートルの所 1から270度5メートルの所 2から270度15メートルの所 2から270度45メートルの所	団体漁業権	大竹市阿多田
区Aい8	区第17号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島内深浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ オ カ キ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 阿多田島長浦鼻北端 阿多田島ヨケ鼻北西端 阿多田島とまりの鼻西側の岩 阿多田島内深浦南奥護岸東端 4から護岸沿い北西へ60メートルの所(スベリの中央) 阿多田島うどまりの鼻南側付け根 1から2を見通す線上390メートルの所 ウから廿日市市宮島町青海苔浦から西へ2番目の山の高(202メートル)を見通す線と1から2を見通す線との交 3から6を見通す線上10メートルの所 4から3を見通す線上100メートルの所 5から0度100メートルの所 3から6を見通す線と5から0度の線との交点 6から3を見通す線上250メートルの所	団体漁業権	大竹市阿多田
区Aい9	区第18号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島米山地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 阿多田島とまりの鼻西側の岩 阿多田島ヨケの鼻西側の浜の中央の岩(二つある浜を隔てる中央の岩) 1から廿日市市宮島町青海苔浦から西へ2番目の山の高(202メートル)を見通す線上110メートルの所 1から廿日市市宮島町青海苔浦から西へ2番目の山の高(202メートル)を見通す線上320メートルの所	団体漁業権	大竹市阿多田

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ			
区Aい10	区第19号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島, 猪子島地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	2から宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線上320メートルの所 2から宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線上110メートルの所 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 阿多田島ミシリノ鼻から北西へ1番目の鼻 阿多田島と猪子島を結ぶ防波堤の猪子島側の北側付猪子島西側防波堤の北側付け根から防波堤沿い西へ26メートルの所 1から大竹市可部島南端を見通す線上800メートルの所 2から廿日市市宮島町革籠崎を見通す線上1,570メートルの所 3から宮島町巖島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す線上460メートルの所 3から宮島町巖島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す線上150メートルの所 1から猪子島北端を見通す線上160メートルの所	団体漁業権	大竹市阿多田
区Aい11	区第20号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	大竹市阿多田島, 猪子島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 阿多田島ミシリノ鼻から北西へ1番目の鼻 阿多田島と猪子島を結ぶ防波堤中央部東側曲がり角 2から防波堤沿い北東へ30メートルの所 猪子島西側防波堤の南側付け根 1から猪子島の高(82メートル)を見通す線上230メートルの所 1から猪子島の高(82メートル)を見通す線と2から猪子島西側防波堤の曲がり角(4から防波堤沿い西へ108メートルの所)を見通す線との交点 2から4を見通す線上130メートルの所 3からミシリノ鼻北東端を見通す線上210メートルの所	団体漁業権	大竹市阿多田
区Aう1	区第21号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島口1丁目, 阿品3丁目地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 宮島口1丁目宮島競艇場南側防波堤突端から防波堤沿い南西180メートルの所 阿品3丁目南側埋立地南西角(東側)から護岸沿い東へ200メートルの所 1から廿日市市宮島町長浜護岸西端の階段東側付根を見通す線上670メートルの所 1から廿日市市宮島町長浜護岸西端の階段東側付根を見通す線上200メートルの所 2から132度23分30秒の線上380メートルの所 2から132度23分30秒の線上850メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内, 阿品
区Aう2	区第22号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市阿品3丁目地先	区域 基点1 基点2	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし, 海底電線保護区域を除く。 阿品3丁目南側埋立地北東角(南側)から護岸沿い南西へ160メートルの所 阿品3丁目南側埋立地北東角(北側)	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内, 阿品

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						ア イ ウ エ 1から広島市南区似島地獄鼻を見通す線上370メートルの所 1から広島市南区似島地獄鼻を見通す線上270メートルの所 2から地獄鼻を見通す線上180メートルの所 2から地獄鼻を見通す線上280メートルの所		
区Aう3	区第23号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市阿品3丁目地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 阿品3丁目北側埋立地(旧ヒロシマナタリー)南東角(東側)から護岸沿い北東へ90メートルの所 阿品3丁目北側埋立地(旧ヒロシマナタリー)北東角(南1から広島市南区弁天島北端を見通す線上340メートルの所 1から広島市南区弁天島北端を見通す線上240メートルの所 2から南区小弁天島の高を見通す(94度)線上70メートルの所 2から南区小弁天島の高を見通す(94度)線上170メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内, 阿品
区Aう4	区第24号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市地御前地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、地御前漁港に通じる航路(イウ間の幅員245メートル, エア間の幅員220メートル)の区域を地御前5丁目広島工業大学ヨット艇庫敷地南東角から護岸沿い南へ61メートルの所(排水口) 廿日市市木材港南南側護岸南東角から南西へ1番目の護岸角 1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上1,730メートルの所 1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上675メートルの所 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上670メートルの所 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上1,680メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内, 阿品
区Aう5	区第25号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市地御前地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 地御前5丁目広島工業大学ヨット艇庫敷地南東角から護岸沿い南へ61メートルの所(排水口) 地御前5丁目地御前漁港北側埋立地東側付け根(内角)から護岸沿い北東へ15メートルの所 1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上570メートルの所 1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上370メートルの所 2から宮島町せんご鼻東端を見通す(156度30分)線上1,015メートルの所 2から宮島町せんご鼻東端を見通す(156度30分)線上1,220メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内, 阿品

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
区Aう6	区第26号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市廿日市木材港地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 廿日市市地御前1丁目護岸東角(御手洗川河口右岸角)から護岸沿い南西へ155メートルの所 廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ55メートルの所 1から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す線上1,010メートルの所 1から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す線上810メートルの所 2から江田島市沖美町絵の島南西端を見通す線上675メートルの所 2から江田島市沖美町絵の島南西端を見通す線上875メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内, 阿品
区Aう7	区第27号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市阿品1丁目, 地御前5丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケを結んだ6直線とケアを距岸90メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし, 艇庫に通じる幅員20メートルの区域を除く。阿品1丁目西幸記念碑埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ40メートルの所 地御前5丁目広島工業大学ヨット艇庫敷地南東角から護岸沿い南へ25メートルの所(階段北側付け根) 地御前5丁目沖山鼻先端 地御前5丁目田屋埋立地南東側の有府川河口暗渠南1から広島市南区弁天島南端を見通す線と距岸90メートルの線との交点 1から広島市南区弁天島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2から南区似島地獄鼻を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2から南区似島地獄鼻を見通す線上25メートルの所 3から地獄鼻を見通す線上25メートルの所 4から弁天島北端を見通す線上25メートルの所 4から弁天島北端を見通す線上180メートルの所 3から地獄鼻を見通す線上125メートルの所 2から地獄鼻を見通す線と距岸90メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内, 阿品
区Aう8	区第28号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市地御前1丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただし, 中央の幅員10メートルの船通しの区域を除く。 地御前1丁目と5丁目との境界護岸角(内角)から護岸沿い北東へ35メートルの所(樋門中央) 地御前1丁目護岸東角から護岸沿い南西へ40メートルの所 地御前1丁目護岸東角から護岸沿い南西へ10メートルの所 1から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上190メートルの所 1から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上20メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内, 阿品

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						ウ エ オ カ		
区Aう9	区第29号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市串戸1丁目地先	区域 2から大奈佐美島西端を見通す線上120メートルの所 3から沖美町絵の島東端を見通す線上460メートルの所 2から大奈佐美島西端を見通す線上410メートルの所 2から大奈佐美島西端を見通す線上490メートルの所 基点1 廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に770メートルの所 基点2 廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に705メートルの所 基点3 廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に685メートルの所 基点4 廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に570メートルの所 アイ 1から245度340メートルの所 イウ 1から245度250メートルの所 エオ 3から245度240メートルの所 オカ 4から245度440メートルの所 カキ 2から245度510メートルの所	団体漁業権	廿日市市地御前, 地御前1~5丁目, 地御前北1~3丁目, 宮内, 阿品
区Aえ1	区第30号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市下の浜地先	区域 次のア2, 2イ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, ケケ, ケコ, コサ, サ5, 5シ, シス, スセ, セソ, ソアを結んだ17直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角(永慶寺川河口左岸角) 基点2 廿日市市永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南東角 基点3 廿日市市上の浜1丁目1番地埋立地南側の護岸南角 基点4 廿日市市上の浜1丁目上ノ浜漁港南側防波堤南側付け 基点5 廿日市市上の浜1丁目上ノ浜漁港南側防波堤突端 ア 1から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す線上12メートルの所 イ 2から321度46メートルの所 ウ 2から330度62メートルの所 エ 3から217度107メートルの所 オ 3から225度50メートルの所 カ 3から255度50メートルの所 キ 3から201度18メートルの所 ク 4から231度30分60メートルの所 ケ 4から124度16メートルの所 コ 4から112度14メートルの所 サ 4から87度83メートルの所 シ 3から113度30分226メートルの所 ス 3から127度264メートルの所 セ 3から150度30分345メートルの所 ソ 1から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す延長線上220メートルの所	団体漁業権	廿日市市上の浜1・2丁目, 下の浜, 物見西1・2丁目, 物見東1・2丁目, 前空1~6丁目, 大野中央1~5丁目, 大野1・2丁目, 大野字早時, 字別府, 字土井, 字
区Aお1	区第31号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市大野2丁目地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	廿日市市大野中央1丁目



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 大野2丁目三菱石油コークス工場棧橋南西側付け根から護岸沿い南西へ202メートルの所(護岸継目) 基点2 大野2丁目三菱石油コークス工場棧橋南西側付け根から護岸沿い南西へ90メートルの所 ア 1から135度30メートルの所 イ 2から135度30メートルの所 ウ 2から135度60メートルの所 エ 1から135度60メートルの所		
区Aお2	区第32号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市大野2丁目地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大野2丁目三菱石油コークス工場棧橋北東側付け根から護岸沿い北東へ65メートルの所 基点2 大野2丁目護岸北東角(南側) ア 1から125度60メートルの所 イ 2から131度60メートルの所 ウ 2から131度90メートルの所 エ 1から125度90メートルの所	団体漁業権	廿日市市大野中央1丁目, 大野1丁目
区Aお3	区第33号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島口西1丁目地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 宮島口西1丁目1番(熊の浦)埋立地南西角 基点2 宮島口西1丁目国道2号線排水口樋門中央 基点3 宮島口西1丁目観音崎の西側護岸東側付け根から護岸沿い西へ35メートルの所(護岸角) ア 1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上280メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上830メートルの所 ウ 3から宮島町飛鳥の鼻を見通す線上750メートルの所 エ 2から宮島町江の浦の西側の鼻を見通す線上350メートルの所	団体漁業権	廿日市市宮島口1・2丁目, 宮島口西1～3丁目, 深江3丁目, 大野字早時, 大野中央1丁目, 大野1丁目, 梅原2丁目, 大野原1丁目, 林が原1丁目
区Aお4	区第34号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島口西1丁目地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 宮島口西1丁目4番埋立地護岸南西角 基点2 廿日市市宮島口1丁目1番南側の埋立地護岸南西角 ア 1から廿日市市宮島町網の浦の棧橋西側付け根を見通す線上360メートルの所 イ 2から宮島町大鳥居中央を見通す線上450メートルの所 ウ 2から宮島町大鳥居中央を見通す線上910メートルの所 エ 1から網の浦の棧橋西側付け根を見通す線上820メートルの所	団体漁業権	廿日市市宮島口1・2丁目, 宮島口西1～3丁目, 深江3丁目, 大野字早時, 大野中央1丁目, 大野1丁目, 梅原2丁目, 大野原1丁目, 林が原1丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
区Aお5	区第35号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町御床 浦地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域	団体漁業権	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原1・2丁目、丸石2～4丁目、宮浜温泉1～2丁目、沖塩屋3丁目、塩屋1丁目、上の浜1・2丁目、大竹市(ただし、阿多田を除く。)
						基点1 基点2 基点3	宮島町須屋ノ鼻北西端 宮島町チンガクソの鼻から海岸沿い南西へ50メートル 宮島町大川浦と御床浦との中間の沖赤石		
						ア	1から廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(国道2号線トンネル西口)を見通す線上130メートルの所		
						イ	2からヤクショウ鼻西側付け根(国道2号線トンネル西口)を見通す線上710メートルの所		
						ウ	3から廿日市市沖塩屋4丁目モービル油そう棧橋中央を見通す線上810メートルの所		
						エ	3から廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻の高を見通す線上250メートルの所		
						オ	2から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上180メートルの所		
						カ	2から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上340メートルの所		
区Aお6	区第36号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町包ヶ 浦地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、航路幅員100メートルの区域を除く。	団体漁業権	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原2丁目
						基点1	宮島町包ヶ浦海水浴場南の排水口樋門中央から旧護岸(砂浜あがり詰めの護岸)沿い北西へ36メートルの所		
						基点2	1から旧護岸(砂浜あがり詰めの護岸)沿い北西へ355メートルの所		
						ア	1から60度430メートルの所		
						イ	1から55度1,100メートルの所		
						ウ	2から50度1,150メートルの所		
						エ	2から50度480メートルの所		
区Aお7	区第37号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市物見東1丁 目地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原2丁目
						基点1	物見東1丁目屋田越橋下の樋門北端から護岸沿い北東へ37メートルの所		
						基点2	物見東1丁目屋田越橋下の樋門北端から護岸沿い北東へ90メートルの所		
						ア	1から廿日市市宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上10メートルの所		
						イ	2から宮島町地先の亀石灯台を見通す線上10メートルの所		

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ			
区Aお8	区第38号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島口西1丁目地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	2から宮島町地先の亀石灯台を見通す線上40メートルの所 1から江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上50メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 宮島口西1丁目4番埋立地北側水路出口右岸角から護岸沿い南へ75メートルの所 宮島口西1丁目4番埋立地北側水路出口右岸角から護岸沿い南へ25メートルの所 1から廿日市市宮島町大鳥居の中央を見通す線上10メートルの所 2から大鳥居の中央を見通す線上10メートルの所 2から大鳥居の中央を見通す線上50メートルの所 1から大鳥居の中央を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	廿日市市宮島口西3丁目
区Aお9	区第39号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町須屋浦地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 宮島町須屋ノ鼻西端 須屋浦大石北の鼻北西端 1から廿日市市大野鳴川河口中央を見通す線上75メートルの所 2から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上10メートルの所 2から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上70メートルの所 1から鳴川河口中央を見通す線上150メートルの所	団体漁業権	廿日市市林が原1丁目、丸石2～4丁目、宮浜温泉1・2丁目、沖塩屋3丁目
区Aお10	区第40号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町下谷地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 宮島町下谷鼻 1から46度30分の線と海岸線との交点 4から46度30分の線と海岸線との交点 1から海岸沿い南東へ100メートルの所 1から廿日市市大野小ヤクシヨウ鼻を見通す線上70メートルの所 2から小ヤクシヨウ鼻を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	廿日市市林が原1丁目、丸石2～4丁目、宮浜温泉1・2丁目、沖塩屋3丁目
区Aお11	区第41号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町御床浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域 御床浦烏帽子岩 1から61度30分の線と最大高潮時海岸線との交点 1から46度30分の線と最大高潮時海岸線との交点 1から2を見通す線上120メートルの所 1から25度150メートルの所 1から13度80メートルの所 1から13度の線と3から249度の線との交点 3から249度の線と距岸10メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、梅原2丁目、沖塩屋3丁目、林が原1・2丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
区Aお12	区第42号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町大江浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ	次の1ア, アイ, イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 宮島町大川浦東大岩 3から184度の線と最大高潮時海岸線との交点 宮島町白鼻 1から236度60メートルの所 2から314度50メートルの所	団体漁業権	廿日市市宮島口1・2丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江3丁目, 大野字早時, 大野中央1丁目, 大野1丁目, 梅原2丁目, 大野原1丁目, 林が原1丁目
区Aお13	区第43号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町下室浜地先	区域 基点1 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 宮島町下室浜水場の東鼻 1から337度80メートルの所 1から350度150メートルの所 1から10度130メートルの所 1から10度60メートルの所	団体漁業権	廿日市市宮島口1丁目
区Aお14	区第44号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町上室浜, 下室浜 第地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキを結んだ6直線とキクを距岸10メートルで結んだ線とクアを結んだ直線とによって囲まれた区域 下室浜から北へ1番目の鼻の北西端 1から海岸沿い北東へ50メートルの所 上室浜半ド岩から海岸沿い南西へ50メートルの所 1から257度80メートルの所 1から280度110メートルの所 1から11度30分140メートルの所 1から28度200メートルの所 1から14度280メートルの所 3から341度30分50メートルの所 3から341度30分の線と距岸10メートルの線との交点 2から311度の線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市大野中央1丁目, 大野1丁目, 宮島口西1丁目
区Aお15	区第45号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町多々良潟地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオカを距岸5メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸5メートルで結んだ線とクアを結んだ直線とによって囲まれた区域 多々良潟西の鼻 多々良潟埋立地護岸北西角 多々良潟埋立地護岸北東角から海岸沿い西へ50メートルの所 多々良潟西の鼻から海岸沿い南西へ140メートルの所 4から廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地排水口(階段南側付け根)を見通す線上90メートルの所 1から295度90メートルの所 1から0度90メートルの所 3から351度50メートルの所 3から351度の線と距岸5メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 4から油ヶ免埋立地排水口(階段南側付け根)を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市宮島口1・2丁目, 宮島口西1~3丁目, 深江3丁目, 大野中央1丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
区Aお16	区第46号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市大野2丁目地先	区域 基点1 基点2 アイ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線によって囲まれた区域 大野2丁目護岸南角(西側) 大野2丁目三菱石油コークス工場棧橋南西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所 1から135度50メートルの所 1から135度の線と距岸5メートルの線との交点 2から棧橋に平行に引いた線と距岸5メートルの線との交点 2から棧橋に平行に引いた線上20メートルの所	団体漁業権	廿日市市大野1・2丁目, 大野中央1~5丁目, 上の浜1・2丁目, 物見西1・2丁目, 梅原1・2丁目
区Aお17	区第47号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市大野2丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大野2丁目三菱石油コークス工場棧橋北東側付け根から護岸沿い北東へ5メートルの所 大野2丁目護岸北東角から護岸沿い南西へ78メートルの所 大野2丁目護岸北東角 1から棧橋に平行に引いた線上20メートルの所 1から棧橋に平行に引いた線と距岸5メートルの線との交点 3から131度の線と距岸5メートルの線との交点 3から131度90メートルの所 2から131度50メートルの所 2から131度20メートルの所	団体漁業権	廿日市市大野1・2丁目, 大野中央1~5丁目, 上の浜1・2丁目, 物見西1・2丁目, 梅原1・2丁目
区Aお18	区第48号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島口西1丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 宮島口西1丁目4番埋立地南西角(内角) 宮島口西1丁目4番埋立地南東角 宮島口西1丁目5番埋立地南角(スベリの西側付け根) 1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上200メートルの所 1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 3から宮島町清水ヶ浦の北側の鼻(清水ヶ浦と米ヶ浦との間の鼻)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 3から宮島町清水ヶ浦の北側の鼻(清水ヶ浦と米ヶ浦との間の鼻)を見通す線上250メートルの所 2から105度150メートルの所	団体漁業権	廿日市市宮島口1~4丁目, 宮島口上1・2丁目, 宮島口西1~3丁目, 宮島口東1~3丁目, 対巖山1~3丁目, 福面1~3丁目, 深江1~3丁目, 大野字中山, 字更地, 字上更地, 字下更
区Aお19	区第49号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町下室浜地先	区域 基点1 基点2 基点3	次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 区第43号及び区第44号の区域を除く。 下室浜水場の東鼻 下室浜水場の北鼻 2から北へ1番目の鼻	団体漁業権	廿日市市大野1・2丁目, 大野中央1~5丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 物見西1丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
						アイウエ			
区Aお20	区第50号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町多々良潟地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ カ キ	1から297度45分75メートルの所 2から243度30分160メートルの所 2から304度30分140メートルの所 2から346度160メートルの所 次の1ア, アイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キ5を結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 区第44号, 区第45号の区域を除く。 宮島町上空浜州鼻(砂浜中央) 宮島町半ド岩 多々良潟西の鼻 多々良潟埋立地護岸北西角 多々良潟埋立地護岸北東角 1から304度55メートルの所 2から342度90メートルの所 2から352度40メートルの所 3から255度130メートルの所 3から318度225メートルの所 4から325度260メートルの所 5から359度120メートルの所	団体漁業権	廿日市市大野1・2丁目, 大野中央1～5丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 物見西1丁目
区Aか1	区第51号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市大野垣ノ浦地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根) 廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角 1から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線上270メートルの所 1から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線上490メートルの所 2から宮島町チンガクソ鼻を見通す線上510メートルの所 2から宮島町チンガクソ鼻を見通す線上290メートルの所	団体漁業権	廿日市市塩屋1・2丁目, 沖塩屋1～4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1～5丁目, 宮浜温泉1～3丁目
区Aか2	区第52号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市大野鳴川地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根) 廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角 1から廿日市市宮島町長ノ浦(平根鼻)を見通す線上650メートルの所 1から廿日市市宮島町長ノ浦(平根鼻)を見通す線上900メートルの所 2から宮島町チンガクソ鼻を見通す線上880メートルの所 2から宮島町下谷鼻(チンガクソ鼻の東へ1番目の鼻)を見通す線上610メートルの所	団体漁業権	廿日市市塩屋1・2丁目, 沖塩屋1～4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1～5丁目, 宮浜温泉1～3丁目
区Aか3	区第53号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市丸石漁港地先	区域 基点1 ア イ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 丸石漁港東側埋立地護岸南西角(南側の角) 1から164度780メートルの所 1から164度410メートルの所	団体漁業権	廿日市市塩屋1・2丁目, 沖塩屋1～4丁目, 林が原1・2丁目, 丸石1～5丁目, 宮浜温泉1～3丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
						ウ エ	1から118度30分330メートルの所 1から118度30分610メートルの所		
区Aか4	区第54号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町南西 地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただし、南北に通じる(幅員200メートル)船通し2箇所の区域を除く。	団体漁業権	廿日市市大野、大野1・2丁目、大野中央1～5丁目、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対巖山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野原1～4丁目、大竹市玖波1～8丁目
						基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	宮島町山白鼻 宮島町大鼻西の大岩(ニツ岩) 宮島町青海苔浦東の大岩 1から大竹市阿多田島西端を見通す線上450メートルの 2から阿多田島東の高(観音山)を見通す線上300メートルの所 3から大竹市猪子島東端を見通す線上450メートルの所 3から大竹市猪子島東端を見通す線上750メートルの所 2から阿多田島東の高(観音山)を見通す線上600メートルの所 1から阿多田島西端を見通す線上750メートルの所		
区Aか5	区第55号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町焼山 地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	廿日市市塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁
						基点1 基点2 ア イ ウ エ	宮島町藤ヶ浦の大岩 焼山浦南西1番目の鼻北東端 1から大竹市阿多田島と猪子島の喰い合いを見通す(181度)線上280メートルの所 1から大竹市阿多田島の高を見通す(186度)線上570メートルの所 2から180度550メートルの所 2から180度240メートルの所		
区Aか6	区第56号	第1種区画漁業	かき杭打垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町須屋 浦地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカキを距岸10メートルで結んだ線とキクを結んだ直線とクアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	団体漁業権	廿日市市林が原1・2丁目
						基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ	2から海岸沿い北西へ130メートルの所 須屋浦神社前拝殿北西角 宮島町チンガクソ鼻から海岸沿い南西へ89メートルの 宮島町チンガクソ鼻から海岸沿い南西へ47メートルの 1から廿日市市宮島口西観音崎を見通す線と距岸5メートルの線との交点 1から廿日市市宮島口西観音崎を見通す線上20メートルの所 2から観音崎を見通す線上40メートルの所		

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						エ オ カ キ ク			
区Aか7	区第57号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町下谷鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	3から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上45メートルの所 4から廿日市市大野城山の高(266メートル)を見通す線上30メートルの所 4から廿日市市大野城山の高(266メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 3から奥新造船所敷地南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から観音崎を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市林が原1・2丁目
区Aか8	区第58号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町御床浦地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次の1ア、アイ、イ2、2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域 御床浦神社の鼻の西端 1から南西へ1番目の鼻 1から廿日市市大野小ヤクショウ鼻を見通す線上50メートルの所 2从小ヤクショウ鼻を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	廿日市市沖塩屋1～4丁目
区Aか9	区第59号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町大川浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の2ア、アイ、イ3を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 大川浦赤石 大川浦赤石の付け根の海岸角から海岸沿い北東へ60メートルの所 大川浦赤石から59度の線と最大高潮時海岸線との交点 大川浦東大岩 1から4度140メートルの所 4から214度180メートルの所	団体漁業権	廿日市市沖塩屋1～4丁目
区Aか10	区第60号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市物見東1丁目地先(屋田越)	区域 基点1 基点2 基点3	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ5直線とによって囲まれた区域 廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地北端護岸角(埋立地と国道2号線との交点)から護岸沿い南へ20メートル 廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地北端護岸角(埋立地と国道2号線との交点)から護岸沿い北東へ15メートルの所 物見東1丁目屋田越橋下樋門北端	団体漁業権	廿日市市物見東1・2丁目、前空1～6丁目、深江1～3丁目、大野字早時、字鯛ノ原、字高見、字水口、字別府、字熊ヶ浦、字土井、字田屋、字筏津、字棚田、字高畑、字陣場、字池田、字小田ノ口、字郷、字中津岡、



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点4 ア イ ウ エ オ カ キ		
区Aか11	区第61号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市大野賀撫津地先(早時鼻)	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	3から護岸沿い北東へ37メートルの所 1から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上10メートルの所 2から亀石灯台を見通す線と距岸5メートルの線との交 4から宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線と距岸5メートルの線との交点 4から宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上60メートルの所 4から亀石灯台を見通す線上85メートルの所 3から亀石灯台を見通す線上90メートルの所 1から亀石灯台を見通す線上80メートルの所	団体漁業権 廿日市市物見東1・2丁目, 前空1~6丁目, 深江1~3丁目, 大野字早時, 字鯛ノ原, 字高見, 字水口, 字別府, 字熊ヶ浦, 字土井, 字田屋, 字筏津, 字棚田, 字高畑, 字陣場, 字池田, 字小田ノ口, 字郷, 字中津岡,
区Aか12	区第62号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町大江浦, 大川浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ キ	次の2ア, アイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キ4を結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし, 区第42号の区域を除く。 大川浦赤石 1から42度の線と最大高潮時海岸線との交点 大川浦東大岩 3から19度の線と最大高潮時海岸線との交点 3から214度180メートルの所 3から249度45分280メートルの所 3から270度45分230メートルの所 3から331度155メートルの所 3から359度460メートルの所 3から3度30分560メートルの所 4から244度115メートルの所	団体漁業権 廿日市市大野, 大野1・2丁目, 大野中央1~5丁目, 物見西1~3丁目, 上の浜1・2丁目, 下の浜, 大野原1~4丁目, 梅原
区Aき1	区第63号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町中崎鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 宮島町聖崎東側小島の東端 中崎鼻の南東端 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(59度30分)線上250メートルの所 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(59度30分)線上700メートルの所	団体漁業権 廿日市市宮島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ			
区Aき2	区第64号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町包ヶ 浦地先	区域 基点1 ア イ ウ エ	2から津久根島の高を見通す(47度30分)線上700メー トルの所 2から津久根島の高を見通す(47度30分)線上250メー トルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 包ヶ浦防波堤北側付け根 1から66度120メートルの所 1から52度780メートルの所 1から70度810メートルの所 1から117度270メートルの所	団体漁業権	廿日市市宮島町
区Aき3	区第65号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町鷹の 巣浦地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 宮島町せんご鼻南東端 1から182度30分の線と海岸線との交点(旧陸軍の砲台 石の北端) 1から江田島市沖美町絵の島北端を見通す線上50メー トルの所 1から江田島市沖美町絵の島北端を見通す線上150 メートルの所 2から沖美町大奈佐美島北端を見通す線上200メー トルの所 2から沖美町大奈佐美島北端を見通す線上90メー トルの所	団体漁業権	廿日市市宮島町
区Aき4	区第66号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町入浜 地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 宮島町腰細浦の東の鼻から北東へ1番目の鼻(入浜の 東鼻から219度30分の線と海岸線との交点) 入浜の東の鼻から北東へ1番目の鼻(腰細浦の東鼻か ら33度の線と海岸線との交点) 1から江田島市沖美町小黑神島の高(130メートル)を見 通す線上60メートルの所 2から沖美町岸根の鼻を見通す130メートルの所 2から沖美町岸根の鼻を見通す280メートルの所 1から小黑神島の高(130メートル)を見通す線上290 メートルの所	団体漁業権	廿日市市宮島町
区Aき5	区第67号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町大砂 利地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 大砂利西端(しろ鼻)から西へ1番目の鼻の東端(しろ鼻 の西の砂浜との境) 宮島町腰細神社中央の護岸点から護岸沿い西へ80 メートルの所(石積護岸の東端) 1から江田島市沖美町小黑神島西端を見通す線上200 メートルの所 2から沖美町まないた石灯台を見通す210メートルの所 2から沖美町まないた石灯台を見通す360メートルの所 1から小黑神島西端を見通す線上350メートルの所	団体漁業権	廿日市市宮島町
区Aき6	区第68号	第1種区画漁業	かき杭打垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町小な きり地先	区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ 線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ 線とによって囲まれた区域	団体漁業権	廿日市市宮島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
						基点1 基点2 ア イ ウ エ			
区Aき7	区第69号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町大なきり地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	宮島町小なきり鼻 宮島町大なきり鼻 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 1から2を見通す線と距岸40メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸40メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点 次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	団体漁業権	廿日市市宮島町
区Aき8	区第70号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町米ヶ浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 宮島町米ヶ浦護岸北端 宮島町米ヶ浦護岸中央階段北側付け根から護岸沿い北へ3メートルの所 宮島町米ヶ浦護岸中央階段南側付け根から護岸沿い南へ10メートルの所 宮島町米ヶ浦護岸南端(3から護岸沿い南へ75メートルの所) 1から廿日市市宮島口1丁目宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線上40メートルの所 1から廿日市市宮島口1丁目宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線上5メートルの所 4から宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線上5メートル 4から宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線上40メートル 2から宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線とアエを結んだ直線との交点 2から宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線とイウを結んだ直線との交点 3から宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線とイウを結んだ直線との交点 3から宮島松大汽船フェリー乗り場護岸東端の防波堤南東端のスベリ北東角付け根を見通す線とアエを結んだ直線との交点	団体漁業権	廿日市市宮島町
区Aき9	区第71号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町聖崎地先	区域 基点1	次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 宮島町米ヶ浦北の鼻(2から西へ1番目の鼻)	団体漁業権	廿日市市宮島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Aき10	区第72号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町聖崎地先	基点2 アイ 区域 基点1 基点2 アイ 聖崎北西の鼻(宮島北端) 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点 次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 聖崎の東くぼ(姥ヶ懐から北へ1番目のくぼ)北端 聖崎の東くぼ(姥ヶ懐から北へ1番目のくぼ)南端 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市宮島町
区Aき11	区第73号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町姥ヶ懐地先	区域 基点1 基点2 アイ 次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 姥ヶ懐北の鼻 姥ヶ懐南の鼻 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市宮島町
区Aき12	区第74号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町中崎地先	区域 基点1 基点2 アイ 次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 中崎鼻の東側中央のくぼ北端 中崎鼻の東側中央のくぼ南端 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市宮島町
区Aき13	区第75号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町包ヶ浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 アイ ウ エ 次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸5メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域 宮島町包ヶ浦烏帽子岩 宮島町包ヶ浦つづら岩(せんご鼻から東へ3番目の鼻) 宮島町包ヶ浦東側防波堤東側付け根 宮島町包ヶ浦海水浴場北側付け根の三角岩(包ヶ浦棧橋南側付け根から護岸沿い南へ76メートルの所) 1から4を見通す線と3から25度30分の線との交点 1から4を見通す線と2から43度30分の線との交点 2から43度30分の線と距岸5メートルの線との交点 3から25度30分の線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	廿日市市宮島町
区Aき14	区第76号	第1種区画漁業	あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	廿日市市宮島町緑町地先	区域 基点1 ア イ ウ エ オ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 緑町防波堤南側付け根から道路沿い南へ10メートルの1から広島市南区似島町似島安芸小富士山頂を見通す線と宮島町聖崎付け根通し穴から緑町防波堤先端を見通す線との交点 アから聖崎付け根通し穴を見通す線上136メートルの所 イから71度43分32メートルの所 オから337度32分85メートルの所 1から似島安芸小富士山頂を見通す線上140メートルの	団体漁業権	廿日市市宮島町
区A<1	区第77号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	広島市西区商工センター8丁目地先	区域 基点1 基点2 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 商工センター8丁目新八幡川橋下り線下流側左岸付け根から橋の下流側縁に沿って西へ10メートルの所 商工センター8丁目新八幡川橋下り線下流側左岸付け根から橋の下流側縁に沿って西へ124メートルの所	団体漁業権	広島市西区井口1～5丁目、井口明神1～3丁目、井口台1～4丁目、井口鈴が台1～3丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						ア イ ウ エ 1から広島市南区似島下高山の高(203メートル)を見通す線上500メートルの所 1から広島市南区似島下高山の高(203メートル)を見通す線上800メートルの所 2から南区小弁天島北端を見通す線上810メートルの所 2から南区小弁天島北端を見通す線上510メートルの所		
区A<2	区第78号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市西区商工センター8丁目地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 商工センター8丁目新八幡川橋下流側左岸付け根から橋の下流側縁に沿って西へ10メートルの所 商工センター8丁目新八幡川橋下流側左岸付け根から橋の下流側縁に沿って西へ91メートルの所(東から2番目の橋脚中央) 1から南区似島下高山の高(203メートル)を見通す線上95メートルの所 1から南区似島下高山の高(203メートル)を見通す線上285メートルの所 2から似島地獄鼻西端を見通す線上295メートルの所 2から似島地獄鼻西端を見通す線上105メートルの所	団体漁業権	広島市西区井口1～5丁目、井口明神1～3丁目、井口台1～4丁目、井口鈴が台1～3丁目
区Aけ1	区第79号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市佐伯区吉見新開地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 佐伯区五日市地区港湾整備事業埋立地護岸南東角 広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋下り線の東から108メートルの所(2番目の橋脚中央) 1から176度1,050メートルの所 1から176度650メートルの所 2から広島市南区弁天島北端を見通す線上1,780メートルの所 2から広島市南区弁天島北端を見通す線上2,030メートルの所	団体漁業権	広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目
区Aけ2	区第80号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市佐伯区津久根島地先	区域 基点1 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 津久根島の高 1から264度620メートルの所 1から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す線上930メートルの所 1から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上1,150メートルの所 1から256度940メートルの所	団体漁業権	広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目
区Aけ3	区第81号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市佐伯区津久根島地先	区域 基点1 ア イ ウ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 津久根島の高 1から廿日市市極楽寺山(693メートル)の高を見通す線上300メートルの所 1から163度30分750メートルの所 1から183度850メートルの所	団体漁業権	広島市西区草津浜町、草津南1丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Aけ4	区第82号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市佐伯区津久根 島地先	エ 1から廿日市市廿日市木材港整理場東の埠頭護岸北 東角を見通す(227度30分)線上490メートルの所 区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 基点1 津久根島の高 ア 1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線 上200メートルの所 イ 1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線 上450メートルの所 ウ 1から95度1,200メートルの所 エ 1から106度1,120メートルの所	団体漁業権	広島市西区草津浜町, 草津南 1・2丁目, 草津東1丁目, 井口 明神1丁目, 井口台3丁目
区Aけ5	区第83号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市佐伯区津久根 島地先	エ 1から廿日市市廿日市木材港整理場東の埠頭護岸北 東角を見通す(227度30分)線上490メートルの所 区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 基点1 津久根島の高 ア 1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線 上650メートルの所 イ 1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線 上900メートルの所 ウ 1から79度30分1,410メートルの所 エ 1から広島市南区元宇品南側護岸南端を見通す(87度 30分)線上1,275メートルの所	団体漁業権	広島市西区草津浜町, 草津南 1・2丁目, 草津東1丁目, 井口 明神1丁目, 井口台3丁目, 南
区Aけ6	区第84号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市西区観音新町 4丁目地先	エ 1から廿日市市廿日市木材港整理場東の埠頭護岸北 東角を見通す(227度30分)線上490メートルの所 区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 基点1 観音新町4丁目観音マリーナ親水護岸西防波堤南側付 け根から護岸沿い西へ50メートルの所(2から610メー トルの所) 基点2 観音新町4丁目観音マリーナ南側堤防護岸南東角 ア 1から209度30分1,270メートルの所 イ 2から209度30分1,270メートルの所 ウ 2から209度30分1,530メートルの所 エ 1から209度30分1,530メートルの所	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目, 江 波西2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 江波二本松2丁目, 江波栄町
区Aけ7	区第85号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市西区観音新町 4丁目地先	エ 1から廿日市市廿日市木材港整理場東の埠頭護岸北 東角を見通す(227度30分)線上490メートルの所 区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 基点1 観音新町4丁目観音マリーナ親水護岸西防波堤南側付 け根(2から560メートルの所) 基点2 観音新町4丁目観音マリーナ南側堤防護岸南東角 ア 1から209度30分770メートルの所 イ 2から209度30分770メートルの所 ウ 2から209度30分1,020メートルの所 エ 1から209度30分1,020メートルの所	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目, 江 波西2丁目, 江波南1丁目, 江 波本町, 江波二本松1・2丁目, 江波栄町
区Aけ8	区第86号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市中区江波沖町 地先	エ 1から廿日市市廿日市木材港整理場東の埠頭護岸北 東角を見通す(227度30分)線上490メートルの所 区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 基点1 江波沖町南西角	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目, 江 波西2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
						基点2 ア イ ウ エ	1から南側護岸の延長線上東へ150メートルの所 1から江波沖町南側護岸に直角に南へ1,790メートルの所 2から209度30分1,790メートルの所 2から209度30分2,050メートルの所 1から江波沖町南側護岸に直角に南へ2,050メートルの		
区Aけ9	区第87号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市中区江波沖町 地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町
						基点1 基点2 ア イ ウ エ	江波沖町南西角 1から南側護岸の延長線上東へ150メートルの所 1から南側護岸に直角に南へ1,300メートルの所 2から209度30分1,300メートルの所 2から209度30分1,560メートルの所 1から江波沖町南側護岸に直角に南へ1,560メートルの		
区Aけ10	区第88号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市中区江波沖町 地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目
						基点1 基点2 ア イ ウ エ	江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所 江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ930メートルの所(西側船台跡南東角から護岸沿い東へ10メートルの所) 1から209度30分1,790メートルの所 2から209度30分1,790メートルの所 2から209度30分2,050メートルの所 1から209度30分2,050メートルの所		
区Aけ11	区第89号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市中区江波沖町 地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目、江波栄町
						基点1 基点2 ア イ ウ エ	江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所 江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ930メートルの所(西側船台跡南東角から護岸沿い西へ10メートルの所) 1から209度30分1,300メートルの所 2から209度30分1,300メートルの所 2から209度30分1,560メートルの所 1から209度30分1,560メートルの所		
区Aけ12	区第90号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市中区江波沖町 地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	広島市中区江波東2丁目、江波南1・2丁目、江波本町
						基点1 基点2 ア イ ウ エ	江波沖町南西角 1から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所 1から南側護岸に直角に南西へ930メートルの所 1から南側護岸に直角に南西へ600メートルの所 2から209度30分600メートルの所 2から209度30分930メートルの所		
区Aけ13	区第91号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市中区江波沖町 地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	広島市中区江波東2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
						基点1 基点2 ア イ ウ エ	江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ503メートルの所 江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ930メートルの所 1から209度30分930メートルの所 1から209度30分600メートルの所 2から209度30分600メートルの所 2から209度30分930メートルの所		
区Aけ14	区第92号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市中区江波沖町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 江波沖町南西角 1から南側護岸の延長線上東へ350メートルの所 1から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す(203度)線上2,870メートルの所 1から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す(203度)線上2,650メートルの所 2から203度2,620メートルの所 2から203度2,840メートルの所	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目、江波南1丁目、江波本町
区Aけ15	区第93号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区金輪島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ	次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸250メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸300メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域。ただし、キクを距岸50メートルで結んだ線とクケ、ケコ、コサを結んだ3直線とサシを距岸300メートルで結んだ線とシキを結んだ直線とによって囲まれた区域を除く。 金輪島ドウ石鼻 金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から護岸沿い南へ35メートルの所 ドウ石鼻から海岸沿い南へ230メートルの所 ドウ石鼻から海岸沿い南へ480メートルの所 ドウ石鼻から海岸沿い南へ630メートルの所 1から354度の線と距岸50メートルの線との交点 2から南区似島オオイカダ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点 2から南区似島オオイカダ鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点 1から南区宇品海岸3丁目広島港湾合同庁舎の南西角を見通す線と距岸250メートルの線との交点 1から南区宇品海岸3丁目広島港湾合同庁舎の南西角を見通す線と距岸300メートルの線との交点 1から354度の線と距岸300メートルの線との交点 3から270度の線と距岸50メートルの線との交点 5から270度の線と距岸50メートルの線との交点 5から270度の線と距岸150メートルの線との交点 4から270度の線と距岸150メートルの線との交点 4から270度の線と距岸250メートルの線との交点 3から270度の線と距岸250メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、丹那新町
区Aけ16	区第94号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区金輪島地先	区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	団体漁業権	広島市南区仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、向洋大原町、丹那新町



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 金輪島ドウ石鼻 基点2 金輪島小島の鼻西端(榊新来島宇品どつく北側ドッグ東端から護岸沿い西へ52.5メートルの所) ア 1から354度の線と距岸50メートルの線との交点 イ 1から354度の線と距岸300メートルの線との交点 ウ 2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸300メートルの線との交点 エ 2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸50メートルの線との交点		
区Aけ17	区第95号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区金輪島地先	区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウエ, エオ, オカを結んだ3直線とカアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。 基点1 金輪島(榊新来島宇品どつく南側浮棧橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南東へ50メートルの所 基点2 1から南へ2番目の鼻東端(1から海岸沿い南へ440メートルの所) 基点3 金輪島尻の鼻から海岸沿い北へ400メートルの所 ア 1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸40メートルの線との交点 イ 1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 2から坂町鯛尾ツツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸150メートルの線との交点 エ 3から120度の線上260メートルの所 オ 3から120度の線上140メートルの所 カ 2からツツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸40メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区仁保2～4丁目, 仁保南1丁目, 仁保新町2丁目, 日宇那町, 向洋大原町
区Aけ18	区第96号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区峠島地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 峠島北端から海岸沿い南東へ220メートルの所 基点2 峠島東端 基点3 峠島南端 ア 1から安芸郡坂町観音崎南端を見通す線上160メートルの所 イ 1から安芸郡坂町観音崎南端を見通す線上260メートルの所 ウ 2から149度590メートルの所 エ 3から江田島市江田島町屋形石北端を見通す線上270メートルの所	団体漁業権	広島市南区似島町, 仁保2～4丁目, 仁保南1丁目, 仁保新町2丁目, 向洋大原町
区Aけ19	区第97号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区峠島地先	区域 次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸270メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 峠島北端から南西へ4番目の鼻 基点2 峠島南端 ア 1から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸50メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区仁保2～4丁目, 仁保南1丁目, 仁保新町2丁目, 向洋大原町, 似島町, 西区草津浜町, 草津南1・2丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						イ ウ エ		
区Aけ20	区第98号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区岬島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	団体漁業権	広島市南区仁保2～4丁目, 仁保南1丁目, 日宇那町, 丹那新町
区Aけ21	区第99号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町長谷地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	団体漁業権	広島市南区似島町, 仁保2～4丁目, 仁保南1丁目, 日宇那町, 中区江波南1丁目, 西区草津浜町, 草津南1丁目, 草津東1丁目, 井口台3丁目
区Aけ22	区第100号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町似島学園地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	団体漁業権	広島市南区似島町, 仁保2丁目, 仁保南1丁目, 仁保新町2丁目, 西区草津浜町, 草津南1・2丁目, 井口台3丁目, 中区江
区Aけ23	区第101号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町大黃地先	区域 基点1	団体漁業権	広島市南区似島町, 仁保3丁目, 中区江波東2丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点2 ア イ ウ エ 似島町ひがくし鼻 1から安芸郡坂町アサガミ(株)広島支店敷地南西角を見通す(94度)線上670メートルの所 1から安芸郡坂町アサガミ(株)広島支店敷地南西角を見通す(94度)線上930メートルの所 2からアサガミ(株)広島支店敷地南西角を見通す(90度)線上450メートルの所 2からアサガミ(株)広島支店敷地南西角を見通す(90度)線上200メートルの所		
区Aけ24	区第102号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町大 黄地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 似島町似島小学校前船揚げ場スベリ北側付け根 似島町ひがくし鼻 1から安芸郡坂町観音崎北端を見通す(78度)線上300メートルの所 2から似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線上300メートルの所 2から似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線上150メートルの所 2から似島町大黃船だまり突堤東側付け根を見通す線上250メートルの所	団体漁業権	広島市南区似島町
区Aけ25	区第103号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町深 浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 似島町箕浦鼻突端 似島町深浦白鼻(カーブミラーの所) 似島町深浦の東のスベリ西側付け根から護岸沿い西へ40メートルの所 似島町外方鼻 1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上50メートルの所 2から4を見通す線上50メートルの所 2から深浦の東のスベリ突端を見通す線上130メートルの所 3から江田島町大須鼻グリを見通す線上150メートルの所 4から254度50メートルの所 1からデコ石の鼻を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	広島市南区似島町、仁保3丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、中区江波南2丁目、西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目
区Aけ26	区第104号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町二 階地先	区域 基点1 基点2 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 似島町地獄鼻西端 似島町旧荒掛棧橋東側付け根から護岸沿い南東へ70メートルの所	団体漁業権	広島市南区似島町、仁保2～4丁目、仁保南1丁目、向洋大原町、仁保新町2丁目、中区江波南1・2丁目、江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波本町、西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点3 ア イ ウ エ オ カ キ		
区Aけ27	区第105号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町大 谷地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	団体漁業権	広島市南区似島町, 仁保3・4丁 目, 中区江波南1丁目
区Aけ28	区第106号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町ろ くじょうの鼻地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	団体漁業権	広島市南区似島町
区Aけ29	区第107号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区弁天島, 小弁天島地先	区域 基点1 基点2 基点3	団体漁業権	広島市南区似島町, 仁保2~4 丁目, 仁保南1丁目, 向洋大原 町, 仁保新町2丁目, 中区江波 南1・2丁目, 江波東2丁目, 江 波本町, 江波二本松2丁目, 西 区草津浜町, 草津南1・2丁目, 草津東1丁目, 井口明神1丁 目, 井口台3丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						基点4 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ			
区Aけ30	区第108号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市西区観音新町4丁目地先(太田川放水路)	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次アイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 観音新町4丁目太田川大橋下流側左岸付け根太田川放水路左岸護岸の旧広島西飛行場敷地境界から護岸沿い北東へ13メートルの所 1から護岸に直角に西へ16.5メートルの所 1から護岸に直角に西へ75.5メートルの所 2から護岸に直角に西へ90メートルの所 2から護岸に直角に西へ16.5メートルの所	団体漁業権	広島市西区草津浜町, 草津南1・2丁目, 草津東1丁目, 井口明神1丁目, 井口台3丁目
区Aけ31	区第109号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市西区観音新町1丁目地先(天満川)	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根から道路沿い南へ20メートルの所 観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根から道路沿い南へ120メートルの所 観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根から道路沿い南へ170メートルの所 1から道路護岸に直角に東へ30メートルの所 1から道路護岸に直角に東へ105メートルの所 2から道路護岸(旧護岸)に直角に東へ105メートルの所 3から道路護岸(旧護岸)に直角に東へ90メートルの所 3から道路護岸(旧護岸)に直角に東へ30メートルの所	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目, 江波西2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 江波二本松2丁目
区Aけ32	区第110号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市西区南観音8丁目地先(天満川)	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアの6直線によって囲まれた区域 南観音8丁目昭和大橋上流側右岸付け根(護岸下段の建設省金属標)から護岸沿い北へ12メートルの所 南観音8丁目昭和大橋上流側の水管橋右岸北側付け根前護岸点 2から護岸沿い北へ95メートルの所 1から昭和大橋に平行に東へ90メートルの所 1から昭和大橋に平行に東へ20メートルの所 2から水管橋に平行に東へ5メートルの所 2から水管橋に平行に東へ10メートルの所 3から道路護岸に直角に東へ15メートルの所	団体漁業権	広島市中区江波東1・2丁目, 江波南1・2丁目, 江波本町, 江波二本松2丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Aけ33	区第111号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町長谷地先	カ 3から道路護岸に直角に東へ90メートルの所 区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域似島町田の浦新開北端の小川河口左岸角 基点1 基点2 ア イ ウ エ 1から南区金輪島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 1から南区金輪島南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 2から南区元宇品南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 2から南区元宇品南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区似島町, 仁保新町2丁目, 向洋大原町
区Aけ34	区第112号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町大黃地先	カ 区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ 似島町大黃船だまり石積防波堤東側付け根から海岸沿い北東へ60メートルの所 似島町似島臨海公園の小川河口左岸角 似島町広島平和養老館南側護岸南西角から護岸沿い北へ43メートル(護岸階段南側付け根から南東へ3メートル)の所 1から似島町ひがくし鼻を見通す線上40メートルの所 1から似島町ひがくし鼻を見通す線上5メートルの所 2からひがくし鼻を見通す線上30メートルの所 3から江田島市江田島町大原山(343メートル)を見通す線上5メートルの所 3から江田島市江田島町大原山(343メートル)を見通す線上85メートルの所 2からひがくし鼻を見通す線上110メートルの所	団体漁業権	広島市南区似島町
区Aけ35	区第113号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町大黃地先	カ 区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 似島町ひがくし鼻西側の護岸南端から護岸沿い北西へ71メートルの所(護岸階段北側付け根) 似島町ひがくし鼻西側の護岸南端から護岸沿い北西へ9メートルの護岸角 1から似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 1から似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線と距岸上30メートルの所 2から広島平和養老館東側突堤突端を見通す線上40メートルの所 2から広島平和養老館東側突堤突端を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区似島町
区Aけ36	区第114号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町外方鼻地先	カ 区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 基点2 似島町大黃南風止吉田のくぼの護岸南角から海岸沿い南へ20メートルの所 似島町大黃南風止吉田のくぼの護岸北角から海岸沿い北へ40メートルの所	団体漁業権	広島市南区似島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
						アイウエ			
区Aけ37	区第115号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町外方鼻地先	区域	1から73度10メートルの所 1から73度35メートルの所 2から73度35メートルの所 2から73度10メートルの所	団体漁業権	広島市南区似島町
						基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸35メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 外方鼻突端から海岸沿い北へ354メートルの所 外方鼻突端から海岸沿い北へ490メートルの所 1から70度の線と距岸10メートルの線との交点 1から70度の線と距岸35メートルの線との交点 2から95度の線と距岸35メートルの線との交点 2から95度の線と距岸10メートルの線との交点		
区Aけ38	区第116号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町深浦地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、深浦の東及び西のスベリに通じる幅員10メートルの船通しの区域を除く。 深浦白鼻(カーブミラーの所) 1から護岸沿い北へ170メートルの所 4から護岸沿い北西へ150メートルの所 1から85度の線と海岸線との交点 2から深浦埋立地西側護岸付け根を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から深浦埋立地西側護岸付け根を見通す線上80メートルの所 3から1を見通す線上80メートルの所 3から1を見通す線上50メートルの所 4から1を見通す線上50メートルの所 4から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区似島町、仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、向洋大原町、西区草津南2丁目
						基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ			
区Aけ39	区第117号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町二階地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、二階棧橋に通じる幅員10メートルの船通しの区域を除く。	団体漁業権	広島市南区似島町、中区江波本町、江波東2丁目、江波西2丁目、江波二本松2丁目、西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口台3丁目
						基点1 基点2 ア イ ウ エ	似島町二階入江奥のスベリ東側の鼻南側付け根(石積護岸との接点) 似島町大磯鼻北西側コンクリート護岸の南角 1から二階入江奥の砂浜西端を見通す線上76メートルの所 1から二階入江奥の砂浜西端を見通す線上26メートルの所 2から似島町桜木のくぼの大岩(桜木のくぼから海岸沿い南へ14メートルの所)を見通す線上65メートルの所 2から似島町桜木のくぼの大岩(桜木のくぼから海岸沿い南へ14メートルの所)を見通す線上115メートルの所		
区Aけ40	区第118号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町二階地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 似島町桜木の鼻の北側の鼻北東角 1から海岸沿い南へ57メートルの所	団体漁業権	広島市南区似島町
						基点1 基点2			

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点3 ア イ ウ エ オ カ		
区Aけ41	区第119号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	広島市南区金輪島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	団体漁業権	広島市南区仁保2・4丁目、丹那町、南大河町、北大河町、金輪島、山城町
区Aけ42	区第120号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	広島市南区金輪島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	団体漁業権	広島市南区仁保2～4丁目、仁保新町2丁目、日宇那町、丹那町、丹那新町、金輪島、山城町
区Aけ43	区第121号	第1種区画漁業	わかめ養殖業  こんぶ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで  10月1日から翌年5月31日まで	広島市南区元宇品町地先	区域 基点1 基点2	団体漁業権	広島市南区元宇品町、宇品西2・6丁目、宇品神田5丁目、皆実町1・5丁目、宇品海岸1丁目、中区光南4・6丁目、吉島東1・2丁目、東白島町、千田町3丁目、西区大芝2丁目



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ア イ ウ エ			
区Aけ44	区第122号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで	広島市西区観音新町4丁目地先(太田川放水路)	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	1から廿日市市宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線と距岸50メートルの線との交点 1から廿日市市宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から南区金輪島南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から南区金輪島南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点	団体漁業権	広島市西区南観音5・7・8丁目, 観音本町2丁目, 鈴が峰町
区Aけ45	区第123号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで	広島市南区金輪島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 金輪島ドウ石鼻 金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所 1から南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 1から南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸40メートルの線との交点 2から南区似島オオイカダ鼻を見通す線と距岸40メートルの線との交点 2から南区似島オオイカダ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区仁保2・4丁目, 丹那町, 南大河町, 北大河町, 金輪島, 山城町, 西旭町
区Aけ46	区第124号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	広島市南区金輪島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 金輪島ドウ石鼻 金輪島小島の鼻西端(栲新来島宇品どつく北側ドッグ東端から護岸沿い西へ52.5メートルの所) 1から354度の線と距岸40メートルの線との交点 1から354度の線と距岸50メートルの線との交点 2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸50メートルの線との交点 2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸40メートルの線との交点	団体漁業権	広島市南区仁保2～4丁目, 仁保新町2丁目, 日宇那町, 丹那町, 丹那新町, 皆実町5丁目
区Aけ47	区第125号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	広島市南区金輪島地先	区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	団体漁業権	広島市南区仁保2～4丁目, 丹那町, 皆実町5丁目, 西本浦町, 山城町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 金輪島(株)新来島宇品どっく南側浮棧橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南へ3番目の水底線路(海底通信ケーブル)陸標の標柱 基点2 金輪島(株)新来島宇品どっく南側浮棧橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南へ490メートルの所(1から南へ2番目の鼻東端) ア 1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸30メートルの線との交点 イ 1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸40メートルの線との交点 ウ 2から坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸40メートルの線との交点 エ 2から坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸30メートルの線との交点		
区Aけ48	区第126号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	広島市西区観音新町4丁目地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 観音新町4丁目南西角 基点2 1から護岸沿い南東へ120メートルの所 ア 1から209度30分1,020メートルの所 イ 1から209度30分810メートルの所 ウ 2から209度30分810メートルの所 エ 2から209度30分1,020メートルの所	団体漁業権	広島市中区江波本町, 江波南1丁目, 江波東1・2丁目, 吉島東2丁目, 光南4・6丁目, 東白島町, 千田町3丁目, 南区皆実町5丁目, 西区大芝2丁目
区Aけ49	区第127号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	広島市佐伯区吉見新開地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区商工センター8丁目護岸南西角 基点2 広島市西区商工センター8丁目船だまり西側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ20メートルの所 ア 1から155度1,550メートルの所 イ 1から155度1,850メートルの所 ウ 2から広島市南区小弁天島西端を見通す線上1,850メートルの所 エ 2から広島市南区小弁天島西端を見通す線上1,550メートルの所	団体漁業権	広島市西区草津南1・2丁目, 庚午南1. 2丁目, 南観音8丁目, 鈴が峰町, 中区広瀬北町, 佐伯区三筋1丁目
区Aけ50	区第128号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	広島市南区金輪島地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 金輪島金輪尻の鼻護岸南角から海岸沿い北へ750メートルの所 基点2 金輪島金輪尻の鼻護岸南角から海岸沿い北へ450メートルの所 ア 1から広島市南区似島オオイカダ鼻を見通す線上150メートルの所 イ 1から広島市南区似島オオイカダ鼻を見通す線上110メートルの所	団体漁業権	広島市南区仁保2・4丁目, 丹那町, 南大河町, 北大河町, 金輪島, 山城町, 西旭町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ			
区Aこ1	区第129号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町森山地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	2から似島町田の浦新開北端の小川河口左岸角を見通す線上110メートルの所 2から似島町田の浦新開北端の小川河口左岸角を見通す線上150メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 坂町鯛尾埋立地北西角の砂止め突端 坂町鯛尾トクヤマ生コン(株)敷地護岸北西角 坂町広島大橋森山側第1橋脚敷地南西角から道路沿い西へ24メートルの所 2から広島市南区金輪島北側の高(88メートル)を見通す線と1から南区黄金山山頂の東側テレビ塔(RCC)を見通す線との交点 1から黄金山山頂の東側テレビ塔(RCC)を見通す線上アから200メートルの所 3から南区元宇品北端を見通す線上360メートルの所 3から南区元宇品北端を見通す線上70メートルの所 2から金輪島北側の高(88メートル)を見通す線上30メートルの所	団体漁業権	安芸郡坂町, 広島市南区仁保1~4丁目
区Aこ2	区第130号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 坂町植田マツダスチール(株)第3工場敷地護岸南西角から護岸沿い北へ60メートルの所 坂町植田マツダスチール(株)敷地護岸南側付け根 1から275度1,180メートルの所 1から275度820メートルの所 2から275度800メートルの所 2から275度1,170メートルの所	団体漁業権	安芸郡坂町
区Aこ3	区第131号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町亀石鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 坂町あさがみ(株)埋立地北角から北西に70メートルの坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角から北西へ25メートルの所 1から江田島市江田島町屋形石の燈台を見通す線上260メートルの所 2から245度205メートルの所 2から245度705メートルの所 1から屋形石の燈台を見通す線上760メートルの所 1から屋形石の燈台を見通す線上480メートルの所 2から245度425メートルの所 2から245度485メートルの所 1から屋形石の燈台を見通す線上540メートルの所	団体漁業権	安芸郡坂町
区Aこ4	区第132号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町小屋浦地先	区域 基点1 基点2	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 小屋浦天地川河口左岸スベリ北側付け根 呉市天応第2期埋立地北側付け根から護岸沿い北へ25メートルの所	団体漁業権	安芸郡坂町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						ア イ ウ エ オ カ キ ク 1から江田島市江田島町切串江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上280メートルの所 2から江田島町クマン岳山頂(400メートル)を見通す線上240メートルの所 2から江田島町クマン岳山頂(400メートル)を見通す線上810メートルの所 1から江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上850メートルの所 1から江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上535メートルの所 2からクマン岳山頂(400メートル)を見通す線上495メートルの所 2からクマン岳山頂(400メートル)を見通す線上555メートルの所 1から江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上595メートルの所		
区Aこ5	区第133号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町森山地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ 次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ62メートルの所 森山漁業基地埋立地南西側付け根(道路護岸との交点) 1から広島市南区猿猴川河口左岸側埋立地南側の送電線鉄塔を見通す(28度)線と距岸10メートルの線との交点 1から広島市南区猿猴川河口左岸側埋立地南側の送電線鉄塔を見通す(28度)線上45メートルの所 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との東側の交点	団体漁業権	安芸郡坂町
区Aこ6	区第134号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町森山地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ 次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ3直線とカアを距岸23メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 坂町広島大橋森山側第1橋脚敷地南西角から護岸沿い南西へ60メートルの所 坂町広島大橋森山側第1橋脚敷地南西角から護岸沿い南西へ180メートルの所 坂町漁船巻揚げ施設石積み護岸北縁と道路との交点 1から護岸に直角に見通す線と距岸23メートルの線との交点 1から護岸に直角に見通す線と距岸3メートルの線との交点 2から護岸に直角に見通す線と距岸3メートルの線との交点 3から護岸に直角に見通す線上26メートルの所 3から護岸に直角に見通す線上46メートルの所 2から護岸に直角に見通す線と距岸23メートルの線との交点	団体漁業権	安芸郡坂町
区Aこ7	区第135号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	安芸郡坂町森山地先	区域 基点1 次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸25メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 坂町鯛尾トクヤマ生コン(株)埋立地北側付け根から護岸沿い北へ250メートルの所(筏解体場南側付け根)	団体漁業権	安芸郡坂町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						基点2 ア イ ウ エ	坂町鯛尾トクヤマ生コン(株)埋立地北西角から護岸沿い東へ20メートルの所 1から護岸に直角に引いた線と距岸25メートルの線との交点 1から護岸に直角に引いた線と距岸5メートルの線との交点 2から354度の線と距岸5メートルの線との交点 2から354度の線と距岸25メートルの線との交点		
区Aこ8	区第136号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市仁方本町3丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアの6直線によって囲まれた区域 仁方本町3丁目仁方ゴルフセンター敷地護岸南東角 1から護岸沿い西へ60メートルの所 1から護岸沿い西へ100メートルの所 1から呉市下蒲刈町棒振鼻を見通す線上10メートルの所 1から呉市下蒲刈町棒振鼻を見通す線上70メートルの所 2から護岸に直角に70メートルの所 2から護岸に直角に25メートルの所 3から護岸に直角に25メートルの所 3から護岸に直角に10メートルの所	団体漁業権	安芸郡坂町
区Dあ1	区第137号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	広島市南区似島町外方鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 似島町ひがくし鼻 1から南へ2番目のくぼの南側の鼻北端(くぼの砂浜南側との境) 1から98度150メートルの所 1から98度410メートルの所 2から江田島市江田島町屋形石の北端を見通す線上290メートルの所 2から江田島市江田島町屋形石の北端を見通す線上100メートルの所	個別漁業権	広島市南区似島町
区Bあ1	区第138号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町三吉、高祖地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 沖美町高祖三高等学校沖防波堤曲り角から防波堤沿い東へ40メートルの所 沖美町高祖三高等学校沖防波堤曲り角から防波堤沿い東へ560メートルの所 1から広島市南区弁天島東端を見通す線上240メートルの所 1から広島市南区弁天島東端を見通す線上990メートルの所 2から南区似島地獄鼻を見通す線上1,050メートルの所 2から南区似島地獄鼻を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	江田島市沖美町三吉、高祖
区Bあ2	区第139号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町三吉地先	区域 基点1 基点2	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スアを結んだ13直線によって囲まれた区域。ただし、サセ、セソ、ソタ、タサを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 沖美町三高港東側防波堤突端 沖美町三吉テツマル海産埋立地南東角から護岸沿い東へ68メートルの所	団体漁業権	江田島市沖美町三吉、高祖

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点3 沖美町三吉江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所 基点4 江田島市能美町と沖美町三吉との海岸線における境界 ア 1から13度380メートルの所 イ 1から13度1,620メートルの所 ウ 2から9度1,850メートルの所 エ 2から9度1,650メートルの所 オ 4から352度1,900メートルの所 カ 4から広島市南区似島の高を見通す線上670メートルの所 キ 4から23度310メートルの所 ク 3から17度230メートルの所 ケ 3から17度190メートルの所 コ 2から17度250メートルの所 サ 2から17度440メートルの所 シ 2から5度450メートルの所 ス 2から358度300メートルの所 セ 2から17度590メートルの所 ソ 3から355度530メートルの所 タ 3から346度450メートルの所		
区Bあ3	区第140号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町三吉地先	区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 沖美町三吉野村水産埋立地北東角 基点2 沖美町三吉小島港西側防波堤西側付け根から護岸沿い西へ5メートルの所 ア 1から広島市南区似島地獄鼻を見通す(6度30分)線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から広島市南区似島地獄鼻を見通す(6度30分)線上50メートルの所 ウ 2から沖美町安渡島の燈台を見通す線上50メートルの所 エ 2から沖美町安渡島の燈台を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市沖美町三吉, 高祖
区Bあ4	区第141号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町三吉地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸7メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、沖美町かき殻堆積場の区域を除く。 基点1 沖美町三吉テツマル海産埋立地南東角から護岸沿い東へ10メートルの所 基点2 沖美町三吉江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所 基点3 沖美町三吉江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ21メートルの所 ア 1から広島市南区似島地獄鼻の高を見通す(3度)線と距岸7メートルの線との交点 イ 1から広島市南区似島地獄鼻の高を見通す(3度)線上60メートルの所 ウ 2から地獄鼻の高を見通す(358度)線上60メートルの所 エ 3から護岸に直角の線上60メートルの所 オ 3から護岸に直角の線と距岸7メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市沖美町三吉, 高祖
区Bあ5	区第142号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町三吉地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市沖美町三吉, 高祖

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 沖美町三吉野村水産埋立地北東角から護岸沿い西へ10メートルの所 基点2 沖美町三吉小島港東側防波堤西端 ア 1から広島市南区似島地獄鼻の高を見通す(10度)線上150メートルの所 イ 1から広島市南区似島地獄鼻の高を見通す(10度)線上250メートルの所 ウ 2から地獄鼻の高を見通す(5度)線上180メートルの所 エ 2から地獄鼻の高を見通す(5度)線上80メートルの所		
区Bい1	区第143号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町絵の島地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 絵の島北西の鼻 基点2 絵の島北東の鼻 ア 1から30度240メートルの所 イ 1から30度750メートルの所 ウ 2から広島市南区弁天島南端を見通す(58度)線上640メートルの所 エ 2から広島市南区弁天島南端を見通す(73度)線上130メートルの所	団体漁業権	江田島市沖美町美能
区Bい2	区第144号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町絵の島地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 絵の島東の鼻 ア 1から45度30分200メートルの所 イ 1から53度685メートルの所 ウ 1から68度740メートルの所 エ 1から90度230メートルの所	団体漁業権	江田島市沖美町美能
区Bい3	区第145号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大奈佐美島北側地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 大奈佐美島エンマ鼻北西端 基点2 大奈佐美島タナゴ石の鼻 基点3 2から東へ1番目の鼻(上源兵衛の浜と下源兵衛の浜との間の鼻) 基点4 大奈佐美島源兵衛鼻の高の下のデコ岩(源兵衛鼻のくぼみの岩) ア 1から廿日市市宮島町権現鼻を見通す(328度)線上100メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町権現鼻を見通す(328度)線上270メートルの所 ウ 2から9度30分500メートルの所 エ 3から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(12度)線上760メートルの所 オ 4から広島市南区弁天島西端を見通す(29度)線上780メートルの所 カ 4から広島市南区弁天島西端を見通す(29度)線上50メートルの所 キ 2から9度30分50メートルの所	団体漁業権	江田島市沖美町美能
区Bい4	区第146号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町亀内地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 沖美町美能銭亀の鼻	団体漁業権	江田島市沖美町美能

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点2 沖美町高祖西港西側物揚場西側護岸付け根から西へ370メートルの所 基点3 沖美町高祖西港西側物揚場北側の防波堤付け根から東へ22メートルの所 ア 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上270メートルの所 イ 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上720メートルの所 ウ 2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上840メートルの所 エ 2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上980メートルの所 オ 3から広島市南区弁天島東端を見通す(4度)線上1,100メートルの所 カ 3から広島市南区弁天島東端を見通す(4度)線上250メートルの所		
区Bい5	区第147号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大黒神島地先	区域 次の1ア、アイ、イウ、ウエを結んだ直線とエオを距岸50メートルで結んだ線とオ1を結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 大黒神島押島鼻(北端) 基点2 大黒神島黒山鼻 基点3 大黒神島牛石鼻 ア 1から沖美町入鹿鼻を見通す(0度)線上2,550メートル アイ 1から21度30分の線上2,750メートルの所 イウ 1から沖美町正光港西側石積スベリ西側付け根を見通す(46度)線と3から沖美町見付石を見通す(345度)延長線との交点 ウエ 3から見付石を見通す(345度)線上50メートルの所 エオ 2から東へ距岸50メートルの線とエから1を見通す線との交点	団体漁業権	江田島市沖美町, 能美町鹿川
区Bい6	区第148号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町美能漁港地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 沖美町美能大泊の鼻の東側護岸の階段東側付け根から護岸沿い東へ85メートルの所(小川河口左岸角) 基点2 沖美町美能美能漁港内港東側埋立地防波堤北側付け根から護岸沿い東へ45メートルの所 基点3 沖美町美能美能漁港内港西側埋立地北側防波堤北側付け根から防波堤沿い東へ110メートルの所(防波堤北側曲がり角) ア 1から広島市津久根島西端を見通す線上580メートルの アイ 1から広島市津久根島西端を見通す線上265メートルの イウ 2から津久根島西端を見通す線上265メートルの所 ウエ 2から津久根島西端を見通す線上115メートルの所 エオ 3から津久根島西端を見通す線上90メートルの所 オカ 3から津久根島西端を見通す線上555メートルの所	団体漁業権	江田島市沖美町美能, 三吉, 高祖, 能美町鹿川
区Bい7	区第149号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町美能大泊地先	区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 沖美町美能銭亀の鼻の南側護岸北端 基点2 沖美町美能大泊の鼻の東側護岸の階段東側付け根から護岸沿い東へ153メートルの所(護岸パラペット東端)	団体漁業権	江田島市沖美町美能



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点3 ア イ ウ エ オ		
区Bい8	区第150号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町高祖地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	団体漁業権	江田島市沖美町美能
区Bい9	区第151号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大黒神島白瀬船着場地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	団体漁業権	江田島市沖美町美能
区Bい10	区第152号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町岸根の鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	団体漁業権	江田島市沖美町美能
区Bい11	(新規)	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	江田島市沖美町岸根の鼻地先	区域	団体漁業権	江田島市沖美町美能

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						基点1 基点2 ア イ ウ エ			
区Bい12	(新規)	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	江田島市沖美町大奈佐美島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	沖美町旧がね海水浴場船着場北側のスベリ南側付 沖美町岸根の鼻東端 1から沖美町美能銭亀の鼻を見通す(100度)線上120メートルの所 1から沖美町美能銭亀の鼻を見通す(100度)線上85メートルの所 2から銭亀の鼻を見通す(110度)線上65メートルの所 2から銭亀の鼻を見通す(110度)線上100メートルの所	団体漁業権	江田島市沖美町美能
区Bう1	区第196号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大黒神島白瀬川地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ2直線とウエを距岸10メートルで結んだ線とエアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 大黒神島白瀬船着場(スベリ)付け根中央 1から護岸沿い南東へ30メートルの所 白瀬川河口左岸角 大黒神島黒山鼻西の鼻(白瀬川河口東側護岸東端から北東へ1番目の鼻) 1から4を見通す線と2から大黒神島白瀬湾東の白石中央を見通す線との交点 3から沖美町入鹿鼻を見通す線上110メートルの所 3から沖美町入鹿鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から白瀬湾東の白石中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市沖美町沖
区Bえ1	区第154号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町津久茂裏長浜地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 江田島町たこ岩の鼻(西側のカーブミラーの所) 江田島町津久茂権現鼻北端 1から江田島市沖美町大奈佐美島南端を見通す線上570メートルの所 1から261度250メートルの所 2から281度540メートルの所 2から281度870メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町, 大柿町飛渡瀬
区Bえ2	区第155号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町津久茂裏長浜地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 江田島町たこ岩の鼻(西側のカーブミラーの所) 江田島町たこ岩の鼻から道路沿い東へ170メートルの所(スベリ付け根北西端から東へ10メートルの所) 江田島町津久茂権現鼻北端 1から250度190メートルの所 2から180度110メートルの所 3から281度130メートルの所 3から281度470メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町, 大柿町飛渡瀬, 江田島町宮ノ原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bえ3	区第156号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町飛渡 瀬地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界 (江田島湾奥)(大新開樋門中央から護岸沿い東へ36 メートルの所) 基点1 ア 1から351度1,010メートルの所 イ 1から4度30分1,010メートルの所 ウ 1から4度30分470メートルの所 エ 1から351度470メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町飛渡瀬
区Bえ4	区第157号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町高 田、中町地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケ アを結んだ9直線によって囲まれた区域 基点1 能美町高田港南防波堤突端から1番目の曲がり角 基点2 能美町高田と中町との海岸線における境界(中田ポン プ所東側道路中央線の延長と護岸との交点)から護岸 沿い北西へ40メートルの所 基点3 能美町中町水の元橋左岸北角から護岸沿い北西へ78 メートルの所(排水口西端から護岸沿い西へ4メートル 基点4 能美町長瀬釣り棧橋突堤突端の北角 基点5 能美町長瀬海水浴場護岸東端スベリ西側付け根 基点6 能美町長瀬松ヶ鼻西の埋立地護岸北西角 基点7 江田島市江田島町津久茂小島新開南西物揚場東のス ベリ東側付け根から護岸沿い東へ95メートルの所 ア 1から江田島町自衛隊第一術科学校中央防波堤突端 から1番目の曲がり角を見通す(71度30分)線と3から江 田島町津久茂南西端を見通す(338度)線との交点(1か ら270メートルの所) イ 2から能美町松ヶ鼻を見通す(68度)線と3から江田島 町津久茂南西端を見通す(338度)線との交点(2から 580メートルの所) ウ 2から能美町松ヶ鼻を見通す線上1,020メートルの所 エ 4から江田島町津久茂水場西の護岸南端を見通す(331 度30分)線上350メートルの所 オ 4から江田島町津久茂水場西の護岸南端を見通す(331 度30分)線上690メートルの所 カ 5から江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(336 度30分)線上900メートルの所 キ 5から江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(336 度30分)線上780メートルの所 ク 6から7を見通す(347度)線上720メートルの所 ケ 6から7を見通す(347度)線と自衛隊第一術科学校中央 防波堤の突端から1番目の曲がり角を見通す(71度30 分)線との交点	団体漁業権	江田島市能美町高田、中町
区Bえ5	区第158号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町高 田松ヶ窪地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 基点1 能美町高田湯田かき作業場埋立地北西角(道路との交 点)から護岸沿い北西へ100メートルの所 基点2 能美町高田新宮レンガ工場跡敷地北角(防波堤北側付 け根) ア 1から江田島市江田島町津久茂山の高(263メートル)を 見通す(59度)線上130メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田、中町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						イ ウ エ 1から江田島市江田島町津久茂山の高(263メートル)を見通す(59度)線上260メートルの所 2から江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(63度30分)線上210メートルの所 2から江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(63度30分)線上75メートルの所		
区Bえ6	区第159号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町高田遠崎の鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 遠崎の鼻(能美水島観光さつき園進入道路北側の延長線と護岸との交点から護岸沿い北へ35メートルの所) 能美町高田平井興産(株)敷地南端から北へ1番目の防潮扉南端 1から江田島市江田島町権現鼻北西端を見通す線上70メートルの所 1から江田島市江田島町権現鼻北西端を見通す線上140メートルの所 2から59度170メートルの所 2から59度100メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田
区Bえ7	区第160号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町飛渡瀬地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大柿町飛渡瀬大正新開防波堤北側付け根から防波堤沿い東へ60メートルの所 大柿町飛渡瀬梅迫川河口右岸角から護岸沿い東へ10メートルの所 江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界(江田島湾奥)(大新開樋門中央から護岸沿い東へ36メートルの所) 2から1を見通す線上10メートルの所 2から1を見通す線上95メートルの所 3から350度140メートルの所 3から350度20メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町飛渡瀬
区Bえ8	区第161号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町飛渡瀬高須新開地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイを結んだ直線とイウを距岸60メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 高須新開北角(新高須川河口右岸角) 大柿町飛渡瀬大正新開北角(高須川河口右岸角) 1から江田島市江田島町鷺部沖田新開(旧江田島ボウル敷地)南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点 1から江田島市江田島町鷺部沖田新開(旧江田島ボウル敷地)南西角を見通す線と距岸60メートルの線との交点 2から50度の線と距岸60メートルの線との交点 2から50度の線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市能美町高田、大柿町飛渡瀬
区Bえ9	区第162号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町飛渡瀬大盤新開地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 大盤新開北西角(内角)から護岸沿い南へ20メートルの 1から護岸沿い南東へ50メートルの所 大盤新開東角(小川河口左岸角)から護岸沿い北へ10メートルの所 1から護岸に直角に10メートルの所 1から護岸に直角に50メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ オ カ			
区Bえ10	区第163号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町岡村新開, 大柿町落走新開地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	2から護岸に直角に50メートルの所 3から護岸に直角に70メートルの所 3から護岸に直角に20メートルの所 2から護岸に直角に10メートルの所 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし, 岡村新開小川第1橋梁右岸付け根を中心とした半径35メートルの区域を除く。 2から護岸沿い北西へ130メートルの所 岡村新開南角(小川河口左岸角) 落走新開南東角 1から江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点 1から江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線上30メートルの所 2から江田島市消防本部建物南西角を見通す線上90メートルの所 3から護岸に直角に60メートルの所 3から護岸に直角の線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町
区Bえ11	区第164号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町中町坪崎地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 坪崎新開護岸北端 能美町中町岡村新開北東角 2から護岸沿い南へ35メートルの所 1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点 1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線上50メートルの所 2から江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線上50メートルの所 3から江田島市消防本部建物南西角を見通す線上40メートルの所 3から江田島市消防本部建物南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町
区Bえ12	区第165号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町中町大あじろ地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 能美町松ヶ鼻南東側埋立地南東角 1から海岸沿い南へ102メートルの所(松ヶ鼻西側の排水コンクリート葺きから南へ6メートルの洞穴中央) 1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線上5メートルの所 1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線上20メートルの所 2から鷺部公園護岸南西角を見通す線上50メートルの 2から鷺部公園護岸南西角を見通す線上10メートルの	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町
区Bえ13	区第166号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町中町長瀬地先	区域 基点1	次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とオカを結んだ直線とによって囲まれた区域 能美町中町長瀬海水浴場東側防波堤の東側付け根から防波堤沿い北西へ45メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点2 能美町中町長瀬海岸養浜工の埋立地東付け根(道路との交点)から護岸沿い東へ7メートルの所 基点3 能美町中町長瀬松ヶ鼻西側の埋立地護岸北西角 基点4 松ヶ鼻突端 ア 1とイを結んだ線と2から長瀬海水浴場東側防波堤の北西端を見通す線との交点 イ 3から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上30メートルの所 ウ 3から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上85メートルの所 エ 4から能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線上160メートルの所 オ 4から能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点 カ 2から長瀬海水浴場東側防波堤の北西端を見通す線と道路護岸沿い距岸10メートルの線との交点		
区Bえ14	区第167号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町中町胡川地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカキを距岸10メートルで結んだ線とキク、クアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 能美町中町港棧橋駐車場埋立地南東角(歩道との交点)から護岸沿い東へ38メートルの所 基点2 能美町中町水の元橋左岸北側付け根から護岸沿い西へ40メートルの所 基点3 能美町中町水の元橋右岸北側付け根 基点4 能美町中町(株)ガスネットサービス敷地西端の延長線と護岸との交点 ア 1から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上10メートルの所 イ 1から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上80メートルの所 ウ 2から津久茂南西端を見通す線上90メートルの所 エ 3から津久茂の高を見通す線上70メートルの所 オ 4から能美町遠崎の鼻を見通す線上50メートルの所 カ 4から能美町遠崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 キ 3から江田島町津久茂の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ク 2から津久茂南西端を見通す線上20メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町
区Bえ15	区第168号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町石井新開地先	区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 能美町高田南区船だまり南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ70メートルの防波堤曲がり角 基点2 能美町高田森野造船所埋立地北角(スベリ段差上部北角)から護岸沿い南東へ10メートルの所 基点3 能美町高田高下川河口左岸角(階段の北側付け根)から道路沿い北へ13メートルの所 基点4 能美町中田港見浪防波堤北側の沖防波堤北西端 ア 2から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						イ ウ エ			
区Bえ16	区第169号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町石井新開地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ カ	2から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す線と1から4を見通す線との交点 3から能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線と1から4を見通す線との交点 3から能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域 能美町高田高下川河口左岸角(階段北側付け根) 能美町高田高下川河口右岸角(護岸パラペット西端から下流へ30メートルの所) 2から護岸沿い南へ100メートルの所 能美町中町麓川河口左岸角 能美町中町かき作業場石積砂防堤(中田港見浪防波堤北西の石積砂防堤)突端 1から能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線上50メートルの所 1から能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線と4から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線との交点 2から5を見通す線と4から津久茂の高(263メートル)を見通す線との交点 5から2を見通す線上30メートルの所 4から津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 3から能美海上ロッジ建物南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町
区Bえ17	区第170号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町高田南区船だまり地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 能美町高田沖南区船だまり南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ20メートルの所 能美町高田沖南区船だまり南側防波堤突端 能美町高田南区船だまり北側防波堤突端 能美町高田南区船だまり北側防波堤付け根から1番目の曲がり角 能美町高田南区船だまり北側防波堤北側付け根 1から5を見通す線上10メートルの所 1から能美町長瀬松ヶ鼻を見通す線と2から3を見通す線との交点 4から20度の線と2から3を見通す線との交点 4から20度の線上20メートルの所 5から1を見通す線上30メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町
区Bえ18	区第171号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町高田松ヶ窪地先	区域 基点1 基点2	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カキを結んだ4直線とキアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 能美町高田湯田かき作業場埋立地南西角から護岸沿い南東へ30メートルの所 能美町高田本庄鉄工埋立地北側付け根(道路との交点)から護岸沿い北へ150メートルの所(排水口南側)	団体漁業権	江田島市能美町高田

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点3 能美町高田本庄鉄工埋立地北側付け根(道路との交点)から護岸沿い北へ45メートルの所 基点4 能美町高田本庄鉄工埋立地北角(防波堤北側付け根) ア 1から江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸40メートルの線との交点 ウ 4から津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸40メートルの線との交点 エ 4から津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 オ 3から護岸に直角に5メートルの所 カ 2から護岸に直角に5メートルの所 キ 2から護岸に直角の線と距岸10メートルの線との交点		
区Bえ19	区第172号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町高田湯田地先	区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸25メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 能美町高田湯田の窪の棧橋跡中央(小川暗渠の北側)から護岸沿い北へ150メートルの所 基点2 能美町高田湯田の窪の棧橋跡中央(小川暗渠の北側)から護岸沿い南へ70メートルの所 ア 1から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸25メートルの線との交点 ウ 2から津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸25メートルの線との交点 エ 2から津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町
区Bえ20	区第173号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町高田遠崎地先	区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側の護岸防潮扉中央から護岸沿い北へ2メートルの所 基点2 能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡埋立地の南側埋立地北東角から護岸沿い南へ32メートルの護岸内 ア 1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上35メートルの所 ウ 2から江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(84度)線上25メートルの所 エ 2から江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(84度)線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町
区Bえ21	区第174号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町高田遠崎地先	区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸25メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸7メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側護岸防潮扉中央から護岸沿い北西へ50メートルの所 基点2 能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側護岸防潮扉中央から護岸沿い北西へ5メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ア イ ウ エ			
区Bえ22	区第175号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町高田遠崎地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸7メートルの線との交点 1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸25メートルの線との交点 2から津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸25メートルの線との交点 2から津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸7メートルの線との交点 次のアイを結んだ直線とイウを距岸20メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 能美町高田能美水島観光さつき園進入道路北側の延長線と護岸との交点から護岸沿い北へ20メートルの所 能美町高田遠崎内能美漁協冷蔵庫跡埋立地の小川河口鉄扉中央から護岸沿い北へ138メートルの所 1から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す線と距岸5メートルの線との交点 1から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す線と距岸20メートルとの交点 2から江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸20メートルの線との交点 2から江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町
区Bえ23	区第176号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町高田とうあみだ地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸28メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸8メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 能美町高田と江田島市沖美町三吉との海岸線における境界 1から護岸沿い南東へ200メートルの所 1から江田島市江田島町たこ岩の鼻を見通す線と距岸8メートルの線との交点 1から江田島市江田島町たこ岩の鼻を見通す線と距岸28メートルの線との交点 2からたこ岩の鼻を見通す線と距岸28メートルの線との交点 2からたこ岩の鼻を見通す線と距岸8メートルの線との	団体漁業権	江田島市能美町高田, 中町
区Bお1	区第177号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町鹿川大矢地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 能美町鹿川大矢北防波堤南側付け根から護岸沿い南へ90メートルの所 能美町鹿川石垣新開護岸北角から護岸沿い北へ50メートルの所 1から能美町鹿川鎌木灯台防波堤(鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤)中央曲がり角南端を見通す線上140メートルの所 1から能美町鹿川鎌木灯台防波堤(鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤)中央曲がり角南端を見通す線上400メートルの所 2から能美町ヒク岩を見通す線上320メートルの所 2から能美町ヒク岩を見通す線上140メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町鹿川

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bお2	区第178号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町鹿川 鎌木地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 能美町鹿川鎌木南防波堤(灯台防波堤)南側付け根から護岸沿い南へ20メートルの所 能美町鹿川と江田島市大柿町との海岸線における境界1から能美町鹿川エムシーターミナル(株)114号タンク南端を見通す線上200メートルの所 1から能美町鹿川エムシーターミナル(株)114号タンク南端を見通す線上350メートルの所 2からエムシーターミナル(株)108号タンク南端を見通す線上380メートルの所 2からエムシーターミナル(株)108号タンク南端を見通す線上230メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町鹿川
区Bお3	区第179号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大黒 神島深浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ カ キ ク 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカキ、キク、クアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 大黒神島牛石鼻 大黒神島深浦のクボ新開石垣護岸南角から護岸沿い北へ55メートルの所 大黒神島ガンブリの鼻 大黒神島刈浜の北西端(3から南へ1番目の鼻) 大黒神島宮城鼻 1から沖美町大矢鼻(江田島市能美町と沖美町との海岸線における境界)を見通す(76度)線上50メートルの 1から沖美町大矢鼻(江田島市能美町と沖美町との海岸線における境界)を見通す(76度)線上200メートルの 4から江田島市大柿町沖野島片山鼻北端を見通す(97度)線上350メートルの所 5から片山鼻と沖野島丸山崎の間を見通す(97度)線上200メートルの所 5から片山鼻と沖野島丸山崎の間を見通す(97度)線と距岸50メートルの線との交点 4から片山鼻北端を見通す(97度)線と距岸50メートルの線との交点 3から大柿町深江赤羽根崎を見通す(79度)線上50メートルの所 2から赤羽根崎を見通す(84度)線上150メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町鹿川、沖美町美能
区Bお4	区第180号	第1種区画漁業	かき杭打垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町鹿川 大矢地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 能美町鹿川石垣新開南側付け根の護岸階段南側付け根(カーブミラー) 1から護岸沿い南へ165メートルの所(護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱) 1から江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上7メートルの所 1から江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上50メートルの所 2から大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町鹿川

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bお5	区第181号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町鹿川大矢地先	エ 2から大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上7メートルの所 エ 区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域 基点1 鹿川石垣新開護岸北角 基点2 1から護岸沿い北へ55メートルの所 基点3 1から護岸沿い北へ180メートルの所 基点4 鹿川大矢川河口護岸のスベリ東側付け根から護岸沿い南へ59メートルの所 基点5 鹿川大矢川河口護岸のスベリ東側付け根から護岸沿い南へ36メートルの所(カーブミラー) ア 1から鹿川鎌木江能広域浄化センター排水口を見通す線上50メートルの所 イ 3から能美町ヒク岩を見通す線上30メートルの所 ウ 4から能美町鎌木南防波堤(灯台防波堤)突端を見通す線上30メートルの所 エ 5から鹿川漁業協同組合北西の船だまりの南側防波堤曲がり角を見通す線上20メートルの所 オ 5から鹿川漁業協同組合北西の船だまりの南側防波堤曲がり角を見通す線上4メートルの所 カ 4から鎌木南防波堤突端を見通す線上3メートルの所 キ 3からヒク岩を見通す線上3メートルの所 ク 2から江田島市前処理センター入口北側法面南端を見通す線上5メートルの所 ケ 2から江田島市前処理センター入口北側法面南端を見通す線上27メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町鹿川
区Bお6	区第182号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町鹿川地先	エ 区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 能美町鹿川大矢北防波堤南側付け根から護岸沿い南へ71メートルの所 基点2 能美町鹿川大矢川河口護岸のスベリ西側付け根から北へ20メートルの所(排水口中央) ア 1から能美町鎌木埋立地北西角を見通す線上5メートルの所 イ 1から能美町鎌木埋立地北西角を見通す線上30メートルの所 ウ 2から能美町鎌木灯台防波堤(鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤)中央曲がり角南端を見通す線上30メートルの所 エ 2から能美町鎌木灯台防波堤(鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤)中央曲がり角南端を見通す線上5メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町鹿川
区Bお7	区第183号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町鹿川文久新開地先	エ 区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 文久新開第2樋門西側の護岸角 基点2 1から護岸沿い西へ120メートルの所 ア 1から江田島市大柿町大原大附防波堤突端を見通す線上12メートルの所 イ 1から江田島市大柿町大原大附防波堤突端を見通す線上69メートルの所	団体漁業権	江田島市能美町鹿川

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ			
区Bか1	区第184号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町小古 江地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ	2から鹿川大矢北防波堤突端を見通す線上69メートルの所 2から鹿川大矢北防波堤突端を見通す線上12メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域 大柿町大原と能美町との海岸線における境界 大柿町小古江船頭鼻 大柿町小古江小船頭鼻 大柿町小古江余防川河口左岸角から東へ1つ目の階段北西側付け根 大柿町小古江余防樋門中央(4から護岸沿い南東へ100メートルの所) 大柿町小古江明神鼻南のスベリ北側護岸西角 1から江田島市沖美町大黒神島南東端を見通す線上100メートルの所 2から216度80メートルの所 5から大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上60メートルの所 6から265度30分30メートルの所 6から265度30分110メートルの所 4からガンコウジ北東角を見通す線上130メートルの所 3から215度310メートルの所 2から216度330メートルの所 1から大黒神島南東端を見通す線上400メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町大原
区Bか2	区第185号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町深江 大附地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大柿町深江大附防波堤南側付け根 1から海岸沿い南へ136メートルの所 2から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)103号タンク北端を見通す線上170メートルの所 2から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)103号タンク北端を見通す線上425メートルの所 1からエムシーターミナル(株)115号タンク北端を見通す線上375メートルの所 1からエムシーターミナル(株)115号タンク北端を見通す線上150メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町大原
区Bか3	区第186号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大原 地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大柿町大原柿木鼻から北東へ1番目の鼻の南端 大柿町大原土石の鼻南端から護岸沿い北東へ70メートルの所 1から180度150メートルの所 1から180度590メートルの所 2から166度440メートルの所 2から166度140メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町大原
区Bか4	区第187号	第1種区画漁業	かき杭打垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町小古 江地先	区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ、エオを結んだ2直線とオカを距岸4メートルで結んだ線とカキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スアを結んだ8直線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市大柿町大原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 大柿町小古江江田島市交流促進センター埋立地北西角から護岸沿い西へ35メートルの所 基点2 大柿町小古江江田島市交流促進センター埋立地南西 基点3 大柿町小古江余防川河口左岸角から東へ1つ目の階段西側付け根から護岸沿い南東へ70メートルの所 基点4 3から護岸沿い南東へ22メートルの所 基点5 4から護岸沿い南東へ20メートルの所 基点6 5から護岸沿い南東へ56メートルの所 基点7 6から護岸沿い南東へ92メートルの所 基点8 大柿町深江大附金比羅宮北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ178メートルの護岸内角 基点9 大柿町深江大附ガンコウジ北東角から護岸沿い南東へ180メートルの所(棧橋渡橋の護岸側付け根) ア 1から小古江明神鼻を見通す線と2からガンコウジ北東角を見通す線との交点 イ 2からガンコウジ北東角を見通す線と距岸3メートルの線との交点 ウ 余防川右岸の延長線と距岸3メートルの線との交点 エ 3から8を見通す線上18メートルの所 オ 4から8を見通す線と距岸4メートルの線との交点 カ 6からガンコウジ北東角を見通す線と距岸4メートルの線との交点 キ 6からガンコウジ北東角を見通す線上10メートルの所 ク 7から9を見通す線上10メートルの所 ケ 7から9を見通す線上20メートルの所 コ 6からガンコウジ北東角を見通す線上20メートルの所 サ 6からガンコウジ北東角を見通す線上40メートルの所 シ 5から9を見通す線上44メートルの所 ス 1から明神鼻を見通す線上210メートルの所		
区Bか5	区第188号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町小古江地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域。ただし、小古江峰ヶ迫川両岸の延長線ではさまれた区域を除く。小古江明神鼻護岸南西角から東へ15メートルの所(護岸内角) 基点1 1から護岸沿い南東へ88メートルの所 基点2 峰ヶ迫川河口右岸角 基点3 小古江萩造船所前防波堤北側付け根から防波堤沿い西へ9メートルの所 基点4 小古江萩造船所前防波堤北側付け根から防波堤沿い西へ33メートルの所 基点5 1から深江川河口左岸角を見通す線上13メートルの所 ア 1から232度の線(深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点から北へ25メートルを見通す線)上30メートルの イ 3から深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上80メートルの所 ウ 3から深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上72メートルの所 エ 5から防波堤に直角に5メートルの所 オ 4から防波堤に直角に5メートルの所 カ 4から1を見通す線上29メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町大原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ク ケ コ			
区Bか6	(新規)	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町小古江地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 アイ ウ エ	3から深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上29メートルの所 3から深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上19メートルの所 2から大柿町大原5832番地護岸北角を見通す線上14メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 大原漁協西側埋立地北東角 大原漁協製氷施設前棧橋南側付け根 大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端から護岸沿い北へ54メートルの所(護岸東角) 3から護岸沿い北へ33メートルの所(階段南側付け根) 1から4を見通す線上120メートルの所 1から4を見通す線上150メートルの所 2から3を見通す線上110メートルの所 2から3を見通す線上80メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町大原
区Bき1	区第189号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町深江大附地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大柿町深江赤羽根崎西端から海岸沿い北へ115メートルの所 大柿町深江大附西側防波堤南側付け根から海岸沿い南へ136メートルの所 1から江田島市能美町鹿川大矢鼻南端はなれ石を見通す(279度)線上220メートルの所 1から江田島市能美町鹿川大矢鼻南端はなれ石を見通す(279度)線上410メートルの所 2から能美町鹿川エムシーターミナル(株)103号タンク北端を見通す(280度)線上350メートルの所 2から能美町鹿川エムシーターミナル(株)103号タンク北端を見通す(280度)線上170メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町深江
区Bき2	区第190号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町沖野島片山鼻地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキアを距岸100メートルで結んだ線とによって囲まれた沖野島中殿の鼻南西端 沖野島中殿の鼻北西端 沖野島片山鼻北西端 沖野島片山鼻の北東側護岸の東角から護岸沿い北西へ7メートルの所 1から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す線と距岸100メートルの線との交点 1から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す線上389メートルの所 2から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す線上389メートルの所 2から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す線上600メートルの所 4から354度690メートルの所 4から大柿町深江赤羽根崎防波堤の付け根から南へ1番目の曲り角を見通す線上420メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町深江

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bき3	区第192号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町沖野島地先	キ 3から大柿町深江漁港南防波堤の北端の赤灯台を見通す線と距岸100メートルの線との交点 区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 沖野島片山鼻の北東側護岸の北角から護岸沿い南東へ21メートルの所 基点2 沖野島こじヶ窪の鼻 基点3 沖野島中の鼻北端 基点4 大柿町深江深江産業(株)入口北側付け根から護岸沿い北へ104メートルの所 基点5 大柿町深江唐串の鼻西端(深江漁港南側防波堤に隣接する深江汚水中継ポンプ場南側付け根から道路沿い南西へ54メートルの所) ア 2から大柿町深江赤羽崎防波堤突端(黄色灯標)を見通す線上380メートルの所 イ 2から大柿町深江赤羽崎防波堤突端(黄色灯標)を見通す線上570メートルの所 ウ 5から3を見通す線上250メートルの所 エ 1から4を見通す線と3から5を見通す線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町深江
区Bき4	区第194号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町深江白水地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大柿町深江釣附こんぼうず岩西端 基点2 大柿町深江釣附芦の浦コンクリート護岸北西角 ア 1から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上120メートルの所 イ 1から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上330メートルの所 ウ 2から大柿町沖野島周気崎南端を見通す線上430メートルの所 エ 2から大柿町沖野島周気崎南端を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町深江
区Bき5	区第195号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町深江大附ガンコウジ地先	区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸5メートルで結んだ線とオカ、カアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 大柿町深江大附稲荷神社北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ178メートルの護岸内角 基点2 大柿町深江大附稲荷神社北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ27メートルの所 基点3 大柿町深江大附ガンコウジ北東角から護岸沿い南へ60メートルの所 ア 1から320度80メートルの所 イ 2から310度の線と距岸30メートルの線との交点 ウ 3から大柿町小古江明神鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 エ 3から大柿町小古江明神鼻を見通す線と距岸5メートルの線との交点 オ 2から310度の線と距岸5メートルの線との交点 カ 1から320度30メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町深江
区Bき6	区第197号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市沖美町大黒神島深浦地先	区域 次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線によって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市大柿町深江, 沖美町是永, 畑, 岡大王

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 大黒神島深浦のくぼ北側1番目の鼻 基点2 大黒神島深浦のくぼ新開石垣護岸南角から護岸沿い北へ30メートルの所(護岸階段北側付け根) 基点3 大黒神島深浦のくぼ新開石垣護岸南角から海岸沿い東へ60メートルの所 ア 1から3を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から3を見通す線と2から江田島市大柿町深江赤羽根崎を見通す(84度)線との交点 ウ 2から赤羽根崎を見通す(84度)線と距岸10メートルの線との交点		
区Bき7	区第198号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	江田島市大柿町深江白水地先	区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸20メートルで結んだ線によって囲まれた区域 基点1 親休鼻から西回り2番目の鼻の大岩 基点2 深江釣附こんぼうず岩西端 ア 1から大柿町長島の洲鼻を見通す線上20メートルの所 イ 1から大柿町長島の洲鼻を見通す線上170メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上170メートルの所 エ 2から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上20メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町深江
区Bき8	区第199号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	江田島市大柿町沖野島地先	区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ直線及びアエを距岸10メートルで結んだ線によって囲まれた区域 基点1 大柿町沖野島周寄鼻から北へ250メートルの所(浜の端にある岩) 基点2 沖美町大黒神島宮城鼻南西護岸角から南西へ60メートルの所 基点3 大柿町沖野島西端 ア 1から大黒神島宮城鼻を見通す線上10メートルの所 イ 1から大黒神島宮城鼻を見通す線と3から我島北端を見通す線との交点 ウ 2から沖野島周寄鼻を見通す線と3から我島北端の見通す線との交点 エ 2から沖野島周寄鼻を見通す線と沖野島の距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町深江
区Bき9	(新規)	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	江田島市大柿町深江白水地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 大柿町深江釣附芦の浦コンクリート護岸北西角 基点2 大柿町茶臼山南の道路護岸南端 ア 1から大柿町沖野島周寄鼻南端を見通す線上200メートルの所 イ 1から大柿町沖野島周寄鼻南端を見通す線上400メートルの所 ウ 2から大柿町沖野島南西の高(95メートル)を見通す線上320メートルの所 エ 2から大柿町沖野島南西の高(95メートル)を見通す線上120メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町深江, 大原, 柿浦
区B<1	区第200号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大原地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大柿町大原土石の東鼻から護岸沿い北東へ130メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						基点2 ア イ ウ エ			
区B<2	区第201号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大原 黒嶽地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	大柿町大原ゲゲトリハナ鼻南端護岸角から護岸沿い北西へ60メートルの所 1から呉市倉橋町重生旧重生小学校西の鼻を見通す(166度30分)線上200メートルの所 2から160度130メートルの所 2から160度380メートルの所 1から旧重生小学校西の鼻を見通す(166度30分)線上470メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大柿町ゲゲトリハナ鼻東側付け根の護岸放水口右岸角 大柿町大原下方鼻東側付け根(丸石) 1から160度200メートルの所 2から倉橋町小串の鼻を見通す線上270メートルの所 2から倉橋町小串の鼻を見通す線上590メートルの所 1から160度460メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<3	区第202号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君 臼ヶ浦, 長浜地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 大柿町長瀬鼻南端 大柿町大君追の浦の中間鼻東端 大柿町大君長浜海岸南側防砂堤付け根から南へ1番目の鼻 大柿町大君長浜海岸南側防砂堤付け根から南へ1番目の鼻の東側付け根から海岸沿い東へ42メートルの所 1から呉市倉橋町小串の東鼻を見通す線上50メートルの所 2から3を見通す線上170メートルの所 3から170度100メートルの所 4から倉橋町宇和木ナキリ東鼻を見通す線上70メートルの所 4から倉橋町宇和木ナキリ東鼻を見通す線上240メートルの所 1从小串の東鼻を見通す線上380メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<4	区第203号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君 明神地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 大柿町大君南城鼻から南へ1番目の護岸階段南側付け根から護岸沿い北へ17メートルの所 大柿町大君まちが鼻南側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ72メートルの所 大柿町大君まちが鼻南側埋立地南側付け根から護岸沿い南へ140メートルの所 1から呉市音戸町田原ホーシ鼻を見通す線上50メートルの所 1から呉市音戸町田原ホーシ鼻を見通す線上150メートルの所 3から音戸町早瀬流田鼻を見通す線上150メートルの所 3から音戸町早瀬流田鼻を見通す線上80メートルの所 2から流田鼻を見通す線上110メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<5	区第204号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君 地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ40メートルの所 基点2 大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ265メートルの所 ア 1から呉市音戸町田原漁港防波堤赤灯台を見通す線上90メートルの所 イ 1から呉市音戸町田原漁港防波堤赤灯台を見通す線上190メートルの所 ウ 2から音戸町田原山本造船所船台北西角を見通す線上220メートルの所 エ 2から音戸町田原山本造船所船台北西角を見通す線上130メートルの所		
区B<6	区第205号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町引島地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ8直線によって囲まれた区域 大柿町柿浦漁港東側防波堤とかき筏組立場北側護岸との交点から防波堤沿い63メートルの所(東側付け根から1番目の曲り角) 基点1 大柿町大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ145メートルの所 基点2 引島南側防波堤東側付け根 基点3 1から呉市音戸町三ツ子島の北の高(16メートル)を見通す(59度)線上790メートルの所 ア 1から呉市音戸町三ツ子島の第1棧橋北ブロック北西角を見通す(61度)線上1,290メートルの所 イ 2から音戸町田原田原漁業協同組合の建物南角を見通す(88度)線上700メートルの所 ウ 2から音戸町田原田原漁業協同組合の建物南角を見通す(88度)線上380メートルの所 エ 3から60度の線とアエを結んだ線との交点 オ 3から70度115メートルの所 カ 1から84度775メートルの所 キ 1から84度の線とアエを結んだ直線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<7	区第206号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町柿浦漁港地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大柿町柿浦山本かき作業場北側の小川河口右岸角の階段東側付け根から護岸沿い東へ27メートルの所(作業場と護岸の接点) 基点1 大柿町柿浦柿浦漁港埋立地北側付け根 基点2 1から呉市音戸町渡子井ノ尻沖埋立地西側付け根を見通す(89度)線上240メートルの所 ア 1から呉市音戸町渡子井ノ尻沖埋立地西側付け根を見通す(89度)線上630メートルの所 イ 2から87度630メートルの所 ウ 2から87度200メートルの所 エ	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<8	区第207号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君坪土地先	区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 大柿町大君坪土の南鼻北東端 基点2 大柿町大君梶掛ノ鼻北端	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ア イ ウ エ			
区B<9	区第208号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君中の鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	1から大君坪土の北鼻南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 1から大君坪土の北鼻南端を見通す線と距岸30メートルの線との交点 2から大君釣出し鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 2から大君釣出し鼻を見通す線と距岸5メートルの線との交点 次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸25メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域 大君坪土の北鼻南端から海岸沿い北へ60メートルの所 中の鼻南端から海岸沿い北西へ20メートルの所 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸25メートルの線との交点 1から2を見通す線と距岸25メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<10	区第209号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君中の鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次のアイを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 中の鼻北側魚類養殖場棧橋北側付け根 中の鼻北東端 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<11	区第210号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君王泊地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 大柿町大君釣出し鼻南東端 大柿町大君丸小島南端 大柿町大君中の鼻北端 大柿町大君中の鼻北東端 1から4を見通す線と距岸5メートルの線との交点 1から4を見通す線上80メートルの所 2から3を見通す線上70メートルの所 3から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<12	区第211号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君源八鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	次のアイ, イウを結んだ2直線とウアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 大柿町大君泉市営駐車場南側の突堤南側付け根 大柿町大君源八鼻北端 1から105度の線と距岸5メートルの線との交点 1から105度の線と距岸45メートルの所 2からイを見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<13	区第212号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 大柿町大君泉市営駐車場埋立地北西側付け根から護岸沿い北東へ67メートルの所 大柿町大君泉市営駐車場埋立地南側の突堤北側付け 1から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点 1から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線と距岸50メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区B<14	区第213号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君コシマ地先	ウエ 2から105度の線と距岸50メートルの線との交点 2から105度の線と距岸10メートルの線との交点 区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 コシマ鼻埋立地南側付け根(県道護岸との交点)から護岸沿い北へ55メートルの所 基点1 大君瀬本鼻北側の小川河口中央から南へ13メートルの 基点2 1から呉市音戸町早瀬サタメノ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ア 1から呉市音戸町早瀬サタメノ鼻を見通す線上70メートルの所 イ 2から早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線上52メートルの所 ウ 2から早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点 エ	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<15	区第214号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君明神地先	ウエ 2から105度の線と距岸50メートルの線との交点 2から105度の線と距岸10メートルの線との交点 区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 大君ましが鼻南側埋立地南西側付け根から護岸沿い南へ175メートルの所 基点1 明神鼻から西へ1番目の護岸階段西側付け根 基点2 1から呉市音戸町猿ヶ鼻鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ア 1から呉市音戸町猿ヶ鼻鼻を見通す線上50メートルの イ 2から猿ヶ鼻を見通す線上50メートルの所 ウ 2から猿ヶ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 エ	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<16	区第215号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君地先	ウエ 2から105度の線と距岸50メートルの線との交点 2から105度の線と距岸10メートルの線との交点 区域 次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線によって囲まれた区域 大柿町大君平後川河口(大君小学校北側の川)左岸角から護岸沿い北へ6メートルの所 基点1 1から護岸沿い北へ90メートルの所 基点2 1から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ア 2から田原小学校埋立地南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 2から田原小学校埋立地南西角を見通す線上70メートルの所 ウ 1から田原小学校埋立地南西角を見通す線上50メートルの所 エ	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<17	区第216号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町柿浦三束新開地先	ウエ 2から105度の線と距岸50メートルの線との交点 2から105度の線と距岸10メートルの線との交点 区域 次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 三束新開の北の新開南東角から護岸沿い北へ10メートルの所 基点1 大柿町柿浦柿田新開北東角 基点2 1から江田島市江田島町秀崎の鼻南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ア 1から江田島市江田島町秀崎の鼻南端を見通す線上30メートルの所 イ 2からイを見通す線との距岸5メートルの線との交点 ウ	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<18	区第217号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町柿浦地先	ウエ 2から105度の線と距岸50メートルの線との交点 2から105度の線と距岸10メートルの線との交点 区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 柿浦芸南クリニック北側護岸北東角 基点2 柿浦中国電力(株)大柿変電所敷地東側護岸の北東角 基点3 2から護岸沿い南へ20メートルの所 ア 1から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上10メートル イ 1から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上50メートル ウ 2から猿ヶ鼻を見通す線上30メートルの所 エ 3から猿ヶ鼻を見通す線上30メートルの所 オ 3から猿ヶ鼻を見通す線上5メートルの所 カ 2から猿ヶ鼻を見通す線上5メートルの所		
区B<19	区第218号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	江田島市大柿町大君中の鼻地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 中の鼻北端 基点2 1から海岸沿い南東へ40メートルの所 ア 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上80メートルの所 イ 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上100メートルの所 ウ 2から早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上100メートルの所 エ 2から早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上80メートル	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区B<20	区第219号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町大君中の鼻地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 中の鼻北端 基点2 1から海岸沿い南東へ40メートルの所 ア 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上15メートルの所 イ 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上80メートルの所 ウ 2から早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上80メートル エ 2から早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上15メートル	団体漁業権	江田島市大柿町大君, 柿浦
区Bけ1	区第220号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町二ツ小島地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 二ツ小島南側付け根(石垣護岸北端)から護岸沿い南へ80メートルの所 基点2 江田島町一ツ小島中国化薬第一火薬庫入口前15番倉庫北西角から護岸に平行に南東へ9メートルの護岸点 ア 1から呉市天応天狗城山の高(239メートル)を見通す線上150メートルの所 イ 1から呉市天応天狗城山の高(239メートル)を見通す線上350メートルの所 ウ 2から天応鳥帽子岩北側の高(392メートル)を見通す線上350メートルの所 エ 2から天応鳥帽子岩北側の高(392メートル)を見通す線上150メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町小用, 切串
区Bけ2	区第221号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町高須浜地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角 基点2 江田島町高須鼻 基点3 江田島町高須南鼻	団体漁業権	江田島市江田島町小用

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						ア イ ウ エ オ カ		
区Bけ3	区第222号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町小 用ももだか地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ	団体漁業権	江田島市江田島町小用
区Bけ4	区第223号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町小 用鳥ノ首地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	団体漁業権	江田島市江田島町小用
区Bけ5	区第224号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町秋 月若宮地先	区域 基点1	団体漁業権	江田島市江田島町小用

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						基点2 ア イ ウ エ			
						江田島町秋月弾薬庫南側護岸の鉄扉北側取り付け部から護岸沿い北東へ90メートルの所 1から呉市若葉町小麗女島の灯台を見通す線上550メートルの所 2から122度460メートルの所 2から175度400メートルの所 2から175度200メートルの所			
区Bけ6	区第225号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町秋月地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 江田島町秋月(有)島井鉄工所東側護岸南東角 江田島町秋月全農グリーンリソース(株)積出し岸壁北側の護岸パラペット北端(護岸内角)から護岸沿い北へ44メートルの所 1から94度125メートルの所 1から94度700メートルの所 2から94度730メートルの所 2から94度155メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町小用, 呉市音戸町(田原, 早瀬を除く。), 江田島市大柿町柿浦
区Bけ7	区第226号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町鷺部ひるがさこ地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 江田島町鷺部ひるがさこ防波堤の南側を東へ延長した線と道路護岸との交点 江田島町鷺部(株)岡本組埋立地南側付け根から護岸沿い南へ148メートルの所 1から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2からの能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2からの能登呂山の高(542メートル)を見通す線上30メートルの所 1から能登呂山の高(542メートル)を見通す線上60メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町小用
区Bけ8	区第227号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町江南地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 江田島町と江田島市大柿町との海岸線(外海)における境界から護岸沿い東へ10メートルの所(外海ポンプ場樋門東側から護岸沿い東へ18メートルの所) 1から南東へ1番目の護岸外角(江南2丁目24番地の南角) 江田島町秀崎の新開護岸南端 1から大柿町引島東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 3から249度30分の線と距岸10メートルの線との交点 3から249度30分50メートルの所 2から2の北西側護岸に直角に40メートルの所 1から引島東端を見通す線上70メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町小用
区Bこ1	区第228号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市能美町松ヶ鼻地先	区域 基点1 基点2	次のアイ、イ2、2ウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ7直線によって囲まれた区域 能美町高田港南防波堤突端から1番目の曲がり角 能美町松ヶ鼻北端	団体漁業権	江田島市江田島町(ただし, 小用, 切串を除く。)

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点3 ア イ ウ エ オ カ		
区Bこ2	区第229号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町鷺 部地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原
区Bこ3	区第230号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町大 原地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原
区Bこ4	区第231号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町差 須浜地先	区域 基点1 基点2 ア	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						イ ウ エ			
区Bこ5	区第232号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町江 関地先	区域 基点1 基点2 アイ ウ エ	2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端(源兵衛鼻)を 見通す線上390メートルの所 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端(源兵衛鼻)を 見通す線上590メートルの所 1から大奈佐美島大塔山の高(91メートル)を見通す線 上260メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 江田島町幸の浦鯨石の鼻(石碑の鼻の北側付け根の 石垣護岸端から護岸沿い北東へ50メートルの所) 江田島町エセキ川東側の埋立地東側付け根の排水路 右岸角から護岸沿い東へ45メートルの所 1から広島市南区似島東端を見通す線上150メートルの 1から広島市南区似島東端を見通す線上560メートルの 2から南区峠島南西端を見通す線上750メートルの所 2から南区峠島南西端を見通す線上150メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原
区Bこ6	区第233号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町小 用ももだか地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 江田島町小用東江漁協共同作業所埋立地護岸北東角 江田島町小用ももだか埋立地南東角 江田島町小用島ノ首先端 1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上470メー トルの所 3から江田島町高須東端(高須中央鼻)を見通す線上 250メートルの所 3から江田島町高須東端(高須中央鼻)を見通す線上30 メートルの所 2から3を見通す線上280メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原
区Bこ7	区第234号	第1種区画漁業	かき杭打垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町鷺 部地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直 線とウエを距岸60メートルで結んだ線とエアを結んだ直 線によって囲まれた区域 江田島町鷺部2丁目江田島市消防団鷺部駐屯所南側 の小川河口左岸角 江田島町鷺部3丁目ひるがさこ防波堤跡の石積南側を 東へ延長した線と道路護岸との交点 1から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸10メー トルの線との交点 2からの能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線 と距岸10メートルの線との交点 2からの能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線 と距岸60メートルの線との交点 1から松ヶ鼻を見通す線と距岸60メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原
区Bこ8	区第235号	第1種区画漁業	かき杭打垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町宮 の原地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エ アを結んだ3直線とによって囲まれた区域 江田島町宮の原1丁目農林水産省所有地北西の埋立 地護岸南西角 1から護岸沿い南東へ107メートルの護岸北西角 1から江田島市能美町トウガ鼻鳥居の小島北端を見 通す線と距岸10メートルの線との交点 2から242度の線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bこ9	区第236号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町津久茂地先	ウ エ 区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 2から242度50メートルの所 1からトウガ鼻鳥居の小島北端を見通す線上50メートルの所 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 江田島町津久茂水揚西の護岸南端(スベリの東の護岸角)から護岸沿い北東へ12メートルの護岸内角 江田島町津久茂阿重田川河口暗渠中央 1から江田島市能美町中町棧橋突端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から中町棧橋突端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から中町棧橋突端を見通す線上60メートルの所 1から中町棧橋突端を見通す線上60メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原
区Bこ10	区第237号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町津久茂地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸10メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 江田島町津久茂小松の窪の西端(3丁目20の電柱前護岸角) 1から護岸沿い東へ63メートルの所 4から護岸沿い北西へ81メートルの所(3丁目9の電柱小松の窪の南端(護岸角)) 1から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から3を見通す線と距岸10メートルの線との交点 3から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 4から能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 4から能登呂山の高(542メートル)を見通す線上30メートルの所 1から能登呂山の高(542メートル)を見通す線上30メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原
区Bこ11	区第238号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町大須地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域 江田島町たこ岩の鼻(西側のカーブミラーの所) 江田島町サコウタの鼻(カーブミラーの所) 1から江田島町津久茂西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から江田島市沖美町岸根の鼻北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から江田島市沖美町岸根の鼻北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 1から津久茂西端を見通す線と距岸50メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町宮ノ原
区Bこ12	区第239号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町切串地先	区域 基点1 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 江田島町切串大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ77メートルの所(階段南側付け根)	団体漁業権	江田島市江田島町切串1丁目、宮ノ原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点2 アイウエ 江田島町切串1丁目広成建設(株)江田島研修センター東側護岸北東角から護岸沿い西へ10メートルの所 1から広島市南区峠島西端を見通す線上80メートルの 1から広島市南区峠島西端を見通す線上145メートルの 2から南区似島の高(278メートル)を見通す線上60メートルの所 2から南区似島の高(278メートル)を見通す線上10メートルの所		
区Bさ1	区第240号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町幸の浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 アイウエオ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 江田島町幸の浦椎の木鼻北東端 江田島町幸の浦新開(埋立地)の北側付け根から護岸沿い北西へ120メートルの所 江田島町幸の浦物揚場突堤西側付け根 江田島町幸の浦鯨石の鼻(石碑の鼻の北側付け根石垣護岸端から護岸沿い北東へ50メートルの所) 1から江田島町屋形石の鼻を見通す線上100メートルの 4から広島市南区似島東端を見通す線上480メートルの 4から広島市南区似島東端を見通す線上150メートルの 1から3を見通す線と2からウを見通す線との交点 1から3を見通す線上130メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町切串
区Bさ2	区第241号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町江関地先	区域 基点1 基点2 アイウエ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 江田島町切串エセキ川東側の埋立地東側付け根の排水路右岸角から護岸沿い東へ45メートルの所 江田島町切串タカノス北東端 1から広島市南区峠島南西端を見通す線上150メートルの所 1から広島市南区峠島南西端を見通す線上750メートルの所 2から峠島東端を見通す線上990メートルの所 2から峠島東端を見通す線上250メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町切串
区Bさ3	区第242号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町切串地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 アイ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 江田島町切串タカノス鼻北東端のカキ殻堆積場渡橋東側付け根から通路沿い北東へ13メートルの所 江田島町切串切串湾西側防波堤(タカノス鼻から2番目の防波堤)南側付け根から護岸沿い南東へ59メートルの所(階段工の南端) 江田島町切串西沖棧橋埋立地北東角から護岸沿い西へ15メートルの所 江田島町切串1丁目広成建設(株)江田島研修センター東側護岸付け根から護岸沿い北東へ137メートルの所 江田島町切串カワモチ共同作業場埋立地南西角 江田島町切串カワモチ防波堤北側付け根から海岸沿い北へ120メートルの所 1から6を見通す線と3から広島市南区似島北東端を見通す線との交点 1から6を見通す線と4から南区峠島東側の鼻を見通す(336度)線との交点	団体漁業権	江田島市江田島町切串

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ			
区Bさ4	区第243号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町切串神が浦鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	2から5を見通す線と4から峠島東側の鼻を見通す(336度)線との交点 2から5を見通す線と3から峠島の高(129メートル)を見通す線との交点 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 神が浦北東角(神が浦北側の敷地内道路三叉路から道路沿い東へ75メートルの排水管中央)から護岸沿い北西へ70メートルの所 江田島町切串いちご鼻の自衛隊棧橋北側付け根から護岸沿い北西へ41メートルの所 1から安芸郡坂町天狗岩の高(371メートル)を見通す(39度)線上220メートルの所 1から安芸郡坂町天狗岩の高(371メートル)を見通す(39度)線上400メートルの所 2から広島市安芸区矢野町絵下山山頂の南側電波塔を見通す(4度)線上290メートルの所 2から広島市安芸区矢野町絵下山山頂の南側電波塔を見通す(4度)線上110メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町切串
区Bさ5	区第244号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町江関地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ キ ク	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ8直線によって囲まれた区域 江田島町切串鴻治組埋立地東側付け根から護岸沿い東へ36メートルの所 1から護岸沿い南東へ60メートルの所 江田島町切串エセキ川河口左岸角 江田島町切串エセキ川河口右岸角から護岸沿い東へ50メートルの所 1から広島市南区峠島西端を見通す線上20メートルの 1から広島市南区峠島西端を見通す線上40メートルの 2から峠島西端を見通す線上40メートルの所 3から峠島西端を見通す線上40メートルの所 4から峠島西端を見通す線上40メートルの所 4から峠島西端を見通す線上20メートルの所 3から峠島西端を見通す線上20メートルの所 2から峠島西端を見通す線上20メートルの所	団体漁業権	江田島市江田島町切串
区Bさ6	区第245号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町江関地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 江田島町切串エセキ川東側の埋立地護岸北東角から護岸沿い南東へ30メートルの所 江田島町切串エセキ川東側の埋立地東側付け根 1から広島市南区峠島西端を見通す線と距岸20メートルの線との交点 1から広島市南区峠島西端を見通す線と距岸40メートルの線との交点 2から峠島東端を見通す線と距岸40メートルの線との交 2から峠島東端を見通す線と距岸20メートルの線との交	団体漁業権	江田島市江田島町切串
区Bさ7	区第246号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市江田島町切串東新開地先	区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	団体漁業権	江田島市江田島町切串

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 江田島町切串1丁目広成建設(株)江田島研修センター東側護岸付け根から護岸沿い北東へ10メートルの所 基点2 江田島町切串カワモチ共同作業場埋立地南側付け根1から広島市南区似島北東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 アイウ 1から広島市南区似島北東端を見通す線上125メートルの所 ウ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点		
区BL1	区第247号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見大浦崎地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 音戸町波多見6丁目5番地大本建設(株)倉庫敷地北東角 基点2 音戸町波多見大浦崎北東端(亀の浦鼻)から海岸沿い南西へ175メートルの所 ア 1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す(65度)線上440メートルの所 イ 1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す(65度)線上620メートルの所 ウ 2から広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上645メートルの所 エ 2から広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上460メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)
区BL2	区第248号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見大浦崎地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 音戸町波多見6丁目5番地大本建設(株)倉庫敷地北東角 基点2 音戸町波多見大浦崎北東端(亀の浦鼻)から海岸沿い南西へ175メートルの所 ア 1から呉市広小坪1丁目西の船だまり西防波堤西側付け根を見通す(65度)線上785メートルの所 イ 1から呉市広小坪1丁目西の船だまり西防波堤西側付け根を見通す(65度)線上970メートルの所 ウ 2から広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上1,020メートルの所 エ 2から広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上835メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)
区BL3	区第249号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見小学校地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 音戸町波多見波多見小学校敷地南西角 基点2 音戸町波多見7丁目5番の埋立地護岸南東角から護岸沿い北西へ8メートルの所 ア 1から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線と2から244度の線との交点 イ 2から244度275メートルの所 ウ 2から音戸町池田の鼻北東端を見通す線上265メートルの所 エ 1から鈴鹿島の高を見通す線と2から音戸町池田の鼻北東端を見通す線との交点	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)
区BL4	区第250号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ8直線によって囲まれた区域 基点1 音戸町波多見7丁目きびが鼻の埋立地護岸における河部水産作業場と南側住宅との敷地の境界	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ キ ク			
区BL5	区第251号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見大 浦崎地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅南側護岸南西角 音戸町波多見大浦崎南端 1から音戸町池田の鼻南東端を見通す線上160メートル の所 2から音戸町赤石鼻を見通す線上150メートルの所 3から音戸町先奥と倉橋町長谷との海岸線における境 界(堤川河口中央)を見通す線上110メートルの所 3から音戸町先奥と倉橋町長谷との海岸線における境 界(堤川河口中央)を見通す線上850メートルの所 2から赤石鼻を見通す線上800メートルの所 2から234度760メートルの所 2から234度400メートルの所 1から池田の鼻南東端を見通す線上400メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷 地護岸北西角から護岸沿い南東へ40メートルの所 音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター南 側取水ポンプ用渡橋北側付け根 音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅南側護岸南角か ら護岸沿い東へ20メートルの所 1から音戸町池田の鼻北東端を見通す線上125メートル の所 2から池田の鼻南東端を見通す線上155メートルの所 2から池田の鼻南東端を見通す線と3から呉市阿賀町 小情島の高を見通す線との交点 1から池田の鼻北東端を見通す線と3から小情島の高 を見通す線との交点	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原 を除く。)
区BL6	区第252号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市阿賀町小情島地 先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケ アを結んだ9直線によって囲まれた区域 小情島南西端から北西へ1番目の鼻 3から南西へ1番目の鼻 小情島北端 3から南東へ1番目の鼻 2から269度180メートルの所 1から呉市音戸町畑区鈍田川河口右岸角を見通す線上 640メートルの所 1から呉市音戸町畑区鈍田川河口右岸角を見通す線上 1,020メートルの所 1から呉市音戸町池田の鼻北東端を見通す線上1,120 メートルの所 4から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す(357度)線上 950メートルの所 4から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す(357度)線上 600メートルの所 3から302度820メートルの所 3から280度685メートルの所 3から299度310メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原 を除く。)
区BL7	区第253号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見赤 崎地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線に よって囲まれた区域	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原 を除く。)

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 音戸町赤崎鼻の埋立地南角 基点2 音戸町赤石鼻 ア 1から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上330メートルの所 イ 1から142度340メートルの所 ウ 1から120度220メートルの所 エ 2から倉橋町鈴鹿島の高を見通す線上200メートルの所 オ 2から倉橋町鈴鹿島の高を見通す線上680メートルの所 カ 1から弁天島東端を見通す線上520メートルの所		
区BL8	区第254号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町畑区西新開地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 音戸町畑区太田川河口右岸角 基点2 音戸町畑区太田川河口左岸角から護岸沿い東へ20メートルの所 基点3 音戸町赤崎鼻の埋立地南角 ア 1から呉市倉橋町江の浦西埋立地護岸東角を見通す線上150メートルの所 イ 2から159度130メートルの所 ウ 2から159度の線と3から音戸町奥の内清の船だまり防波堤の付け根から南東へ2番目の防波堤角(防波堤東側付け根から防波堤沿い南東へ87メートルの所)を見通す線との交点 エ 1から江の浦西埋立地護岸東角を見通す線と3から有清の船だまり防波堤付け根から南東へ2番目の防波堤角(防波堤東側付け根から防波堤沿い南東へ87メートルの所)を見通す線との交点	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)
区BL9	区第255号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町渡子地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 音戸町渡子3丁目新井川河口右岸角 基点2 1から護岸沿い東へ30メートルの所 ア 1から護岸に直角に10メートルの所 イ 1から護岸に直角に30メートルの所 ウ 2から護岸に直角に30メートルの所 エ 2から護岸に直角に10メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)
区BL10	区第256号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 音戸町波多見7丁目5番の埋立地西側付け根から護岸沿い西へ40メートルの所 基点2 音戸町波多見7丁目5番の埋立地西側付け根から護岸沿い西へ10メートルの所 ア 1から呉市倉橋町トロブ山の高(207メートル)を見通す線上5メートルの所 イ 2からトロブ山の高(207メートル)を見通す線上5メートルの所 ウ 2からトロブ山の高(207メートル)を見通す線上40メートルの所 エ 1からトロブ山の高(207メートル)を見通す線上40メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)
区BL11	区第257号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見田ノ浦地先	区域 次のアイを距岸20メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 音戸町池田の鼻護岸階段北側付け根から護岸沿い北西へ30メートルの所 基点2 音戸町波多見小学校埋立地の西側付け根から護岸沿い西へ52メートルの所 アイウエ 1とウを結ぶ線と距岸20メートルの線との交点 2から呉市阿賀町小情島北端を見通す線と距岸20メートルの線との交点 2から呉市阿賀町小情島北端を見通す線上80メートルの所 1から波多見小学校西側の埋立地西側付け根を見通す線上240メートルの所		
区BL12	区第258号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町畑地区地先	区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアの4直線とによって囲まれた区域。ただし、太田川に通じる幅員20メートルの区域を除く。 基点1 音戸町畑区太田川河口右岸角から護岸沿い西へ250メートルの所 基点2 音戸町赤崎鼻の北側埋立地北側付け根から護岸沿い北西へ10メートルの所 基点3 音戸町赤崎鼻の北側埋立地北西角 アイウエオ 1から護岸に直角に引いた線と距岸10メートルの線との交点 2から護岸に直角に引いた線と距岸10メートルの線との交点 3から埋立地北西側護岸に直角に10メートルの所 3から282度210メートルの所 1から護岸に直角に50メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)
区BL13	区第259号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見大浦崎地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い西へ45メートルの所 基点2 音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い南東へ40メートルの所 基点3 音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸南角 アイウエオ 1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と2から音戸町池田の鼻北東端を見通す線との交点 1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と3から池田の鼻南東端を見通す線との交点 3から池田の鼻南東端を見通す線上175メートルの所 2から池田の鼻北東端を見通す線上115メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)
区BL14	区第260号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町波多見大浦崎地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅西側の埋立地北側付け根から護岸沿い北へ50メートルの所 基点2 音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅南側護岸西角 アイウエオ 1から音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所 2から赤石鼻を見通す線上20メートルの所 2から赤石鼻を見通す線上70メートルの所 1から赤石鼻を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bす1	区第261号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原猿ヶ 鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 猿ヶ鼻のカーブミラーから護岸沿い東へ132メートルの所(排水口中央) 田原1丁目11番かき組合共有埋立地南西角 1から江田島市江田島町海上自衛隊呉補給所貯油所飛渡瀬支所見張台護岸南角を見通す(314度)線上320メートルの所 1から江田島市江田島町海上自衛隊呉補給所貯油所飛渡瀬支所見張台護岸南角を見通す(314度)線上160メートルの所 2から江田島町秀崎を見通す(296度)線上100メートルの所 2から江田島町秀崎を見通す(296度)線上280メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町田原
区Bす2	区第262号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原下大 田地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 音戸町田原1丁目11番と12番の境の水路中央 音戸町田原2丁目1番の北側の埋立地南西角 1から江田島市江田島町秀崎を見通す(298度)線上290メートルの所 1から江田島市江田島町秀崎を見通す(298度)線上100メートルの所 2から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(274度30分)線上120メートルの所 2から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(274度30分)線上340メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町田原
区Bす3	区第263号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 音戸町田原2丁目1番の南側の埋立地北西角から護岸沿い南へ23メートルの所 音戸町田原2丁目田原漁港北側新防波堤の北側付け根(かき殻堆積場エプロンとの西側付け根) 1から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(276度)線上360メートルの所 1から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(276度)線上180メートルの所 2から大柿町引島北端を見通す(278度)線上133メートルの所 2から大柿町引島北端を見通す(278度)線上313メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町田原
区Bす4	区第264号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原地先	区域 基点1 基点2 ア イ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 音戸町田原漁港南防波堤南側付け根 音戸町田原3丁目ホーシ鼻(宝石)北側埋立地西角から護岸沿い北へ25メートルの所 1から江田島市大柿町引島北側灯台を見通す(289度30分)線上310メートルの所 1から江田島市大柿町引島北側灯台を見通す(289度30分)線上170メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町田原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ			
区Bす5	区第265号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原猿ヶ鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	2から大柿町牛ゾノ赤黒標識を見通す(280度)線上110メートルの所 2から大柿町牛ゾノ赤黒標識を見通す(280度)線上230メートルの所 次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 猿ヶ鼻の南のコンクリート護岸北端 1から護岸沿い南へ130メートルの所 1から音戸町田原1丁目11番かき組合共有埋立地南西角を見通す(207度30分)線と距岸10メートルの線との交 1から音戸町田原1丁目11番かき組合共有埋立地南西角を見通す(207度30分)線と2から江田島市江田島町秀崎を見通す線との交点 2から秀崎を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町田原
区Bす6	区第266号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 音戸町田原2丁目1番の北側の埋立地南西角 音戸町田原2丁目1番の南側の埋立地北西角 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町田原
区Bす7	区第267号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原俵石地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 音戸町田原2丁目田原保育所埋立地護岸南西角 音戸町田原2丁目田原保育所埋立地護岸南東角(石垣護岸との交点) 音戸町田原2丁目土井川河口右岸角 1から音戸町田原漁港北側新防波堤の曲がり角から北東へ20メートルの所を見通す線上5メートルの所 2から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(284度30分)線と距岸3メートルの線との交点 3から大柿町引島南端を見通す(269度)線と距岸3メートルの線との交点 3から大柿町引島南端を見通す(269度)線と1から田原漁港北側新防波堤の曲がり角から北東へ20メートルの所を見通す線との交点	団体漁業権	呉市音戸町田原
区Bす8	区第268号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町田原地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸45メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 音戸町田原3丁目吉ヶ谷川河口右岸スベリ北側付け根から護岸沿い北東へ25メートルの所 音戸町田原3丁目吉ヶ谷川河口左岸角から護岸沿い南西へ75メートルの所(田原造船所敷地北角から護岸沿い北東へ5メートルの所) 1から江田島市大柿町柿浦中国電力(株)大柿変電所敷地東側護岸の北東角を見通す(305度30分)線と距岸45メートルの線との交点 1から江田島市大柿町柿浦中国電力(株)大柿変電所敷地東側護岸の北東角を見通す(305度30分)線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町田原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ			
区Bす9	区第269号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町大泊新開地先	区域 基点1 基点2 アイ ウ エ	2から大柿町引島北側灯台を見通す(298度)線と距岸5メートルの線との交点 2から大柿町引島北側灯台を見通す(298度)線と距岸45メートルの線との交点 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大泊新開東角から護岸沿い西へ85メートルの所 大泊新開東角から護岸沿い西へ5メートルの所 1から護岸に直角に5メートルの所 2から護岸に直角に5メートルの所 2から護岸に直角に70メートルの所 1から護岸に直角に70メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町田原
区Bせ1	区第270号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町早瀬流田地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 音戸町田原3丁目ホーシ鼻(宝石) 音戸町早瀬1丁目下流田の小川河口右岸埋立地北東角(道路との接点)から護岸沿い北東へ48メートルの所(階段の南側付け根) 1から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す(272度)線上250メートルの所 1から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す(272度)線上80メートルの所 2から南城鼻北側の埋立地南東付け根を見通す(284度)線上110メートルの所 2から南城鼻北側の埋立地南東付け根を見通す(284度)線上290メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町早瀬
区Bせ2	区第271号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町早瀬藤の脇地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 音戸町早瀬3丁目鳥ヶ首南側護岸と県道護岸との接点から護岸沿い西へ66メートルの所 音戸町藤脇藤造船所棧橋付け根の護岸南角 1から154度390メートルの所 1から154度100メートルの所 2から187度50メートルの所 2から187度280メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町早瀬
区Bせ3	区第272号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町ホーシ鼻地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 田原3丁目ホーシ鼻(宝石)から護岸沿い南へ11メートルの所(ヒューム管中央) 1から護岸沿い南へ42メートルの所(ホーシ鼻南側の道路護岸パラペット北端) 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(273度)線と距岸30メートルの線との交点 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(273度)線と距岸5メートルの線との交点 2から南城鼻北側埋立地南東付け根を見通す(275度30分)線と距岸5メートルの線との交点 2から南城鼻北側埋立地南東付け根を見通す(275度30分)線と距岸30メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町早瀬

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bせ4	区第273号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町早瀬下流地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 音戸町早瀬1丁目下流田の小川河口右岸埋立地北側付け根から護岸沿い北東へ15メートルの所 1から護岸沿い北へ142メートルの所(音戸町田原3丁目ホーシ鼻の南側の道路護岸パラペット北端から護岸沿い南へ60メートルの所) 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(285度30分)線と距岸5メートルの線との交点 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(285度30分)線上30メートルの所 2から南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(279度)線上30メートルの所 2から南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(279度)線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	呉市音戸町早瀬
区Bせ5	区第274号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市音戸町早瀬サタメの埋立地北側地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ 次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸5メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 音戸町早瀬1丁目下流田の小川河口右岸埋立地南西音戸町早瀬1丁目下流田砲台山林道入口前の護岸北端(カーブミラーの所) サタメの埋立地北側付け根から護岸沿い北へ60メートルの所 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(290度)線上30メートルの所 1からウを見通す線上5メートルの所 2から南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(293度30分)線と距岸5メートルの線との交点 3から南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(302度)線と距岸5メートルの線との交点 3から南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(302度)線上40メートルの所 2から南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(293度30分)線上40メートルの所	団体漁業権	呉市音戸町早瀬
区Bそ1	区第275号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町本浦地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 倉橋町本浦シャミセン岩南側護岸付け根から護岸沿い南へ16メートルの岩の先端 1から護岸沿い南へ194メートルの所 1から倉橋町本浦桂ヶ浜トンネル入口を見通す線上80メートルの所 1から倉橋町本浦桂ヶ浜トンネル入口を見通す線上150メートルの所 2から倉橋町長串鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上110メートルの所 2から倉橋町長串鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上40メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町本浦
区Bそ2	区第276号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町本浦地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域	団体漁業権	呉市倉橋町本浦

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 倉橋町本浦影の浦すべり北側付け根から南へ45メートルの所(岩) 基点2 1から護岸沿い南西へ158メートルの所 基点3 倉橋町本浦ドンガメ岩の鼻 ア 1から倉橋町本浦桂ヶ浜東端を見通す線上25メートルの所 イ 1から倉橋町本浦桂ヶ浜東端を見通す線上70メートルの所 ウ 3から倉橋町長串鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上50メートルの所 エ 3から倉橋町長串鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上10メートルの所 オ 2から倉橋町本浦桂ヶ浜東端を見通す線上33メートルの所		
区Bそ3	区第277号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町重生地先	区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 倉橋町重生田の尻鼻 基点2 倉橋町重生西防波堤西側付け根 ア 1から江田島市大柿町柿木鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から江田島市大柿町柿木鼻を見通す線上50メートルの所 ウ 2から大柿町一本松山の標高304メートルの山の高(三角点)を見通す線上150メートルの所 エ 2から大柿町一本松山の標高304メートルの山の高(三角点)を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 光ヶ瀬
区Bそ4	区第278号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町重極地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 倉橋町重極小串の鼻の南西の鼻 基点2 倉橋町重極出島の鼻 ア 1から倉橋町重極湾口西の鼻北端を見通す線上300メートルの所 イ 1から倉橋町重極湾口西の鼻北端を見通す線上180メートルの所 ウ 2から倉橋町重極奥の錨地西鼻を見通す線上50メートルの所 エ 2から倉橋町重極奥の錨地西鼻を見通す線上280メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 光ヶ瀬
区Bそ5	区第279号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町重極, 鳴滝, 光ヶ瀬地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 倉橋町重極小串の鼻 基点2 倉橋町鳴滝かき殻一時堆積場西の埋立地北東護岸と県道との接点 基点3 倉橋町鳴滝昭和石材興業埋立地護岸北東角(道路護岸との接点) 基点4 倉橋町光ヶ瀬(旧)川本水産護岸北西角から護岸沿い東へ9メートルの所 ア 1から321度の線と距岸20メートルの線との交点 イ 3から江田島市大柿町長瀬鼻から東へ1番目の鼻を見通す(338度)線上300メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 光ヶ瀬

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ オ カ キ			
区Bそ6	区第280号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町宇和木地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	4から347度237メートルの所 4から347度110メートルの所 3から長瀬鼻から東へ1番目の鼻を見通す(338度)上100メートルの所 3から2を見通す線上20メートルの所 2から3を見通す線と距岸20メートルの線との交点 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 倉橋町宇和木大白明川河口左岸側埋立地北側護岸の北西角 倉橋町宇和木大白明川河口左岸角 1から呉市音戸町藤脇西側防波堤西側付け根を見通す線上215メートルの所 1から呉市音戸町藤脇西側防波堤西側付け根を見通す線上480メートルの所 2から呉市音戸町明徳中学校南東側のNTTドコモ音戸藤脇基地局中継塔(18度30分)を見通す線上480メートルの所 2から呉市音戸町明徳中学校南東側のNTTドコモ音戸藤脇基地局中継塔(18度30分)を見通す線上230メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 光ヶ瀬
区Bそ7	区第281号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町重極地先	区域 基点1 基点2 ア イ	次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 倉橋町重極奥の錨地西鼻から北へ1番目の鼻 倉橋町重極奥のだんご岩から護岸沿い南へ37メートルの所(排水口) 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 光ヶ瀬
区Bそ8	区第282号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町宇和木地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 倉橋町宇和木大白明川河口左岸側埋立地北側護岸の北西角 倉橋町宇和木大白明川河口右岸の新開の護岸と県道護岸との交点から県道護岸沿い北へ9メートルの所(排1から呉市音戸町藤脇西側防波堤突端を見通す線上10メートルの所 1から呉市音戸町藤脇西側防波堤突端を見通す線と2から宇和木西側埋立地防波堤南側付け根を見通す線と2から宇和木西側埋立地防波堤南側付け根を見通す線上10メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町本浦, 光ヶ瀬
区Bそ9	区第283号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ひじき養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで	呉市倉橋町大向地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	次のアイ、ウエ、エアを結んだ3直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 倉橋町大向東側防波堤先端 倉橋町大向東側防波堤付け根から南へ167メートルの所(スベリ北側) 倉橋町大向東側防波堤付け根から南へ510メートルの所 1から鍋島東端を見通した線と2から270度の線との交点 2から270度の線上10メートルの所 3から270度の線上10メートルの所 3から270度の線と1から鍋島東端を見通した線との交	団体漁業権	呉市倉橋町大向

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bた1	区第284号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町弁天島地 先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ 次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ 線とウ4, 4エ, エオ, オアを結んだ4直線によって囲ま 倉橋町長谷船だまり防波堤東側曲がり角(パラペット東 倉橋町弁天島南西端 倉橋町弁天島東端 倉橋町長谷立石の鼻の沖の岩 倉橋町長谷新開船磯鼻 1から2を見通す線上50メートルの所 2から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点 3から4を見通す線と距岸50メートルの線との交点 4から立石の鼻を見通す線上50メートルの所 5から2を見通す線上150メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 長谷
区Bた2	区第285号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町弁天島地 先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 倉橋町長谷立石の鼻から海岸沿い東へ55メートルの所 倉橋町長谷鷺の巣東の鼻北端 1から呉市音戸町赤崎東方の高(92メートル)を見通す 線上100メートルの所 1から呉市音戸町赤崎東方の高(92メートル)を見通す 線上460メートルの所 2から音戸町池田鼻を見通す線上440メートルの所 2から音戸町池田鼻を見通す線上80メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 尾立, 長谷
区Bた3	区第286号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町トロブ地 先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 基点8 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ 次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエオを距岸80メー トルで結んだ線とオカを結んだ直線とカキを距岸30メー トルで結んだ線とキクを結んだ直線とクケを距岸30メー トルで結んだ線とケコを結んだ直線とコサを距岸50メー トルで結んだ線とサアを結んだ直線とによって囲まれた 倉橋町江の浦東の鼻東端 倉橋町鷺の巣東の鼻北端 倉橋町朝網網代北の鼻北東端 倉橋町トロブ湾奥西側の北へ1番目の鼻東端 倉橋町トロブ湾奥東側の北へ2番目の鼻西端 倉橋町トロブ堤西の鼻西端 倉橋町トロブ北端 倉橋町鈴鹿島北の岩北端 2から呉市音戸町池田鼻を見通す線と1から呉市阿賀 町小情島北端を見通す線との交点 3から音戸町波多見元谷山の高(136メートル)を見通す 線と1から小情島北端を見通す線との交点 8から1を見通す線上50メートルの所 7から小情島南端を見通す線と距岸80メートルの線との 交点 6から3を見通す線と距岸80メートルの線との交点 6から3を見通す線と距岸30メートルの線との交点 5から4を見通す線と距岸30メートルの線との交点 4から5を見通す線と距岸30メートルの線との交点 3から6を見通す線と距岸30メートルの線との交点 3から元谷山の高を見通す線と距岸50メートルの線との 交点 2から池田鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bた4	区第287号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町脇田, 塩屋, 先田地先	区域 次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエオ, オカ, カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 倉橋町池の浦北側の鼻東端 基点2 倉橋町脇田護岸南詰から護岸沿い北へ105メートルの一番目の階段南側付け根 基点3 先田先田川河口暗渠中央 基点4 倉橋町おはなの鼻東端 基点5 倉橋町塩屋の北の鼻南端 ア 1から呉市広小坪白岳山の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 2から3を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 3から2を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 4から倉橋町大尻郷西の鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点 オ 4から倉橋町大尻郷西の鼻を見通す線と5から倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸北角を見通す線との交点 カ 5から洲の崎荷揚場埋立地護岸北角を見通す線と1から白岳山の高を見通す線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 尾立
区Bた5	区第288号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町洲の崎地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 倉橋町洲の崎岡本水産かき作業場護岸北角(かき殻堆積場南西角) 基点2 倉橋町洲の崎荷揚場棧橋南側付け根から護岸沿い南へ32メートルの所 基点3 倉橋町洲の崎荷揚場棧橋南西角 基点4 倉橋町洲の崎荷揚場棧橋北東角 ア 1から倉橋町納防波堤付け根から防波堤沿い南へ70メートルの所(2番目の曲がり角)を見通す線上50メートルの所 イ 1から倉橋町納防波堤付け根から防波堤沿い南へ70メートルの所(2番目の曲がり角)を見通す線上190メートルの所 ウ 4から倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上150メートルの所 エ 4から倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上20メートル オ 2から護岸に直角の線とエから4と3を結んだ線と平行に引いた線との交点 カ 2から護岸に直角に20メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町室尾
区Bた6	区第289号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町飛路井地先	区域 次のアイ, イウを結んだ2直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 倉橋町おはなの鼻南端 基点2 倉橋町洲の崎荷揚場埋立地東側付け根(カーブミラーから護岸沿い西へ3メートルの所) 基点3 倉橋町小尻郷西の鼻(カーブミラー) ア 1から倉橋町大尻郷西の鼻北端を見通す線と2から呉市阿賀町情島の高を見通す線との交点 イ 1から倉橋町大尻郷西の鼻北端を見通す線と3から倉橋町鈴鹿島の高を見通す線との交点 ウ 3から鈴鹿島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 2から情島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bた7	区第290号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町亀ヶ首地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 亀ヶ首池の浦中央の鼻の西側護岸西端 亀ヶ首池の浦中央の鼻の東側護岸西端 亀ヶ首かもめ石 亀ヶ首てらのだばの鼻 1から4を見通す線上300メートルの所 4から1を見通す線上100メートルの所 3から2を見通す線上100メートルの所 2から3を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町大迫, 室尾
区Bた8	区第291号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町鹿老渡地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 鹿老渡北側防波堤東側付け根 鹿老渡岩屋西の鼻 1から倉橋町堀切明神山の鼻西側護岸西端を見通す線上160メートルの所 1から倉橋町堀切明神山の鼻西側護岸西端を見通す線上200メートルの所 2から明神山の鼻南端を見通す線上200メートルの所 2から明神山の鼻南端を見通す線上160メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 鹿老渡
区Bた9	区第292号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町大江地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ80メートルの所 倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ180メートルの所 1から呉市音戸町先奥老人集会所東側護岸南東角(カーブミラー)を見通す線上10メートルの所 1から呉市音戸町先奥老人集会所東側護岸南東角(カーブミラー)を見通す線上90メートルの所 2から護岸に直角に85メートルの所 2から護岸に直角に10メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 長谷
区Bた10	区第293号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町大江地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ193メートルの所 倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ272メートルの所 1から護岸に直角に10メートルの所 1から護岸に直角に40メートルの所 2から護岸に直角に40メートルの所 2から護岸に直角に10メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 長谷
区Bた11	区第294号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町長谷地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 倉橋町長谷船磯鼻北西端 倉橋町長谷船磯鼻北東端(1から海岸沿い東へ53メートルの所) 4から海岸沿い南西へ50メートルの所 倉橋町弁天向の鼻 1から倉橋町弁天島西端を見通す線上20メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 長谷

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						イ ウ エ オ			
区Bた12	区第295号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町トロブ地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	1から倉橋町弁天島西端を見通す線と4から倉橋町長谷倉橋マリンパーク建物北端を見通す線との交点 3から弁天島東端を見通す線と4から倉橋マリンパーク建物北端を見通す線との交点 3から弁天島東端を見通す線上15メートルの所 2から弁天島東端を見通す線上13メートルの所 次のアウ、ウイを結んだ2直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 倉橋町トロブ湾奥西側の北へ1番目の鼻東端 倉橋町トロブ湾奥東側の北へ2番目の鼻西端 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2からトロブ湾奥東側の北へ1番目の鼻を見通す線上90メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 尾立
区Bた13	区第296号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町先田地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 ア イ ウ エ オ カ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸50メートルで結んだ線とオカ、カアを結んだ2直線によって囲まれた区域 倉橋町脇田コンクリート護岸南詰め(池浦北側の鼻の付け根)から護岸沿い北へ118メートルの所 倉橋町猿田水路の東側護岸北東角(スベリの北側付け根)から護岸沿い南へ40メートルの所 倉橋町脇田橋左岸下流側付け根から護岸沿い東へ43メートルの所 倉橋町先田先田川河口暗渠中央から護岸沿い南西へ70メートルの所 倉橋町おはなの鼻南端 2から倉橋町小尻郷西の鼻(カーブミラー)を見通す線上25メートルの所 3からアを見通す線と距岸10メートルの線との交点 5から倉橋町ひとこしきの鼻東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 5から倉橋町ひとこしきの鼻東端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 4から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点 4から1を見通す線と2から小尻郷西の鼻を見通す線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 尾立
区Bた14	区第297号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町洲の崎地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 倉橋町洲の崎清原養魚場埋立地護岸の北西角から護岸沿い南へ40メートルの所 倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸南側付け根から護岸沿い南へ108メートルの所(パラペット切目) 倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸南側付け根から護岸沿い南へ50メートルの所 1から倉橋町ひとこしきの鼻大岩を見通す線と距岸10メートルの線との交点 1から倉橋町ひとこしきの鼻大岩を見通す線上50メートルの所 2から283度40メートルの所 3から倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上50メートル	団体漁業権	呉市倉橋町室尾

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bた15	区第298号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町大尻郷地先	オ 区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 3から倉橋町おはなの鼻南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 倉橋町大尻郷米沢忠栄かき作業場荷揚げリフト付け根から護岸沿い北へ18メートルの所 1から海岸沿い北へ117メートルの所 1から289度30分10メートルの所 1から289度30分45メートルの所 2から287度45メートルの所 2から287度10メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 大迫
区Bた16	区第299号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市倉橋町洲の崎地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 2から護岸沿い南へ81メートルの所 洲の崎清原養魚場埋立地護岸北西角から護岸沿い南へ40メートルの所 1から倉橋町納防波堤北側付け根を見通す線上20メートルの所 1から倉橋町納防波堤北側付け根を見通す線上60メートルの所 2から倉橋町ひとこしきの鼻の大岩を見通す線上60メートルの所 2から倉橋町ひとこしきの鼻の大岩を見通す線上20メートルの所	団体漁業権	呉市倉橋町室尾
区Bた17	区第300号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	呉市倉橋町鹿老渡地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 倉橋町鹿老渡岩屋北端 倉橋町鹿老渡船害の鼻 1から倉橋町亀ヶ首南東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点 1から倉橋町亀ヶ首南東端を見通す線上160メートルの 2から呉市豊浜町齋島北端を見通す線上160メートルの 2から呉市豊浜町齋島北端を見通す線と距岸20メートルの線との交点	団体漁業権	呉市倉橋町室尾, 鹿老渡
区Bち1	区第301号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町上黒島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 上黒島オシアゲの鼻 上黒島オシアゲの鼻の南側護岸北端 上黒島竹ヶ谷の鼻の南東側護岸西端 上黒島竹ヶ谷の鼻 1から下蒲刈町芋城の鼻を見通す線上100メートルの所 2から3を見通す線上50メートルの所 3から2を見通す線上50メートルの所 4から下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	呉市下蒲刈町
区Bち2	区第302号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市下蒲刈町塩浜新開地先	区域 基点1 基点2 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 見戸代港埋立地南船溜まりの南側防波堤から南へ1番目の棧橋南側付け根 塩浜新開北側下島大川河口右岸角から護岸沿い南東へ40メートルの所	団体漁業権	呉市下蒲刈町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点3 塩浜新開北側下島大川河口右岸角から護岸沿い南東へ115メートルの所 基点4 塩浜新開南側の橋下流側左岸付け根から護岸沿い北西へ43メートルの所 基点5 塩浜新開南側の橋下流側右岸付け根から護岸沿い北東へ35メートルの所 基点6 塩浜新開南側の橋下流側右岸付け根から護岸沿い北東へ120メートルの所 ア 2から5を見通す線と3から呉市川尻町柏島西端を見通す線との交点 イ 1から6を見通す線と3から呉市川尻町柏島西端を見通す線との交点 ウ 1から6を見通す線と4から柏島東端を見通す線との交点 エ 2から5を見通す線と4から柏島東端を見通す線との交点		
区Bち3	区第303号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	呉市下蒲刈町鳩岡地先	区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 鳩岡の南端の鼻の付け根護岸部中央(水準点金属標識から護岸沿い北へ10メートルの所) 基点1 鳩岡の北端の鼻 基点2 1から呉市下蒲刈町臼石南端を見通す線上120メートルの所 ア 1から呉市下蒲刈町臼石南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 2から臼石北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から臼石北端を見通す線上120メートルの所 エ	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
区Bち4	区第304号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	呉市下蒲刈町宇都迫地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 下蒲刈町芋城の鼻 基点2 下蒲刈町大地蔵西防波堤北西埋立地南側付け根の階段東側付け根の南側パラベット西端 ア 1から下蒲刈町上黒島北端(オシアゲの鼻)を見通す線上200メートルの所 イ 1から下蒲刈町上黒島北端(オシアゲの鼻)を見通す線上50メートルの所 ウ 2から下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上50メートルの所 エ 2から下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
区Bち5	区第305号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	呉市蒲刈町向福泊地先	区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻(カーブミラー) 基点2 蒲刈町向白崎鼻北西端(カーブミラー) ア 1から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線上120メートルの所 イ 1から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から女猫島の灯台を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 2から女猫島の灯台を見通す線上120メートルの所	団体漁業権	呉市下蒲刈町, 蒲刈町向
区Bつ1	(新規)	第1種区画漁業	あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市蒲刈町原地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 蒲刈町大浦かまがり海の駅埋立地岸壁北端	団体漁業権	呉市蒲刈町(ただし、向は除く。)

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点2 基点3 アイウエオカ 蒲刈町大浦かまがり海の駅埋立地岸壁西端 蒲刈町大浦ふれあい広場南側斜路岸壁南端 1から離岸堤北側面の中央部を見通す線上120メートル 1から離岸堤北側面の中央部を見通す線上132メートル 2から離岸堤屈曲部を見通す線上96メートル 3から離岸堤南東面中央を見通す線上102メートル 3から離岸堤南東面中央を見通す線上68メートル 2から離岸堤屈曲部を見通す線上60メートル		
区Bで1	区第306号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市天応大浜3丁目地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 基点2 アイウエ 呉市天応大浜3丁目天応浄化センター西側護岸(天応第1期埋立地)北西角(内角) 呉市天応大浜3丁目天応浄化センター西側護岸(天応第1期埋立地)南西角から護岸沿い北西へ40メートルの 1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上620メートルの所 1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上320メートルの所 2から江田島町一ツ小島を見通す線上310メートルの所 2から江田島町一ツ小島を見通す線上610メートルの所	団体漁業権	呉市天応伝十原町, 天応西条1~4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応東久保1・2丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町
区Bで2	区第307号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市汐見町地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 基点2 アイウエ 汐見町船だまり北側の埋立地北西角(宅垣内川河口左岸角) 呉市梅木町1番の埋立地南西角から護岸沿い北へ72メートルの所 1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上630メートルの所 1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上330メートルの所 2から270度300メートルの所 2から270度600メートルの所	団体漁業権	呉市天応伝十原町, 天応西条1~4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応東久保1・2丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町
区Bで3	区第308号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市狩留賀町地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 基点2 アイウエ 呉市吉浦町吉浦漁業協同組合かき殻堆積場エプロン南側付け根から護岸沿い南へ80メートルの所 狩留賀町3番の埋立地の北側の護岸階段北側付け根から護岸沿い北へ15メートルの所 1から江田島市江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角を見通す(264度)線上470メートルの所 1から江田島市江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角を見通す(264度)線上270メートルの所 2から264度100メートルの所 2から264度300メートルの所	団体漁業権	呉市天応伝十原町, 天応西条1~4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応東久保1・2丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
区Bで4	区第309号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市天応大浜2丁目地先	区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウアを結んだ2直線によって囲まれた区域	団体漁業権	呉市天応伝十原町, 天応西条1~4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応東久保1・2丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町
						基点1	天応大浜3丁目埋立地南東側付け根から護岸沿い西へ60メートルの所		
						基点2	天応大浜2丁目船だまり北側防波堤西側付け根から護岸沿い北へ41メートルの所		
						ア	1から天応大浜2丁目船だまり南側防波堤突端中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点		
						イ	2から天応大浜3丁目埋立地南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点		
						ウ	1から天応大浜2丁目船だまり南側防波堤突端中央を見通す線と2から天応大浜3丁目埋立地南西角を結ぶ線との交点		
区Bで5	区第310号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	呉市若葉町大麗女島地先	区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	団体漁業権	呉市天応福浦町, 天応伝十原町, 天応西条1~4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応東久保1・2丁目, 天応南町, 天応宮町, 天応塩谷町, 汐見町, 弥生町, 梅木町, 大山町, 狩留賀町, 長谷町, 吉浦上城町, 吉浦松葉町, 吉浦岩神町, 吉浦西城町, 吉浦宮花町, 吉浦本町1~3丁目, 吉浦中町1~3丁目, 吉浦東本町1~4丁目, 吉浦新町1・2丁目, 吉浦新出町, 吉浦神賀町, 吉浦東町, 吉浦潭鼓町, 吉浦池ノ浦町, 晴海町, 新宮町, 瀬戸見町, 若葉町, 海岸1~4丁目, 東川原石町, 西川原石町, 西塩屋町, 東塩屋町, 両城1・2丁目, 三条1~4丁目, 東愛宕町, 西三津田町, 山手1・2丁目, 西中央1~5丁目, 中央1~7丁目, 東中央1~4丁目, 西惣付町, 朝日町, 和庄登町, 宮原1
						基点1	若葉町海上保安大学校南側突堤南側付け根から護岸沿い西へ134メートルの所		
						基点2	若葉町海上保安大学校練習船棧橋西側付け根		
						基点3	吉浦町豆倉鼻		
						基点4	吉浦町シビトノ鼻		
						ア	1から249度230メートルの所(基点1から江田島市江島町秋月秀の鼻を見通す線と基点3から大麗女島東端を見通す線との交点)		
						イ	1から249度455メートルの所(基点1から江田島市江島町秋月秀の鼻を見通す線と基点4から大麗女島西端を見通す線との交点)		

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						ウ エ 2から249.5度580メートルの所(基点2から江田島市江島町秋月弾薬庫北東の斜路東側突堤南東端を見通す線と基点4から大麗女島西端を見通す線との交点) 2から249.5度350メートルの所(基点2から江田島市江島町秋月弾薬庫北東の斜路東側突堤南東端を見通す線と基点3から大麗女島東端を見通す線との交点)		
区Bと1	区第311号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市阿賀南一文字防波堤地先	区域 基点1 基点2 アイ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市広多賀谷4丁目埋立地護岸南西角 基点2 呉市阿賀南7丁目阿賀マリノポリス埋立地南東側防波堤の東側付け根から防波堤沿い南西へ310メートルの ア 1から209度1,030メートルの所 イ 1から196度1,120メートルの所 ウ 2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す(141度)線上935メートルの所 エ 2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す(141度)線上660メートルの所	団体漁業権	呉市阿賀南1～9丁目
区Bと2	区第312号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市阿賀町情島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 情島高山の鼻(情島家村の北の鼻から北へ2番目の鼻) 基点2 情島北端から南西へ1番目の鼻 ア 1から呉市音戸町大浦崎北東端(亀の浦鼻)を見通す(311度30分)線上100メートルの所 イ 1から呉市音戸町大浦崎北東端(亀の浦鼻)を見通す(311度30分)線上300メートルの所 ウ 2から音戸町波多見5丁目の埋立地北東角を見通す線上270メートルの所 エ 2から音戸町波多見5丁目の埋立地北東角を見通す線上70メートルの所	団体漁業権	呉市阿賀南1～9丁目
区Bと3	区第313号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市阿賀町小情島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ オ カ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 小情島北端から南東へ一番目の鼻 基点2 小情島北端 ア 1から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す(357度)線上570メートルの所 イ 1から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す(357度)線上200メートルの所 ウ 2から295度290メートルの所 エ 2から299度310メートルの所 オ 2から280度685メートルの所 カ 2から300度800メートルの所	団体漁業権	呉市阿賀南1～9丁目
区Bと4	区第314号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市阿賀南1丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 阿賀南1丁目護岸南東角 基点2 1から護岸沿いに北西へ89メートルの所 基点3 広多賀谷3丁目広浄化センターと呉市東部処理場の間の道路の中央線の西への延長線と護岸の交点から護岸沿い北西へ18メートルの所	団体漁業権	呉市阿賀南1～9丁目

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						基点4 アイ ウ エ オ カ キ			
区Bと5	区第316号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	呉市阿賀南7丁目地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次多賀谷3丁目広浄化センターと呉市東部処理場の間の道路の中央線の西への延長線と護岸の交点から護岸沿い南東へ100メートルの所 2から207度240メートルの所 2から207度10メートルの所 1から206度10メートルの所 3からウを見通す線上210メートルの所 4から阿賀南5丁目旧フェリー乗り場東角を見通す線上218メートルの所 1から206度140メートルの所 1から206度240メートルの所	団体漁業権	呉市阿賀南1～9丁目
区Bと6	区第317号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	呉市阿賀南1丁目, 2丁目地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	次のアイを阿賀南2丁目南側護岸及び埋立地予定地西側の捨石から5メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし, オ及びカを中心とする直径10.5メートルの円によって囲まれた2区域を除く。 阿賀南3丁目護岸南西角から護岸沿い東へ125メートルの所 1から166度560メートルの所 1から166度の線と阿賀南1丁目護岸南東角から206度の線との交点 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 3から2を見通す線上5メートルの所 イから1と3を結んだ線に直角(256度)に西へ50メートルの所 アから1と3を結んだ線に直角(256度)に西へ50メートルの所 1から157度441.9メートルの所 1から170度430.7メートルの所	団体漁業権	呉市阿賀南1～9丁目
区Bと7	区第318号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	呉市阿賀南一文字防波堤地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 阿賀南一文字防波堤西側の燈火 阿賀南一文字防波堤東側の燈火 1から339度20メートルの所 1から339度120メートルの所 2から339度120メートルの所	団体漁業権	呉市阿賀南1～9丁目



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bと8	区第433号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	呉市阿賀南8丁目地先	エ 2から339度20メートルの所 区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀南8丁目駿河防波堤南端 基点2 呉市阿賀南8丁目大入第一防波堤北端 ア 1から呉市倉橋町亀ヶ首北端を見通す線上200メートルの所 イ 1から愛媛県松山市安居島西南端を見通す線上420メートルの所 ウ 2から呉市下蒲刈島大平山山頂(275メートル)を見通す線上430メートルの所 エ 2から呉市広長浜5丁目長浜東防波堤突端を見通す線上190メートルの所	団体漁業権	呉市阿賀南1～9丁目
区Bな1	区第320号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市広多賀谷4丁目埋立地地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀南1丁目南東角 基点2 呉市広多賀谷4丁目埋立地南西角から護岸沿い東へ30メートルの所 基点3 呉市広多賀谷4丁目埋立地南西角から護岸沿い東へ280メートルの所 ア 1から188度1,520メートルの所 イ 2から187度700メートルの所 ウ 2から187度940メートルの所 エ 3から192度910メートルの所 オ 3から192度1,150メートルの所 カ 1から188度2,020メートルの所	団体漁業権	呉市広小坪
区Bな2	区第321号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市広長浜4丁目地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市広長浜2丁目長浜西船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い東へ85メートルの所 基点2 呉市広長浜4丁目長浜小学校敷地中央南側護岸角南 ア 1から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上330メートルの所 イ 2から亀ヶ首東端を見通す線上330メートルの所 ウ 2から亀ヶ首東端を見通す線上590メートルの所 エ 1から亀ヶ首東端を見通す線上590メートルの所	団体漁業権	呉市広小坪, 阿賀南
区Bな3	区第322号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市阿賀南1丁目地先(黒瀬川)	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 阿賀南1丁目南東角 基点2 阿賀南1丁目黒瀬川虹村大橋右岸下流側1番目の階段北側付け根 ア 1から114度90メートルの所 イ 1から114度15メートルの所 ウ 2から114度14メートルの所 エ 2から114度60メートルの所	団体漁業権	呉市広小坪, 阿賀南
区Bな4	区第323号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市広多賀谷2丁目地先地先(黒瀬川)	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし, オカ, カキ, キク, クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 基点1 呉市広多賀谷1丁目黒瀬川県工業用水管橋の左岸下流側付け根の防潮扉南端から護岸沿い南へ3メートル	団体漁業権	呉市広小坪, 阿賀南

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点2 呉市広多賀谷3丁目南西角の旧護岸角(広多賀谷4丁目埋立地護岸との境界) 基点3 呉市阿賀南1丁目黒瀬川県工業用水管橋の右岸下流側付け根の防潮扉南端から護岸沿い南へ6メートルの 基点4 呉市阿賀南1丁目黒瀬川県工業用水管橋の右岸上流側付け根から北寄りの路上の金属標(街区多角点) アイウエオカキク 1から3を見通す線上65メートルの所 1から3を見通す線上15メートルの所 2から286度15メートルの所 2から286度65メートルの所 4から150.46度242メートルの所 4から149.55度247メートルの所 4から151.22度252メートルの所 4から152.14度247メートルの所		
区Bな5	区第324号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	呉市広小坪1丁目地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広小坪1丁目沖の離岸堤東端から西へ45メートルの所 基点2 広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根から護岸沿い西へ200メートルの所 アイウエ 1から195度80メートルの所 1から195度280メートルの所 2から195度380メートルの所 2から195度180メートルの所	団体漁業権	呉市広小坪
区Bな6	区第325号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	呉市広小坪2丁目地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広小坪1丁目下猫崎東側埋立地東側付け根から道路護岸沿い東へ30メートルの所 基点2 広小坪1丁目下猫崎東側埋立地東側付け根から道路護岸沿い東へ220メートルの所 アイウエ 1から204度40メートルの所 1から204度140メートルの所 2から204度140メートルの所 2から204度40メートルの所	団体漁業権	呉市広小坪
区Bな7	区第326号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業  あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで  1月1日から12月31日まで	呉市広長浜3丁目地先	区域 次の4ア、アイ、イ3を結んだ3直線と長浜港西側船だまり離岸堤とによって囲まれた区域。ただし、離岸堤沿い北側2メートルの区域を除く。  基点1 長浜港西側船だまり北防波堤南端から防波堤沿い北東へ10メートルの所 基点2 長浜港西側船だまり北防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ29メートルの所 基点3 離岸堤東側北端 基点4 離岸堤西側北端 ア 長浜港西側船だまり東防波堤南端と長浜港西側船だまり西防波堤南側突端を結ぶ直線と2から4を見通す線との交点	団体漁業権	呉市広長浜, 広小坪, 広末広, 広本町, 広白岳, 広白石, 広大新開, 広中新開, 広古新聞, 広駅前, 広三芦, 広塩焼, 広町田, 広吉松, 広横路, 広大広, 阿賀, 郷原町, 下蒲刈, 安浦, 東広島市黒瀬, 西条町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域		種別	関係地区
						イ	長浜港西側船だまり東防波堤南端と長浜港西側船だまり西防波堤南側突端を結ぶ直線と1から3を見通す線との交点		
区Bな8	区第327号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業  あさり垂下式養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで  1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	呉市広小坪1丁目地先	区域  基点1 基点2 アイ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを順次結んだ4直線によって囲まれた区域  小坪船だまり東側防波堤付け根から東側の小坪埋立地前面護岸沿い東へ25.5メートルの所 小坪船だまり東側防波堤付け根から東側の小坪埋立地前面護岸沿い東へ135.5メートルの所 1から離岸堤西端を見通す線上80メートルの所 1から離岸堤西端を見通す線上109メートルの所 2から離岸堤東端を見通す線上109メートルの所 2から離岸堤東端を見通す線上80メートルの所	団体漁業権	呉市広長浜, 広小坪, 広末広, 広本町, 広白岳, 広白石, 広大新開, 広中新開, 広古新聞, 広駅前, 広三芦, 広塩焼, 広町田, 広吉松, 広横路, 広大広, 阿賀, 郷原町, 下蒲刈, 安浦, 東広島市黒瀬, 西条町
区Bに1	区第328号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	呉市仁方本町3丁目地先	区域  基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを順次結んだ4直線によって囲まれた区域  呉市仁方本町3丁目の仁方ゴルフセンター東側調整池護岸西角から護岸沿い南東へ60メートルの所 呉市仁方本町3丁目の仁方ゴルフセンター東側調整池護岸南東角(護岸付け根から護岸沿い南西へ65メートルの所) 基点1から仁方漁業協同組合共同作業所棧橋付根を見通す線上40メートルの地点 基点1から仁方漁業協同組合共同作業所棧橋付根を見通す線上70メートルの地点 基点2から仁方皆実町11の埋立て護岸東角を見通す線上70メートルの所 基点2から仁方皆実町11の埋立て護岸東角を見通す線上40メートルの所	団体漁業権	呉市仁方町, 仁方本町, 仁方錦町, 仁方宮上町, 仁方西神町, 仁方皆実町, 仁方大歳町, 仁方中筋町, 仁方棧橋通
区Bね1	区第329号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町三津口深之浦地先	区域  基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 アイ ウ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域 安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地西角から道路沿い南東へ26メートルの所の護岸点(護岸裂け目) 安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地西角から道路沿い南東へ164メートルの所の護岸点(ヒューム管排) 安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地北東付け根から道路沿い西へ50メートルの所の護岸点 安浦町三津口かき作業場団地東側埋立地南東角 安浦町三津口黒地鼻西側の石積護岸と道路護岸(コンクリート護岸)との接点から護岸沿い北西へ50メートル 1から三津口亀戸婆石の鼻を見通す線上450メートルの 1から三津口亀戸婆石の鼻を見通す線上100メートルの 2から三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	呉市安浦町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						エ オ カ キ ク ケ			
区Bね2	区第330号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町柏島地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線に囲まれた区域 柏島柏島神社鳥居東の柱前の護岸階段東側付け根 柏島北東端の突堤東側付け根 柏島南東端(上モタセの鼻) 1から安浦町黒地鼻を見通す線上30メートルの所 1から安浦町黒地鼻を見通す線上260メートルの所 2から50度530メートルの所 3から90度390メートルの所 3から安浦町馬島北端を見通す線上195メートルの所 3から安浦町馬島北端を見通す線上125メートルの所 2からカを見通す線上100メートルの所 2から119度135メートルの所 2から80度95メートルの所	団体漁業権	呉市安浦町
区Bね3	区第331号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町柏島地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ3直線とカアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 柏島ハゲの鼻 柏島恵比須神社前のコンクリート護岸と石積護岸の継目から護岸沿い東へ63メートルの所 柏島柏島神社鳥居東の柱前の護岸階段東側付け根から護岸沿い西へ80メートルの所 1から安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 1から安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 3から安浦町仏崎(護岸排水管の所)を見通す線と距岸200メートルの線との交点 3から安浦町仏崎(護岸排水管の所)を見通す線上95メートルの所 2から安浦町安浦漁業協同組合かき殻堆積場進入路東側付け根を見通す線上100メートルの所 2から安浦町安浦漁業協同組合かき殻堆積場進入路東側付け根を見通す線と距岸30メートルの線との交点	団体漁業権	呉市安浦町
区Bね4	区第332号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町三津口小日之浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 安浦町猿すべりの鼻から北東へ1番目の鼻 安浦町柏島柏島神社御座船艇庫西側のスベリの護岸西端から海岸沿い西へ91メートルの鼻 安浦町柏島南端 小日之浦賀茂神社の鼻	団体漁業権	呉市安浦町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						アイウエ 1から2を見通す線上360メートルの所 1から2を見通す線上750メートルの所 4から3を見通す線上405メートルの所 4から3を見通す線上205メートルの所		
区Bね5	区第333号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町三津口日之浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 2から護岸沿い北へ55メートルの所 安浦町三津口日之浦新開南角から護岸沿い北へ216メートルの所(階段南側付け根) 4から護岸沿い南西へ80メートルの所 日之浦高須の鼻西角 2から安浦町湊崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から安浦町湊崎の鼻を見通す線と1から3を見通す線との交点 3から1を見通す線上40メートルの所 4から296度30メートルの所 4から296度の線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	呉市安浦町
区Bね6	区第334号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸30メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 安浦町三津口日之浦防波堤北側付け根から海岸沿い北東へ5メートルの所 安浦町三津口日之浦防波堤北側付け根から海岸沿い北東へ120メートルの所 亀戸新開護岸西端 1から防波堤に平行に引いた線と距岸10メートルの線との交点 3から安浦町湊崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 3から安浦町湊崎の鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 2から132度の線と距岸30メートルの線との交点 2から132度の線と距岸150メートルの所 1から防波堤に平行に引いた線上130メートルの所	団体漁業権	呉市安浦町
区Bね7	区第335号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ 次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 2から護岸沿い南西へ60メートルの所 亀戸新開南東角 安浦町亀戸婆石から西へ1番目の鼻 1から日之浦高須の鼻を見通す線上60メートルの所 1から日之浦高須の鼻を見通す線と距岸5メートルの線との交点 2から156度の線と距岸5メートルの線との交点 3から2を見通す線上5メートルの所 3から154度50メートルの所	団体漁業権	呉市安浦町
区Bね8	区第336号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町水尻しょうろ新開, 水尻新開	区域 基点1 基点2 次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 水尻新開護岸南端から護岸沿い北へ105メートルの所 しょうろ新開稚児明神鳥居中央	団体漁業権	呉市安浦町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ア イ ウ			
区Bね9	区第337号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町水尻しょうろ新開地先	区域 基点1 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 しょうろ新開稚児明神鳥居中央 1から39度30分240メートルの所 1から44度30分330メートルの所 1から53度30分300メートルの所 1から52度190メートルの所	団体漁業権	呉市安浦町
区Bね10	区第338号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町水尻しょうろ新開地先	区域 基点1 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 しょうろ新開稚児明神鳥居中央 1から12度30分580メートルの所 1から20度30分750メートルの所 1から51度30分640メートルの所 1から46度30分410メートルの所	団体漁業権	呉市安浦町
区Bね11	区第339号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町三津口実成新開地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 実成新開南東角(北側) 1から護岸沿い北へ180メートルの所 安浦町安浦港東側防波堤突端 安浦町安浦港東側防波堤東端(第一武智丸) 安浦町水尻しょうろ新開稚児明神鳥居中央 安浦町水尻新開から南へ1番目の鼻東端 1から東広島市安芸津町小芝島北端を見通す線と3から6を見通す線との交点 2から96度の線と3から6を見通す線との交点 2から96度の線と4から5を見通す線との交点 1从小芝島北端を見通す線と4から5を見通す線との	団体漁業権	呉市安浦町
区Bね12	区第340号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	呉市安浦町三津口子の浦新開地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のイウを距岸30メートルで結んだ線とウエ、エア、アイを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし、安浦漁業協同組合漁船巻揚施設へ通じる幅員50メートルの区域を除く。 子の浦新開の排水口 安浦漁業協同組合漁船巻揚施設東側のかき筏組場南西角(階段工上部)から護岸沿い東へ5メートルの所 1から安浦町水尻しょうろ新開南東角を見通す線上200メートルの所 1から安浦町水尻しょうろ新開南東角を見通す線と距岸30メートルの線との交点 2から安浦漁業協同組合漁船巻揚施設東側護岸に平行に引いた線と距岸30メートルの線との交点 2から安浦漁業協同組合漁船巻揚施設東側護岸に平行に引いた線上310メートルの所	団体漁業権	呉市安浦町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bの1	区第434号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	呉市豊浜町豊島山崎地先	区域 基点1 基点2 ア イ 次の1ア, アイ, イ2を結んだ3直線以西の防波堤及び護岸と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 呉市豊浜町豊島山崎漁港東側埋立地防波堤突端 呉市豊浜町豊島親水公園埋立地北端 1から三角島長崎鼻を見通す線上20メートルの所 2から三角島カメンドの鼻を見通す線上20メートルの所	団体漁業権	呉市豊浜町
区Bの2	区第435号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	呉市豊浜町立花地先	区域 基点1 基点2 ア イ 次の1ア, アイ, イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線及び立花船溜まり北側防波堤とによって囲まれた区域 呉市豊浜町立花船溜まり北側防波堤突端 豊浜町立花と豊町との海岸における境界 1から三角島長崎鼻を見通す線上100メートルの所 2から豊島北端を見通す線上200メートルの所	団体漁業権	呉市豊浜町
区Bは1	区第341号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町小松原地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 安芸津町小松原旧大芝フェリー発着場南西側付け根(小川の橋脚左岸付け根)から護岸沿い南へ91メートルのスベリの北西側付け根 安芸津町小松原戸町鼻から北へ1番目の鼻 1から安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上80メートルの所 1から安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上315メートルの所 2から大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上150メートルの所 2から大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
区Bは2	区第342号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町小松原地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根 安芸津町小松原山下水産(株)埋立地護岸南東角 1から安芸津町大芝島小福浦の鼻を見通す(154度30分)線上300メートルの所 1から安芸津町大芝島小福浦の鼻を見通す(154度30分)線上600メートルの所 2から大芝島久保の鼻を見通す(160度)線上360メートルの所 2から大芝島久保の鼻を見通す(160度)線上20メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
区Bは3	区第343号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町小松原地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根 安芸津町小松原山下水産(株)埋立地護岸北東角 安芸津町龍王島下浦ゴウヤ鼻南西端から海岸沿い東へ100メートルの所 1から安芸津町藍之島南端を見通す線上650メートルの 3から安芸津町大芝島大芝北漁港西港防波堤突端を見通す線上580メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bは4	区第344号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町小 松原地先	ウ エ 区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 2から大芝島地蔵鼻先端を見通す線と3から大芝島大 芝北漁港西港防波堤先端を見通す線との交点 2から地蔵鼻先端を見通す線上530メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 安芸津町小松原セイロ鼻(本木水産埋立地北側付け根 から護岸沿い北へ89メートルの所) 安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東 へ126メートルの護岸階段西側付け根 1から安芸津町龍王島ゴウヤ鼻北端を見通す線上170 メートルの所 1から安芸津町龍王島ゴウヤ鼻北端を見通す線上270 メートルの所 2から安芸津町藍之島南端を見通す線上430メートルの 2から安芸津町藍之島南端を見通す線上230メートルの	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松 原
区Bは5	区第345号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町風 早観音浜干拓地地先	ウ エ 区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 観音浜干拓地の市民グラウンド西側護岸の水門左角か ら護岸沿い東へ220メートルの所 観音浜干拓地東側防波堤先端 1から安芸津町龍王島北端を見通す線上630メートルの 1から安芸津町龍王島北端を見通す線上330メートルの 2から155度330メートルの所 2から155度660メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松 原
区Bは6	区第346号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町風 早安芸津干拓地地先	ウ エ 区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ313メートルの 安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ64メートルの所 1から安芸津町龍王島東端を見通す線上675メートルの 1から安芸津町龍王島東端を見通す線上175メートルの 2から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線上185メー トルの所 2から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線上695メー トルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早
区Bは7	区第347号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町龍 王島地先	ウ エ 区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケ コ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソアを結んだ15直線に よって囲まれた区域 龍王島ゴウヤ鼻南西端から海岸沿い東へ70メートルの 龍王島ゴウヤ鼻北端 龍王島北浦荷揚場南西角 龍王島北端 龍王島上浦埋立地南東角 龍王島沖の鼻東端(黒岩) 1から安芸津町大芝島白鼻を見通す線上90メートルの 1から安芸津町大芝島白鼻を見通す線上460メートルの 2から安芸津町小松原戸町鼻から北へ1番目の鼻を見 通す線上500メートルの所 2から安芸津町小松原山下水産(株)埋立地護岸南東角を 見通す線上450メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ 2から安芸津町風早JA芸南選果場埋立地護岸南東角を見通す線上300メートルの所 3から風早福原産業(株)埋立地護岸南西角を見通す線上350メートルの所 4から風早観音浜干拓地南東角を見通す線上300メートルの所 5から安芸津港西側防波堤突端を見通す線上350メートルの所 5から安芸津町唐船島南端を見通す線上450メートルの所 6から安芸津町藍之島北西端を見通す線上230メートルの所 6から安芸津町藍之島北西端を見通す線上130メートルの所 5から安芸津港西側防波堤突端を見通す線上50メートルの所 5から安芸津港西側防波堤突端を見通す線上120メートルの所 4から観音浜干拓地南東角を見通す線上90メートルの所 2から山下水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上150メートルの所		
区Bは8	区第348号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町龍王島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線によって囲まれた区域 2から海岸沿い北西へ270メートルの所 龍王島沖の鼻南端 1から安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上530メートルの所 1から安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上190メートルの所 2から大芝島地蔵鼻を見通す線上70メートルの所 2から大芝島地蔵鼻を見通す線上320メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早
区Bは9	区第349号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町大芝島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ オ 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ5直線によって囲まれた区域 大芝島北端(モチエの鼻北端)から海岸沿い南東へ50メートルの所(石積み護岸の北端) 大芝島パイヤの鼻(カーブミラーの所) 1から安芸津町龍王島南端を見通す線上100メートルの所 1から安芸津町龍王島南端を見通す線上350メートルの所 2から龍王島南東端を見通す線上700メートルの所 2から龍王島南東端を見通す線上600メートルの所 1から安芸津町藍之島西端を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早
区Bは10	区第350号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町大芝島地先	区域 基点1 基点2 ア イ 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線によって囲まれた区域 安芸津町風早大芝北小福浦物揚場スベリ6号の東側付け根 安芸津町風早大芝北棧橋東側付け根 1から安芸津町小松原山下水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上40メートルの所 1から安芸津町小松原山下水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上270メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ			
区Bは11	区第351号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町大芝島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	2から安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上310メートルの所 2から安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上70メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大芝島カブト岩 大芝島北端(モチエの鼻北端)から海岸沿い南東へ50メートルの所(石積み護岸の北端) 1から安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上40メートルの所 1から安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上400メートルの所 2から豊田高校護岸南東角を見通す線上370メートルの 2から豊田高校護岸南東角を見通す線上50メートルの	団体漁業権	東広島市安芸津町風早
区Bは12	区第352号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町大芝島地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大芝島地蔵鼻北端 大芝島バイヤの鼻(カーブミラーの所) 大芝島北端(モチエの鼻北端)から海岸沿い南東へ50メートルの所(石積み護岸の北端) 1から安芸津町龍王島南端を見通す線上170メートルの 3から安芸津町藍之島西端を見通す線上450メートルの 2から藍之島南端を見通す線上370メートルの所 2から藍之島南端を見通す線上160メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早
区Bは13	区第353号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町小松原地先	区域 基点1 ア イ	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイアを結んだ直線とによって囲まれた区域 安芸津町小松原ドライブイン黒浜南側の護岸階段北側付け根から護岸沿い北へ46メートルの所(排水口中央) 1から56度30分の線と距岸10メートルの線との交点 1から56度30分の線と小松原戸町鼻西側の距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
区Bは14	区第354号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町小松原地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区を除く。 安芸津町小松原山水産(株)埋立地護岸南西角から護岸沿い南へ93メートルの所 安芸津町小松原(旧)小松原小学校護岸北端の階段南側付け根(排水口)から護岸沿い北へ12メートルの所 1から安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 1から安芸津町藍之島南端を見通す線上60メートルの 2から安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上60メートルの所 2から安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線と距岸5メートルの線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原
区Bは15	区第355号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町小松原地先	区域 基点1	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 安芸津町小松原豊田高校南側護岸の延長線と国道護岸との交点から護岸沿い南へ70メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町風早, 小松原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点2 ア イ ウ エ		
区Bは16	区第356号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	団体漁業権	東広島市安芸津町風早
区Bは17	区第357号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	団体漁業権	東広島市安芸津町風早
区Bは18	区第358号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ オ	団体漁業権	東広島市安芸津町風早

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bひ1	区第359号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町三 津三協化成(株)地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 三協化成(株)敷地前護岸南西角 安芸津町安芸津港西防波堤南側付け根 1から安芸津町藍之島北端を見通す線上770メートルの 1から安芸津町藍之島北端を見通す線上420メートルの 2から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線上 400メートルの所 2から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線上 750メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町三津
区Bひ2	区第360号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木 谷地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 安芸津町木谷雲下市宮湯盛住宅前護岸南西角 安芸津町木谷東防波堤突端 安芸津町木谷小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北 側付け根前護岸点から護岸沿い南へ107メートルの所 の排水口中央(皇后岩) 安芸津町鼻線島南端 1から安芸津町藍之島東端を見通す線と3から安芸津 町安芸津港西防波堤南側付け根を見通す線との交点 2から藍之島東端を見通す線と3から安芸津港西防波 堤南側付け根を見通す線との交点 2から藍之島東端を見通す線と4から安芸津町三津三 協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点 1から藍之島東端を見通す線と4から三協化成(株)敷地 前護岸南西角を見通す線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
区Bひ3	区第361号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木 谷地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ オ カ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線に よって囲まれた区域 安芸津町木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い 南へ162メートルの所(中瀬の鼻) 3から護岸沿い南へ150メートルの所(排水口) 安芸津町木谷小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北 側付け根前護岸点(排水口)から護岸沿い南へ7メートル の所(排水口) 安芸津町鼻線島南端 安芸津町木ボロ島南西端 安芸津町唐船島西端 1から安芸津町藍之島北端を見通す線上50メートルの 1から安芸津町藍之島北端を見通す線と4から安芸津 町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線との交 4から安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線と5から 安芸津町三津三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す 線との交点 3から安芸津町龍王島北端を見通す線と6から4を見通 す線の延長線との交点 3から安芸津町龍王島北端を見通す線上100メートルの 2から藍之島北端を見通す線上40メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
区Bひ4	区第362号	第1種区画漁業	かき筏垂下式 養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木 谷地先	区域 基点1 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲ま れた区域 安芸津町木谷雲下市宮湯盛住宅前護岸南西角	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点2 安芸津町鼻線島南端 基点3 安芸津町木ボロ島北東端 基点4 安芸津町木ボロ島南西端 ア 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と2から安芸津町風早観音浜干拓地南西角を見通す線との交点 イ 2から観音浜干拓地南西角を見通す線と4から安芸津町三津三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点 ウ 3から安芸津町龍王島北端を見通す線と4から三協化成(株)敷地前護岸南西角を見通す線との交点 エ 1から津久賀島北東端を見通す線と3から龍王島北端を見通す線との交点		
区Bひ5	区第363号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町三津地先	区域 次のアウ, ウエ, エオ, オアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 安芸津町安芸津港西側防波堤の南側付け根 基点2 安芸津町鼻線島南端 基点3 安芸津町木ボロ島北東端 ア 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と2から安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線との交点 イ 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と3から安芸津町龍王島北端を見通す線との交点 ウ イから1を見通す線上50メートルの所 エ 3から龍王島北端を見通す線と平行にウから西へ650メートルの所 オ 2から安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上アから北西へ650メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
区Bひ6	区第364号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町三津地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 安芸津町風早安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ34メートルの所 基点2 安芸津町風早新来島ドック太平工場東側船台南東角 基点3 安芸津町木谷小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北側付け根前護岸点(排水口)から護岸沿い南へ107メートルの排水口中央(皇后岩) 基点4 安芸津町木ボロ島南西端 ア 1から安芸津町大芝島東端を見通す線と3から安芸津町JR風早駅陸橋を見通す(267度30分)線との交点 イ 2から安芸津町藍之島東端を見通す線と3からJR風早駅陸橋を見通す(267度30分)線との交点 ウ 2から安芸津町藍之島東端を見通す線と4から安芸津町龍王島の高を見通す線との交点 エ 1から大芝島東端を見通す線と4から龍王島の高を見通す線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
区Bひ7	区第365号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町藍之島地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 安芸津町藍之島西端 基点2 安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角から149度の線と藍之島北側海岸線との交点(北側のくぼ) 基点3 藍之島明神鼻光海神社鳥居中央	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						アイ ウ エ オ カ キ			
区B78	区第366号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木谷地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	1から安芸津町龍王島南端を見通す線上110メートルの 1から安芸津町龍王島南端を見通す線上240メートルの 2から安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上280メートルの所 3から安芸津町風早新来島ドック太平工場艦装岸壁西側付け根を見通す線上240メートルの所 3から安芸津町風早新来島ドック太平工場艦装岸壁西側付け根を見通す線上120メートルの所 2から安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上170メートルの所 2から安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上140メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
区B79	区第367号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木谷地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 2から護岸沿い北へ75メートルの所(安芸津町木谷尻護岸階段南側付け根) 安芸津町木谷尻矢野川暗渠中央 1から安芸津町木谷港一文字防波堤北西端を見通す線上40メートルの所 1から安芸津町木谷港一文字防波堤北西端を見通す線上5メートルの所 2から木谷港一文字防波堤南東端を見通す線上5メートルの所 2から木谷港一文字防波堤南東端を見通す線上40メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
区B710	区第368号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木谷小宿根地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ, エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 安芸津町木谷小宿根湾西鼻先端 安芸津町木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ140メートルの所 1から安芸津町鼻繰島北西端を見通す線上30メートルの所 1から安芸津町鼻繰島北西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 2から安芸津町藍之島北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bひ11	区第369号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木谷大宿根地先	エ 2から安芸津町藍之島北端を見通す線上30メートルの 次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 安芸津町木谷大宿根湾防波堤東側付け根 基点2 安芸津町木谷二馬手へ通じる農道の入り口前護岸点(護岸階段北側付け根から南へ13メートルの所) アイ 1から2を見通す線と距岸50メートルの線との交点 2から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
区Bひ12	区第370号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木谷二馬手地先	エ 2から安芸津町藍之島北端を見通す線上30メートルの 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 安芸津町木谷二馬手防波堤南側付け根 基点2 安芸津町木谷二馬手海底電線埋設施設前の護岸南東角から護岸沿い北へ53メートルの所(曲がり角) アイ 1から竹原市吉名町龍島北端を見通す線上7メートルの所 ウ 1から竹原市吉名町龍島北端を見通す線上56メートルの所 エ 2から龍島南端を見通す線上56メートルの所 2から龍島南端を見通す線上7メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
区Bひ13	区第371号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木谷二馬手地先	エ 2から安芸津町藍之島北端を見通す線上30メートルの 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 安芸津町木谷二馬手干拓地護岸北東角 基点2 安芸津町木谷二馬手防波堤南側付け根 アイ 1から二馬手防波堤突端を見通す線上80メートルの所 ウ 1から二馬手防波堤突端を見通す線上30メートルの所 エ 2から62度165メートルの所 2から竹原市吉名町龍島北端を見通す(78度30分)線上150メートルの所	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
区Bひ14	区第372号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町藍之島地先	エ 2から安芸津町藍之島北端を見通す線上30メートルの 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 藍之島明神鼻光海神社鳥居中央から海岸沿い西へ100メートルの所 基点2 藍之島西端 アイ 1から安芸津町三津新来島ドック太平工場艦装岸壁西側付け根を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 エ 2から安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 1から新来島ドック太平工場艦装岸壁西側付け根を見通す線と距岸50メートルの線との交点	団体漁業権	東広島市安芸津町三津, 木谷
区Bへ1	区第373号	第1種区画漁業	かき延縄垂下打式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町大串城ヶ浜地先	エ 2から安芸津町藍之島北端を見通す線上30メートルの 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大串九蔵鼻南側付け根(人工護岸との接点) 基点2 大串城ヶ浜南端(人工護岸との接点) アイ 1から大崎上島町津久賀島北東端を見通す線上30メートルの所 ウ 1から大崎上島町津久賀島北東端を見通す線上150メートルの所 2から大串城ヶ崎鼻西端を見通す線上150メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町中野, 大串, 東野

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bへ2	区第377号	第1種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業 わかめ養殖業 あかもく養殖業 あさり垂下式養殖業 いがい養殖業 ひおうぎがい養殖業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町長島地先	エ 2から大串城ヶ崎鼻西端を見通す線上30メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 長島福浦農道開通記念碑の東側護岸の階段北側付け長島深江中の鼻 1から大崎上島町箱島北端を見通す線と大崎上島町美加子島西端から長島東端を見通す線との交点 1から箱島北端を見通す線上アから東へ150メートルの2から大崎上島町中野向山刀崎北端を見通す線上エから東へ150メートルの所 2から大崎上島町中野向山刀崎北端を見通す線と美加子島西端から長島東端を見通す線との交点	団体漁業権	豊田郡大崎上島町中野, 大串, 東野
区Bへ3	(新規)	第1種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町生野島月ノ浦地先	エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域(生野島月浦地先) 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ 生野島金仏鼻の小屋(鼻先端の高の直下) 月ノ浦湾西岸から同湾内の小島とつながる鼻 月ノ浦奥部の石積階段の中央 1から生野島白州鼻東端を見通す線と3から竹原市忠海長浜1丁目竹原火力発電所煙突中央を見通す線との2から月ノ浦湾内の小島を見通す線の延長線と3から竹原市忠海長浜1丁目竹原火力発電所煙突中央を見通す線との交点 2から月ノ浦湾内の小島を見通す線上小島東端から300メートルの所 1から白洲鼻東端を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町中野, 大串, 東野
区Bへ4	区第374号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町大串洲の鼻地先	エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 大串西野干拓地西側防波堤北側付け根 大串洲の鼻北端 2から大串尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上150メートルの所 2から大串尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上200メートルの所 1から尾辺ヶ鼻を見通す線上100メートルの所 1から尾辺ヶ鼻を見通す線上40メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町中野, 大串, 東野
区Bへ5	区第375号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町大串西野干拓地地先	エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ 大崎上島町大串港西側棧橋東側付け根から護岸沿い東へ150メートルの所 大崎上島町大串港西側棧橋東側付け根から護岸沿い東へ200メートルの所 大崎上島町大串西野干拓地東側防波堤西側付け根 1から大串尾辺ヶ鼻を見通す線上300メートルの所 3から尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上490メートルの所 3から尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上280メートルの所 2から尾辺ヶ鼻から南東へ1番目の鼻を見通す線上160メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町中野, 大串, 東野



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Bへ6	区第376号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町大相賀島, 小相賀島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 大崎上島町長島中国電力(株)大崎発電所南西側護岸の南側付け根(自然海岸との接点) 大崎上島町大相賀島南端 2から1を見通す線上350メートルの所 2から1を見通す線上100メートルの所 イから1・2を結ぶ直線に直角に北西へ60メートルの所 アから1・2を結ぶ直線に直角に北西へ100メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町中野, 大串, 東野
区Bへ7	(新規)	第1種区画漁業	あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	豊田郡大崎上島町大西地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域(大西防波堤地先) 大西港大西地区北側の灯台のある一文字防波堤北東端から30メートルの所 大西港大西地区北側の灯台のある一文字防波堤北東端から90メートルの所 1から防波堤に直角に南東へ5メートルの所 1から防波堤に直角に南東へ25メートルの所 2から防波堤に直角に南東へ25メートルの所 2から防波堤に直角に南東へ5メートルの所	団体漁業権	豊田郡大崎上島町中野, 大串, 東野
区Bほ1	区第378号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹原市吉名町宗越地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 吉名町宗越山陽煉瓦工場護岸東角 吉名町宗越の湾奥排水口の石垣護岸内角から護岸沿い東へ70メートルの所(石垣護岸上部コンクリート東端) 1から吉名町西ヶ崎の鼻南端を見通す線上90メートル 1から吉名町西ヶ崎の鼻南端を見通す線上190メートルの所 2から吉名町明神の鼻北端を見通す線上115メートルの 2から吉名町明神の鼻北端を見通す線上15メートルの	団体漁業権	竹原市吉名町
区Bほ2	区第379号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹原市吉名町柏地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 吉名町柏の鼻南端から西へ1番目の鼻 吉名町柏の鼻南端から東へ1番目の鼻から海岸沿い北東へ20メートルの所 1から吉名町明神の鼻北端を見通す線上110メートルの 1から吉名町明神の鼻北端を見通す線上40メートルの 2から豊田郡大崎上島町木臼島西端を見通す線上30メートルの所 2から豊田郡大崎上島町木臼島西端を見通す線上90メートルの所	団体漁業権	竹原市吉名町
区Dい1	区第380号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町小松原小学校地先	区域 基点1 基点2 ア 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 2から護岸沿い南西へ200メートルの所 小松原小学校南東護岸角 1から安芸津町大芝島北海道電線東の標柱を見通す(130度)線上180メートルの所	個別漁業権	東広島市安芸津町小松原

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						イ ウ エ			
区Dい2	区第381号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町木谷地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 ア イ ウ エ オ カ キ	2から大芝島モチエの鼻を見通す線上180メートルの所 2から大芝島モチエの鼻を見通す線上300メートルの所 1から大芝島北海道電線東の標柱を見通す線上300メートルの所 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 安芸津町ホボロ島の高 安芸津町鼻線島南端 安芸津町木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ162メートルの所 安芸津町木谷大宿根西の防波堤西側付け根から護岸沿い西へ90メートルの所 安芸津町木谷本江の南西の鼻 安芸津町木谷赤崎鼻突端埋立地北側護岸付け根から護岸沿い西へ4メートルの所 1から2を見通す線上100メートルの所 2から1を見通す線上50メートルの所 3から鼻線島北端を見通す線上50メートルの所 4から1を見通す線上200メートルの所 5から1を見通す線上50メートルの所 6から1を見通す線上50メートルの所 1から5を見通す線上100メートルの所	個別漁業権	東広島市安芸津町木谷
区Dい3	区第382号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東広島市安芸津町大字木谷地先	区域 基点1 ア イ ウ エ	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角から護岸沿い東へ50メートルの所 1から安芸津町龍王島東端を見通す線上365メートルの所 1から安芸津町龍王島東端を見通す線上170メートルの所 1から168度260メートルの所 1から189度30分415メートルの所	個別漁業権	東広島市安芸津町木谷
区Cあ1	区第384号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	三原市鷺浦町小佐木島地先	区域 基点1	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 三原市鷺浦町小佐木島北端から南西に1番目の鼻南西護岸から南西へ23メートルの所	団体漁業権	三原市

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区		
						基点2 ア イ ウ エ				
区Cい1	区第385号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	尾道市瀬戸田町垂水地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	三原市鷺浦町小佐木島北端から南西に2番目の鼻1から三原市和田沖町三菱重工業和田沖町工場埋立地東角を見通す線上30メートルの所 1から三原市和田沖町三菱重工業和田沖町工場埋立地東角を見通す線上70メートルの所 2から三原市和田沖町三菱重工業和田沖町工場埋立地南西角を見通す線上40メートルの所 2から三原市和田沖町三菱重工業和田沖町工場埋立地南西角を見通す線上10メートルの所	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 尾道市瀬戸田町垂水サンセットビーチ北側護岸堤南端1から護岸堤沿い北へ50メートルの所(曲がり角) 1から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端(273度)を見通す線上30メートルの所 2から愛媛県今治市大三島(286度)を見通す線上30メートルの所 2から愛媛県今治市大三島(286度)を見通す線上50メートルの所 1から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端(273度)を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	尾道市瀬戸田町
区Cい2	区第386号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	尾道市瀬戸田町垂水地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 尾道市瀬戸田町垂水港防波堤西端 尾道市瀬戸田町垂水港防波堤付け根から護岸堤沿い北へ102メートルの防波堤角 1から2を見通す線上100メートルの所 1から2を見通す線上150メートルの所 1から2を見通す線に対し直角にイから20メートルの所 1から2を見通す線に対し直角にアから20メートルの所	団体漁業権	尾道市瀬戸田町	
区Cい3	(新規)	第1種区画漁業	いがい養殖業	1月1日から12月31日まで	尾道市瀬戸田町垂水地先	区域 基点1 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた範囲 尾道市瀬戸田町垂水サンセットビーチ北側護岸堤南端から護岸沿い北へ50メートルの所(曲がり角) 1から高根山の高(310メートル)を見通す線上600メートルの所 1から尾道市瀬戸田町高根山の東の高(218メートル)を見通す線上600メートルの所 1から愛媛県今治市大三島鳥取岬(285度)を見通す線上200メートルの所 1から愛媛県今治市大三島鳥取岬(285度)を見通す線上350メートルの所	団体漁業権	尾道市瀬戸田町	
区Cお1	区第387号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	尾道市東尾道松永湾干拓地地先	区域 基点1 基点2 ア	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 東尾道県営物揚場南西角 東尾道松永湾干拓地南東角の排水口中央(柵ケンスイ南側道路の北側の線の延長線と護岸との交点)から護岸沿い北へ261メートルの所(護岸取り付け部北東角) 1から尾道市浦崎町戸崎の鼻東端を見通す線上445メートルの所	団体漁業権	尾道市向東町, 山波町, 新高山1~3丁目, 東尾道	

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Cお2	区第388号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	尾道市向東町歌地先	イ ウ エ 1から尾道市浦崎町戸崎の鼻東端を見通す線上385メートル所 2から浦崎町手城鼻北端を見通す線上460メートルの所 2から浦崎町手城鼻北端を見通す線上520メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 向東町大磯鼻東端 基点2 1から護岸沿い西へ140メートルの所(護岸階段西側付け根) 基点3 向東町女法崎北東側のコンクリート護岸南端から護岸沿い北へ138メートルの所 基点4 尾道市浦崎町戸崎久保の鼻北西端 基点5 尾道市浦崎町戸崎南西端の鼻 アイウエ 2から5を見通す線上110メートルの所 2から5を見通す線上180メートルの所 3から4を見通す線上150メートルの所 3から1を見通す線上130メートルの所	団体漁業権	尾道市向東町, 山波町, 新高山1~3丁目, 東尾道
区Cお3	区第389号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	尾道市向東町加島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 加島一番浦東端 加島東端 1から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線上100メートルの所 1から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線上200メートルの所 2からカガラ山の高(164メートル)を見通す線上200メートルの所 ウからイウを結んだ直線と直角に南西へ100メートルの	団体漁業権	尾道市向東町, 山波町, 新高山1~3丁目, 東尾道
区Cお4	区第390号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	尾道市向東町松本新開地先	区域 基点1 アイウエ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 向東町松本新開南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ90メートルの所(南側防波堤から1番目のスベリ付け根中央) 1から50度170メートルの所 1から60度220メートルの所 1から85度200メートルの所 1から85度120メートルの所	団体漁業権	尾道市向東町
区Cか1	(新規)	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	尾道市百島町泊地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 浦崎町浦島漁協百島支所東側護岸南角(ゴミステーションの所) 基点1から北へ2つ目の鼻(カーブミラーの所) 1から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上100メートルの所 1から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上200メートルの所 2から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上170メートルの所 2から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上70メートルの所	団体漁業権	尾道市浦崎町, 百島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Cき1	区第391号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	尾道市向島町上江府島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 向島町干汐漁港南側防波堤付け根から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根 向島町干汐漁港南側防波堤付け根から護岸沿い南へ280メートルの所 1から上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩)を見通す線上330メートルの所 1から上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩)を見通す線上430メートルの所 2から尾道市向東町加島の高(104メートル)を見通す線上435メートルの所 2から尾道市向東町加島の高(104メートル)を見通す線上335メートルの所	団体漁業権	尾道市向島町
区Cき2	区第392号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町串山地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 向島町向島漁協埋立地(南側)東角 向島町干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所(スベリ北側付け根) 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上10メートルの所 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上130メートルの所 2から向島町上江府島北端を見通す線上180メートルの所 2から向島町上江府島北端を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	尾道市向島町
区Cき3	区第393号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町上江府島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 上江府島北西端 上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩) 1から向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上150メートルの所 1から向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上100メートルの所 2から干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上100メートルの所 2から干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上150メートルの所	団体漁業権	尾道市向島町
区Cき4	区第394号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業 いがい養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	尾道市向島町串山地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 向島町向島町漁協埋立地(南側)東角 向島町干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所(スベリ北側付け根) 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上130メートルの所 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上180メートルの所 2から向島町上江府島北端を見通す線上240メートルの所 2から向島町上江府島北端を見通す線上180メートルの所	団体漁業権	尾道市向島町
区Cき5	(新規)	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町串山地先	区域 次の2アを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、距岸5メートルの区域を除く。	団体漁業権	尾道市向島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 基点2 ア 向島町干汐漁港向島町漁協前の鋼製棧橋西側付け根 向島町干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所(スベリ北側付け根) 1から棧橋沿い南東へ18メートルの所(鋼製棧橋の南西端)		
区Cき6	区第395号	第1種区画漁業	いがい養殖業	1月1日から12月31日まで	尾道市向島町上江府島地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 上江府島北西端 上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩) 1から向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上100メートルの所 1から向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上50メートルの所 2から干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上50メートルの所 2から干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	尾道市向島町
区Cけ1	区第396号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	福山市田尻町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 田尻町田尻漁港南側防波堤突端から防波堤沿い南へ7メートルの所 福山市水呑町と田尻町との海岸線における境界 1から福山市走島町走島東端を見通す線上2,350メートルの所 1から福山市走島町走島東端を見通す線上600メートルの所 2から走島町袴島の高を見通す線上250メートルの所 2から走島町袴島の高を見通す線上2,000メートルの所	団体漁業権	福山市田尻町
区Cけ2	区第397号	第3種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	福山市田尻町地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 田尻町田尻漁港南側埋立地南側付け根 1から護岸沿い南へ274メートルの所(スベリ北側護岸付け根) 2から護岸沿い南へ192メートルの所(電柱基礎北東角) 1から121度45分37メートルの所 1から140度30分109メートルの所 2から63度50分107メートルの所 2から84度45分158メートルの所 3から103度50分155メートルの所 3から103度50分25メートルの所	団体漁業権	福山市田尻町
区Cけ3	区第398号	第1種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業 あかがい養殖	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市田尻町地先	区域 基点1 基点2 ア イ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、距岸50メートルの区域を除く。 福山市田尻町田尻漁港東側防波堤付け根から護岸沿い東へ80メートルの所 福山市水呑町竹ヶ端から西へ1つ目の鼻 1から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上300メートルの所 1から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上550メートルの所	団体漁業権	福山市田尻町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ウ エ			
区Cけ4	(新規)	第1種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	福山市田尻町地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ	2から福山市走島町袴島の高を見通す線上287メートルの所 2から福山市走島町袴島の高を見通す線上40メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。 田尻町田尻漁港南側防波堤突端から防波堤沿い南へ7メートルの所 田尻町田尻漁港南側埋立地南東角 1から福山市走島町走島東端を見通す線上1,920メートルの所 1から福山市走島町走島東端を見通す線上2,170メートルの所 2から福山市走島町ギボシの鼻を見通す線上2,090メートルの所 2から福山市走島町ギボシの鼻を見通す線上1,840メートルの所	団体漁業権	福山市田尻町
区Cこ1	区第399号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	福山市鞆町仙酔島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1アを結んだ直線、アイを距岸100メートルで結んだ線、2イを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 福山市鞆町仙酔島赤崎北端 1から海岸沿い南に250メートルの所 福山市鞆町原港北側防波堤北端 福山市鞆町原港護岸東側防波堤付け根から護岸沿い南東へ75メートルの所(護岸角) 1から3を見通す線上100メートルの所 2から4を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	福山市鞆町
区Cこ2	区第400号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	福山市鞆町仙酔島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の1ア、アイ、2イを結んだ3直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 福山市鞆町仙酔島あがりだての鼻 福山市鞆町仙酔島海喰門南端 福山市鞆町鞆支所前防潮堤北端から護岸沿い北へ7メートルの所 福山市鞆町弁天島南端 1から3を見通す線上100メートルの所 2から4を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	福山市鞆町
区Cこ3	区第401号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	福山市鞆町皇后島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ	次の3ア、アイ、4イを結んだ3直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 福山市鞆町仙酔島海喰門南端 1から海岸沿い東に240メートルの所 福山市鞆町皇后島西端 福山市鞆町皇后島北端 3から1を見通す線上150メートルの所 4から2を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	福山市鞆町
区Cさ1	区第402号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	福山市走島町走島神原地先	区域 基点1 基点2 基点3	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 走島神原の端 走島軍艦石 走島小山の鼻	団体漁業権	福山市走島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Cさ2	区第403号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	福山市走島町走島南浦, 金山鼻地先	ア 1から走島町鴻の石灯台を見通す(334度)線上300メートルの所 イ 1から福山市箕島町箕沖埋立地南角を見通す(357度30分)線上900メートルの所 ウ 2から箕沖埋立地東角を見通す(1度30分)線上880メートルの所 エ 2から岡山県笠岡市北木島高山鼻を見通す(70度)線上850メートルの所 オ 3から笠岡市梶子島の高を見通す(50度)線上600メートルの所 カ 3から笠岡市梶子島の高を見通す(50度)線上200メートルの所 キ 2から梶子島南端を見通す(58度)線上380メートルの所 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 走島走漁港(唐船地区)北側防波堤突端 基点2 走島金山鼻南端 基点3 走島走漁港(浦友地区)南側防波堤南側付け根 基点4 走島鵜の糞の鼻 ア 1から走島町袴島南端を見通す(51度)線上380メートルの所 イ 1から走島町袴島南端を見通す(51度)線上530メートルの所 ウ 2から岡山県笠岡市大飛島南西端を見通す(91度)線上600メートルの所 エ 2から岡山県笠岡市六島の高を見通す(118度)線上900メートルの所 オ 4から走島町宇治島火打石の鼻を見通す(173度)線上1,600メートルの所 カ 3から火打石の鼻を見通す(141度)線上730メートルの所 キ 2から大飛島南西端を見通す(91度)線上150メートルの所	団体漁業権	福山市走島町
区Cさ3	区第404号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	福山市走島町加治屋島地先	区域 次アイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ7直線によって囲まれた区域。ただし, 海底電線の保護区域を除く。 基点1 加治屋島北端 基点2 走島町走島走漁港(本浦地区)中防波堤北西角 基点3 走島町走島出崎の鼻 基点4 走島町走島鵜の糞の鼻 ア 1から福山市鞆町鞆港東側防波堤突端を見通す(306度)線上540メートルの所 イ 1から福山市鞆町鞆港東側防波堤突端を見通す(306度)線上140メートルの所 ウ 2から鞆町津軽島南端を見通す(292度)線上700メートルの所 エ 3から加治屋島(南側の島)西端を見通す線上650メートルの所 オ 3から加治屋島(南側の島)西端を見通す線上310メートルの所 カ 4から福山市内海町当木島南端を見通す(266度)線上900メートルの所	団体漁業権	福山市走島町



令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Cさ4	区第405号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	福山市走島町袴島地先	キ 4から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す(291度)線上1,770メートルの所 区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケオを結んだ5直線によって囲まれた区域 袴島北端 袴島南端 袴島北西端 1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す(14度)線上150メートルの所 2から笠岡市大飛島の高を見通す(113度)線上150メートルの所 2から走島町走島金山鼻南端を見通す(213度)線上150メートルの所 3から福山市沼隈町阿伏兎南端を見通す(275度)線上240メートルの所 1から稲積島西端を見通す(14度)線上1,250メートルの所 2から大飛島の高を見通す(113度)線上1,150メートルの所 2から162度680メートルの所 3から阿伏兎南端を見通す(275度)線上430メートルの所 3から福山市田尻町明神鼻を見通す(317度)線上1,050メートルの所	団体漁業権	福山市走島町
区Cさ5	区第406号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	福山市走島町宇治島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域 宇治島火打石の鼻 宇治島大釜の端 宇治島東端 宇治島南東端 1から走島鵜の糞の鼻を見通す(317度)線上180メートルの所 1から走島鵜の糞の鼻を見通す(317度)線上1,040メートルの所 3から走島町袴島南端を見通す(357度)線上980メートルの所 3から岡山県笠岡市六島西端を見通す(103度30分)線上950メートルの所 4から香川県三豊市託間町箱室浜北端を見通す(118度)線上1,080メートルの所 4から香川県観音寺市円上島の高を見通す(185度)線上500メートルの所 4から香川県観音寺市円上島の高を見通す(185度)線上150メートルの所 3から観音寺市伊吹島東端を見通す(166度)線上550メートルの所 3から六島西端を見通す(103度30分)線上160メートルの所 2から笠岡市大飛島西端を見通す(46度)線上130メートルの所	団体漁業権	福山市走島町
区Cさ6	区第436号	第1種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	福山市走島町走島唐船地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域	団体漁業権	福山市走島町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点1 走島小山の鼻南東護岸の階段北側付け根から護岸沿い北西に54メートルの所 基点2 走島徳利の鼻 基点3 走島前唐船の鼻 ア 1から走島町袴島北西端を見通す120メートルの所 イ 2から袴島北西端を見通す50メートルの所 ウ 3から袴島北西端を見通す線上50メートルの所 エ 3から袴島北西端を見通す線上150メートルの所 オ 2から袴島北西端を見通す線上150メートルの所 カ 1から袴島北西端を見通す線上200メートルの所		
区CL1	区第407号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	福山市沼隈町能登原小桜地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 沼隈町能登原(有)岩船水産西側棧橋西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所 基点2 沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所 アイ 1から沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上130メートルの所 イウ 1から沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上70メートルの所 ウエ 2から能登原本谷川河口左岸角を見通す線上70メートルの所 エ 2から能登原本谷川河口左岸角を見通す線上130メートルの所	団体漁業権	福山市沼隈町
区CL2	区第408号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市沼隈町能登原小桜地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 沼隈町能登原(有)岩船水産西側棧橋西側付け根から護岸沿い南西を5メートルの所 基点2 沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所 アイ 1から沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上70メートルの所 イウ 1から沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上50メートルの所 ウエ 2から能登原本谷川河口左岸角を見通す線上50メートルの所 エ 2から能登原本谷川河口左岸角を見通す線上70メートルの所	団体漁業権	福山市沼隈町
区CL3	区第409号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市沼隈町能登原小桜地先	区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市沼隈町桜地区船だまり防波堤突端 基点2 福山市沼隈町桜地区船だまり防波堤突端から防波堤沿い北西50メートルの所 ア 1から福山市沼隈町岩船鼻南端を見通す線上20メートルの所 イ 1から福山市沼隈町岩船鼻南端を見通す線上70メートルの所 ウ 2から沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東南角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所を見通す線上70メートルの所 エ 2から沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東南角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所を見通す線上20メートルの所	団体漁業権	福山市沼隈町

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Cす1	区第410号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島横田漁港地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 横田漁港東側防波堤突端 1から防波堤沿い東へ100メートルの所 1から田島西端を見通す線上300メートルの所 1から田島西端を見通す線上400メートルの所 2から339度400メートルの所 2から339度300メートルの所	団体漁業権	福山市内海町横島
区Cす3	区第412号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	福山市内海町横島小入僧地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 横島小入僧の南鼻 横島手の型岩北端 1から内海町田島高山の高を見通す線上50メートルの 1から内海町田島高山の高を見通す線上150メートルの 2から高山の高を見通す線上150メートルの所 2から高山の高を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	福山市内海町横島
区Cす4	区第413号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市内海町横島志垣地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 福山市内海町志垣地区の県道387号線の交差点(道路建設顕彰碑前)に設置されたカーブミラーの所 内海西部地区浄化センター敷地西角 1から尾道市百島町泊地区北側防波堤突端を見通す線上100メートルの所 1から尾道市百島町泊地区北側防波堤突端を見通す線上300メートルの所 2から尾道市百島町南端(だんご岩)を見通す線上300メートルの所 2から尾道市百島町南端(だんご岩)を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	福山市内海町横島
区Cす5	区第414号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市内海町横島入双地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 福山市内海町横田漁港西側防波堤(入双防波堤)付け根から護岸沿い南へ75メートルの所 横田漁港小入双防波堤突端 1から横田漁港一文字防波堤突端を見通す線上50メートルの所 1から横田漁港一文字防波堤突端を見通す線上150メートルの所 2から内海町田島明見川河口に設置された排水口を見通す線上250メートルの所 2から内海町田島明見川河口に設置された排水口を見通す線上150メートルの所	団体漁業権	福山市内海町横島
区Cす7	区第437号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	福山市内海町横島防地地先	区域 基点1 基点2 次のアイ、イウ、ウアを結んだ3直線によって囲まれた区域 福山市内海町横島横田港船巻き上げ施設北側護岸付け根から防波堤沿い東側に15メートルの所 内海町横島荷上場南側から1番目の防潮扉北端	団体漁業権	福山市内海町横島

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						基点3 内海町横島弁天橋橋脚北端から海岸沿い北に15メートルの所 基点4 内海町横島荷上場南側付け根 ア 1から2を見通す線と3から60度の線との交点 イ 1から2を見通す線と4から95度の線との交点 ウ 3から60度の線と4から95度の線との交点		
区Cせ1	区第416号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	福山市内海町田島番川原, 大浦地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キクを結ぶ7直線とクアを距岸80メートルで結んだ線によって囲まれた区域 基点1 田島番川原の小川河口右岸角 基点2 田島船津寒神社の西鼻 基点3 田島船津の小川河口中央 基点4 田島福山西警察署田島駐在所前のスベリ中央 基点5 田島大浦川河口左岸角(大浦の船だまり埋立地西側付け根(内角)から護岸沿い西へ67メートルの所) ア 1から尾道市片平礁の灯台を見通す線と距岸80メートルの線との交点 イ 1から尾道市片平礁の灯台を見通す線上200メートルの所 ウ 2から片平礁の灯台を見通す線上200メートルの所 エ 3から尾道市百島北東端を見通す線上200メートルの所 オ 4から福山市沼隈町クリクワゾワイを見通す線上200メートルの所 カ 5から内海町大が瀬灯台を見通す線上250メートルの所 キ 5から内海町大が瀬灯台を見通す線上130メートルの所 ク 4からクリクワゾワイを見通す線と距岸80メートルの線との交点	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ2	区第417号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	福山市内海町田島天満地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 田島大浦物揚場埋立地東側付け根 基点2 田島天満川河口左岸角 基点3 田島旧幸崎フェリー発着場防波堤北側付け根から西へ2番目の階段東側付け根から護岸沿い東へ38メートル ア 1から内海町大が瀬灯台を見通す線上60メートルの所 イ 1から内海町大が瀬灯台を見通す線上200メートルの所 ウ 2から福山市沼隈町大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通す(348度30分)線上200メートルの所 エ 3から沼隈町常石造船所東端のドック東側ウインチ置場南角を見通す線上200メートルの所 オ 3から沼隈町常石造船所東端のドック東側ウインチ置場南角を見通す線上60メートルの所 カ 2から大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通す(348度30分)線上60メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ3	区第418号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで	福山市内海町田島牛ノ首地先	区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 牛ノ首北西端 基点2 1から海岸沿い南へ100メートルの所 ア 1から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線上200メートルの所 イ 1から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線上100メートルの所 ウ 1から314度140メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Cせ4	区第419号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで	福山市内海町矢ノ島地先	エ オ カ 区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 2から田島釜谷川河口中央を見通す線上150メートルの 2から田島釜谷川河口中央を見通す線上300メートルの 1から306度310メートルの所 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 矢ノ島西端 矢ノ島北端 1から320度210メートルの所 1から334度290メートルの所 2から50度210メートルの所 2から78度150メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ5	区第420号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで	福山市内海町田島小箱地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交差点東の護岸点から護岸沿い南へ192メートルの所 田島箱崎漁港北側防波堤北側付け根から護岸沿い北へ103メートルの所 1から122度を見通す線上50メートルの所 1から122度を見通す線上150メートルの所 2から福山市走島町走島南西端を見通す(106度30分)線上120メートルの所 2から福山市走島町走島南西端を見通す(106度30分)線上20メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ6	区第421号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	福山市内海町田島地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 基点5 基点6 基点7 ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域 3から海岸沿い西へ550メートルの所 3から海岸沿い西へ400メートルの所 田島獅子落の鼻 田島鼻ぐりの鼻 田島二本松の鼻 7から海岸沿い西へ100メートルの所 田島日和山の鼻 1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上1,050メートルの所 2から上島町高井神島西端を見通す線上500メートルの 2から上島町高井神島西端を見通す線上250メートルの 3から上島町江の島西端を見通す線上250メートルの所 4から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上250メートルの所 5から円上島東端を見通す線上250メートルの所 7から円上島東端を見通す線上250メートルの所 6から円上島東端を見通す線上650メートルの所 4から円上島東端を見通す線上1,100メートルの所 3から江の島西端を見通す線上1,000メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ7	区第422号	第1種区画漁業	のり養殖業	11月1日から翌年3月31日まで	福山市内海町横島巳の浜地先	区域 基点1 基点2 基点3 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 横島越後の鼻東側のコンクリート護岸西端から海岸沿い南西へ70メートルの所(波消ブロック防波堤の西側付 横島巳の浜西の鼻の突端 横島地蔵鼻東端	団体漁業権	福山市内海町田島

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
						ア イ ウ エ オ カ 1から愛媛県越智郡上島町江の島東端を見通す線上200メートルの所 2から上島町百貫島灯台を見通す線上250メートルの所 3から上島町魚島西端を見通す線上250メートルの所 3から上島町魚島西端を見通す線上700メートルの所 2から百貫島灯台を見通す線上700メートルの所 1から江の島東端を見通す線上450メートルの所		
区Cせ8	区第423号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	福山市沼隈町阿伏兎地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 沼隈町阿伏兎観音石 沼隈町阿伏兎垂れ水の鼻 沼隈町と福山市鞆町との海岸線における境界(大石) 1から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上100メートルの所 1から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上150メートルの所 2から愛媛県越智郡上島町江の島西端を見通す線上360メートルの所 3から円上島西端を見通す線上500メートルの所 3から円上島西端を見通す線上150メートルの所 2から円上島西端を見通す線上100メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ9	区第424号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年2月末日まで	福山市鞆町平地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域。ただし、鞆町津軽島の距岸10メートルの区域を除く。 鞆町狐崎 鞆町玉津島西端 鞆町津軽島南端 1から157度30分500メートルの所 1から157度30分100メートルの所 2から沖のハチカサの瀬灯標を見通す線上100メートルの所 2から沖のハチカサの瀬灯標を見通す線上480メートルの所 3から沖のハチカサの瀬灯標を見通す線上300メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ10	区第425号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島横田漁港地先	区域 基点1 基点2 ア イ ウ エ 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 横田漁港東側防波堤突端 1から防波堤沿い東へ100メートルの所 1から田島西端を見通す線上150メートルの所 1から田島西端を見通す線上300メートルの所 2から339度300メートルの所 2から339度150メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ11	区第426号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島内浦地先	区域 基点1 基点2 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 田島黒越鼻北端 田島黒越鼻東端	団体漁業権	福山市内海町田島

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	
						ア イ ウ エ			
区Cせ12	区第427号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	福山市内海町矢ノ島地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ	1から田島牛ノ首北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 1から田島牛ノ首北端を見通す線上260メートルの所 2から田島白橋の南の鼻を見通す線上130メートルの所 2から田島白橋の南の鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸20メートルで結んだ線によって囲まれた区域 内海町田島箱崎漁港(寺山地区)東埋立地の防波堤東側付け根 内海町田島馬場崎の西側県道護岸の階段西側付け根から護岸沿南西に20メートルの所 内海町田島馬場崎北端 1から矢ノ島東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点 1から矢ノ島東端を見通す線上140メートルの所 3から矢ノ島北端を見通す線上230メートルの所 3から矢ノ島北端を見通す線上30メートルの所 2から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線と距岸20メートルの線との交点	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ13	区第428号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島牛ノ首地先	区域 基点1 基点2 基点3 ア イ ウ エ オ カ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 2から海岸沿い北へ78メートルの所 牛ノ首南端(親水護岸北側の石垣護岸の北端) 田島箱崎漁港(寺山地区)西埋立地西親水護岸上端南西角から護岸沿い北東へ64メートルの所 1から田島釜谷川河口中央を見通す線上150メートルの所 2から田島黒越鼻を見通す(251度30分)線上200メートルの所 2から田島黒越鼻を見通す(251度30分)線上130メートルの所 3から黒越鼻の登山道入口を見通す線上80メートルの所 3から黒越鼻の登山道入口を見通す線上420メートルの所 1から釜谷川河口中央を見通す線上300メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ14	区第429号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島内浦地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカキを距岸50メートルで結んだ線及びキアを結んだ直線とによって囲まれた区域 田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根 1から護岸沿い南へ270メートルの所 田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートルの所 田島黒越鼻北端 3から1を見通す線上270メートルの所 4から内海大橋の田島側から3番目の橋脚を見通す線上160メートルの所 2から田島牛ノ首北端を見通す線と2から内海大橋の田島側から3番目の橋脚を見通す線との交点 2から田島牛ノ首北端を見通す線上750メートルの所 4から田島牛ノ首北端を見通す線上260メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島

令和5年度漁業権一斉切替 広島海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項  
(2) 区画漁業権

計画番号	現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区
区Cせ15	区第430号	第1種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島内浦地先	カキ 4から田島牛ノ首北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 3から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点 次のエア、アイ、イウ、ウエを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根 基点2 1から護岸沿い南へ280メートルの所 基点3 田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートルの所 基点4 田島黒越鼻北端 ア 1から3を見通す線と2から田島牛ノ首北端を見通す線との交点 イ 2から牛の首北端を見通す線と4から内海大橋の田島側から3番目の橋脚を見通す線との交点 ウ 4から内海大橋の田島側から3番目の橋脚を見通す線上160メートルの所 エ 3から1を見通す線上270メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ16	区第431号	第1種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島小箱地先	区域 基点1 田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交差点東の護岸点から護岸沿い南へ92メートルの所 基点2 田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交差点東の護岸点から護岸沿い南へ192メートルの所 ア 1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上20メートルの所 イ 1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上120メートルの所 ウ 2から宇治島南西端を見通す線上150メートルの所 エ 2から宇治島南西端を見通す線上50メートルの所	団体漁業権	福山市内海町田島
区Cせ17	区第432号	第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	福山市内海町田島釜谷地先	区域 基点1 田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根 基点2 田島釜谷北の三叉路の護岸のカーブミラーの所 基点3 田島釜谷北の護岸スベリ南角から護岸沿い南へ66メートルの所 基点4 田島釜谷南の三叉路の護岸のカーブミラーの所 基点5 田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートルの所 ア 3から常石鉄工のクレーンを見通す線と2から4を見通す線との交点 イ 3から常石鉄工のクレーンを見通す線と1から5を見通す線との交点 ウ 4から常石鉄工のクレーンを見通す線と1から5を見通す線との交点 エ 4から常石鉄工のクレーンを見通す線と距岸10メートルの線との交点	団体漁業権	福山市内海町田島